

2017.9.6

シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型)
Aコース(為替ヘッジなし)／Bコース(為替ヘッジあり)
愛称「グランツール」
追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジなし)」および「シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年9月5日に関東財務局長に提出しており、平成29年9月6日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 平成29年9月5日
発行者名 : シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 柏木 茂介
本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。) : 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	36
第3【ファンドの経理状況】	42
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	119
第三部【委託会社等の情報】	120
約款	147

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）

シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）」を「Aコース（為替ヘッジなし）」、「シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）」を「Bコース（為替ヘッジあり）」ということがあります。
- ・愛称として「グランツール」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成 29 年 9 月 6 日から平成 30 年 3 月 2 日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として複数のインカムアセット（世界の高配当株式や債券等）に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ファンドは、主としてシュロダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を通じて、世界の高配当株式、債券等に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券に投資を行います。

② ファンドの基本的性格

＜シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）＞

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券等)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券等））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券等)))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券等））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 - ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

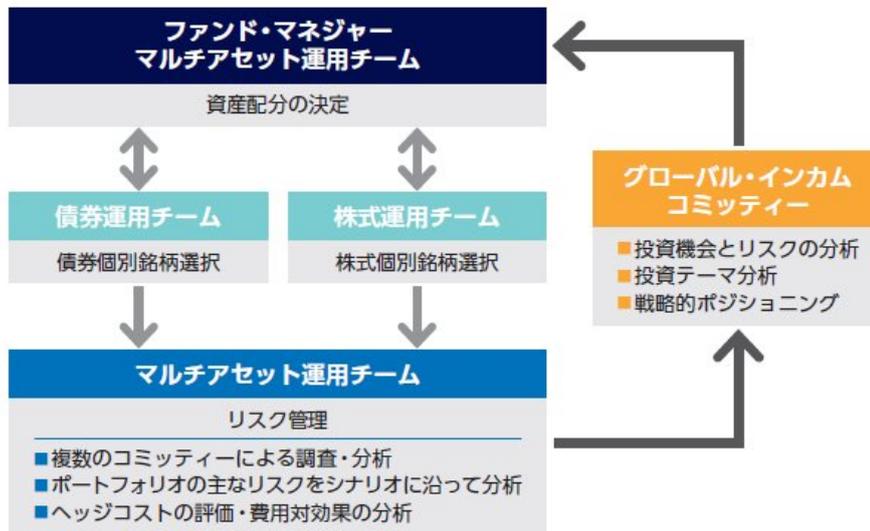
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

- ① 世界の債券や高配当株式など、魅力的な利回りが期待できる資産「インカムアセット」に投資します。
- ② 市場環境の変化や価格下落リスクに留意し、資産配分を柔軟に変更することで、安定的な運用成果を目指します。
- ③ アセット・アロケーション運用において豊富な経験を有する、シュロージャー・グループの運用力とグローバル・ネットワークを最大限に活用します。
- ④ 為替ヘッジ対応が異なる、2つのコースから選択いただけます。
Aコース(為替ヘッジなし)の実質外貨建て資産については、為替ヘッジは行いません。
Bコース(為替ヘッジあり)の実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

運用プロセス

マルチアセット運用チームがインカムアセットの資産配分の決定とポートフォリオ全体のリスク管理を行います。株式、債券の銘柄選択にあたっては、株式運用チームと債券運用チームが担当します。



※上記はマザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラス」投資証券)にかかるシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。
※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

■ 投資比率が高位に保たれる投資信託証券

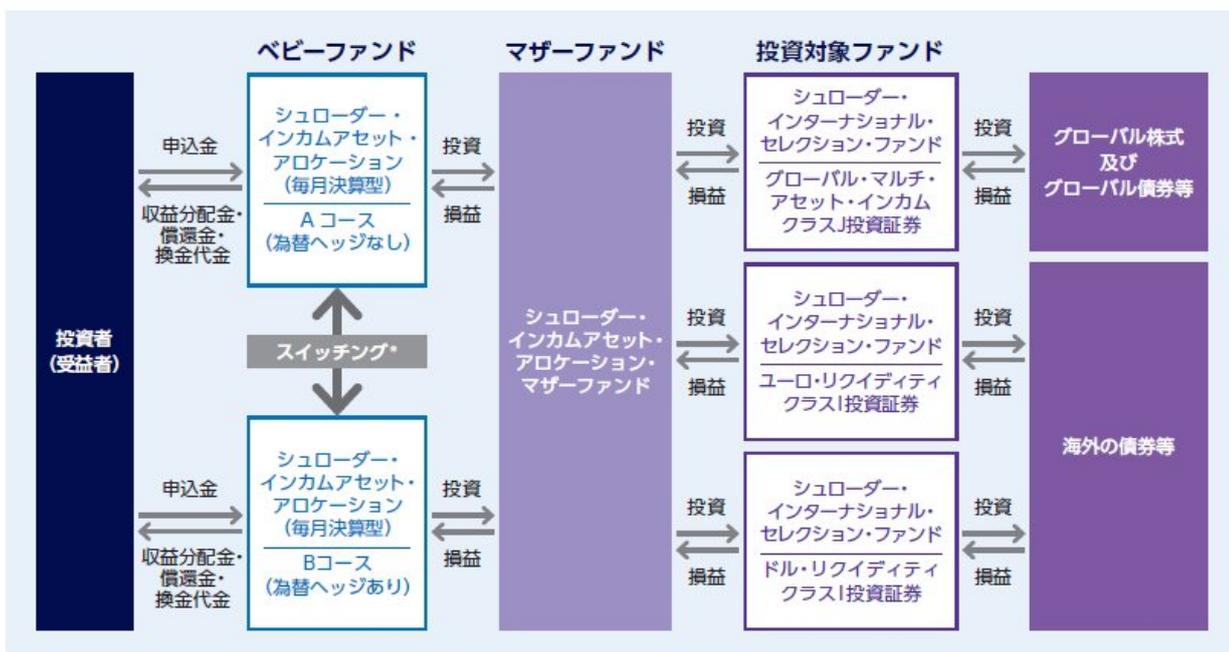
複数のインカムアセット(世界の高配当株式、債券等)に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券
 「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラス」投資証券」

■ 投資比率が低位に保たれる投資信託証券

海外の債券等に投資する投資信託証券

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス」投資証券」

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラス」投資証券」



*販売会社によってはスイッチングの取扱いを行っていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

資金の動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。
- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。

分配方針

原則毎月3日の決算時(休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。
なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金の動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

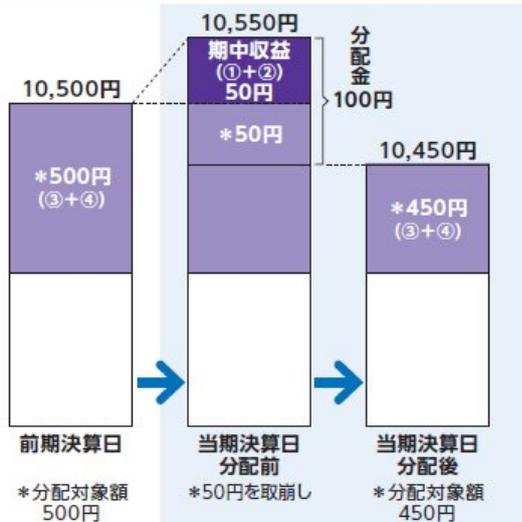
投資信託で分配金が支払われるイメージ



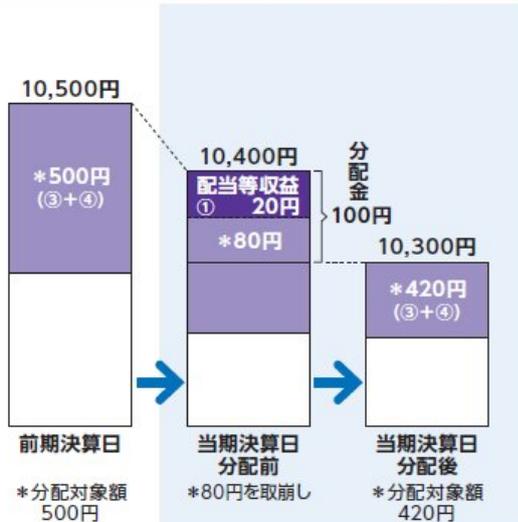
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収益調整金: 新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・ Aコース(為替ヘッジなし)とBコース(為替ヘッジあり)合わせて1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

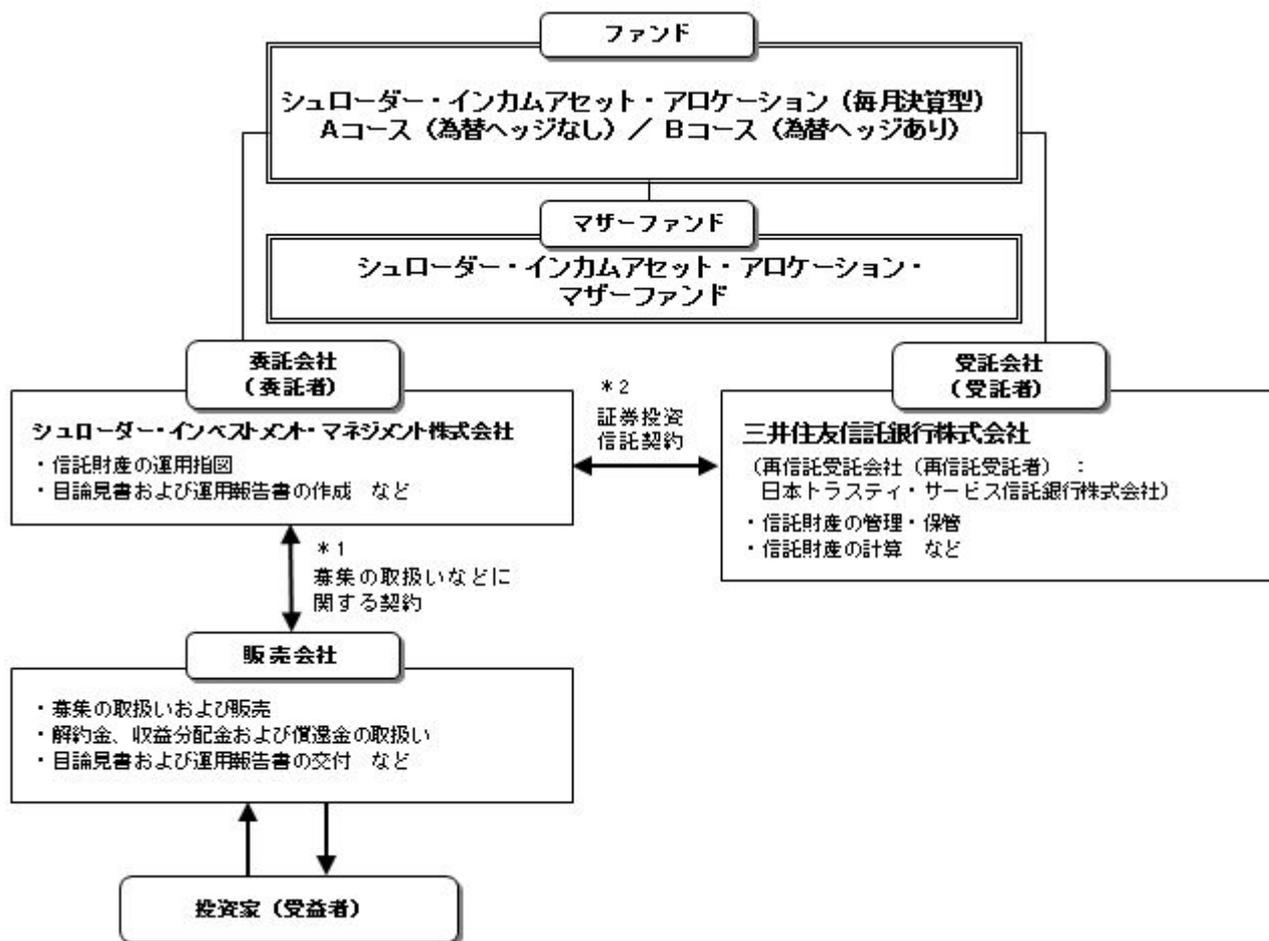
(2) 【ファンドの沿革】

平成 25 年 6 月 4 日

・信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

*2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況 (平成 29 年 6 月末現在)

1) 資本金

490 百万円

2) 沿革

昭和 60 年 12 月 10 日 : 株式会社シュロージャー・インベストメント・マネージメント設立

平成 3 年 12 月 20 日 : シュロージャー投信株式会社設立

平成 9 年 4 月 1 日 : シュロージャー投信株式会社と株式会社シュロージャー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュロージャー投信投資顧問株式会社設立

平成 19 年 4 月 3 日 : シュロージャー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成 24 年 6 月 29 日 : シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社 (以下「当社」ということがあります。) に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュロージャー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン グreshamストリート 31	9,800 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券や海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を行います。
- ③ Aコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④ Bコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 金銭債権
 - ハ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図、有価証券売却等の指図、資金の借入、担保権の設定を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	<p>① 投資信託証券（以下「指定投資信託証券」または「投資対象ファンド」といいます。）を通じて複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等、以下同じ。）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行います。なお指定投資信託証券は別に定めます。</p> <p>② 指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市況動向および資金動向を勘案して決定するものとし、原則として複数のインカムアセットに投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。</p> <p>③ 別に定める指定投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。</p> <p>④ 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた時ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少した時には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ デリバティブの直接利用は行いません。</p> <p>④ 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。</p> <p>⑤ 約款および規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

<参考：指定投資信託証券（投資対象ファンド）の概要>

平成 29 年 6 月末現在における投資対象ファンドの概要です。

※投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

※今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラス J 投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て	
運用の基本方針	主としてグローバル株式やグローバル債券などの資産クラスへの直接投資、もしくは、投資信託証券や金融派生商品（先物、オプション、クレジット・デフォルト・スワップ等）への間接投資を通じて、収益確保および中長期的な元本成長を目指します。	
主な投資対象	主としてグローバル株式やグローバル債券などへ投資します。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の 10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の 20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の 5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の 40%以下とします。 	
設定日	平成 25 年 5 月 22 日	
投資運用報酬	なし	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率 0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12 月 31 日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ） エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス I 投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／ユーロ建て	
運用の基本方針	主として、ユーロ建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が 12 ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮に入れる）、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提とします。	
主な投資対象	主としてユーロ建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の 10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の 20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の 5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の 40%以下とします。 	
設定日	平成 14 年 5 月 22 日	
投資運用報酬	なし	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率 0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12 月 31 日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ） エス・エイ

	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラス I 投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て	
運用の基本方針	主として、ドル建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が 12 ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮に入れる）、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提とします。	
主な投資対象	主として米ドル建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の 10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の 20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の 5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の 40%以下とします。 	
設定日	平成 14 年 7 月 4 日	
投資運用報酬	なし	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率 0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12 月 31 日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保管会社	J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

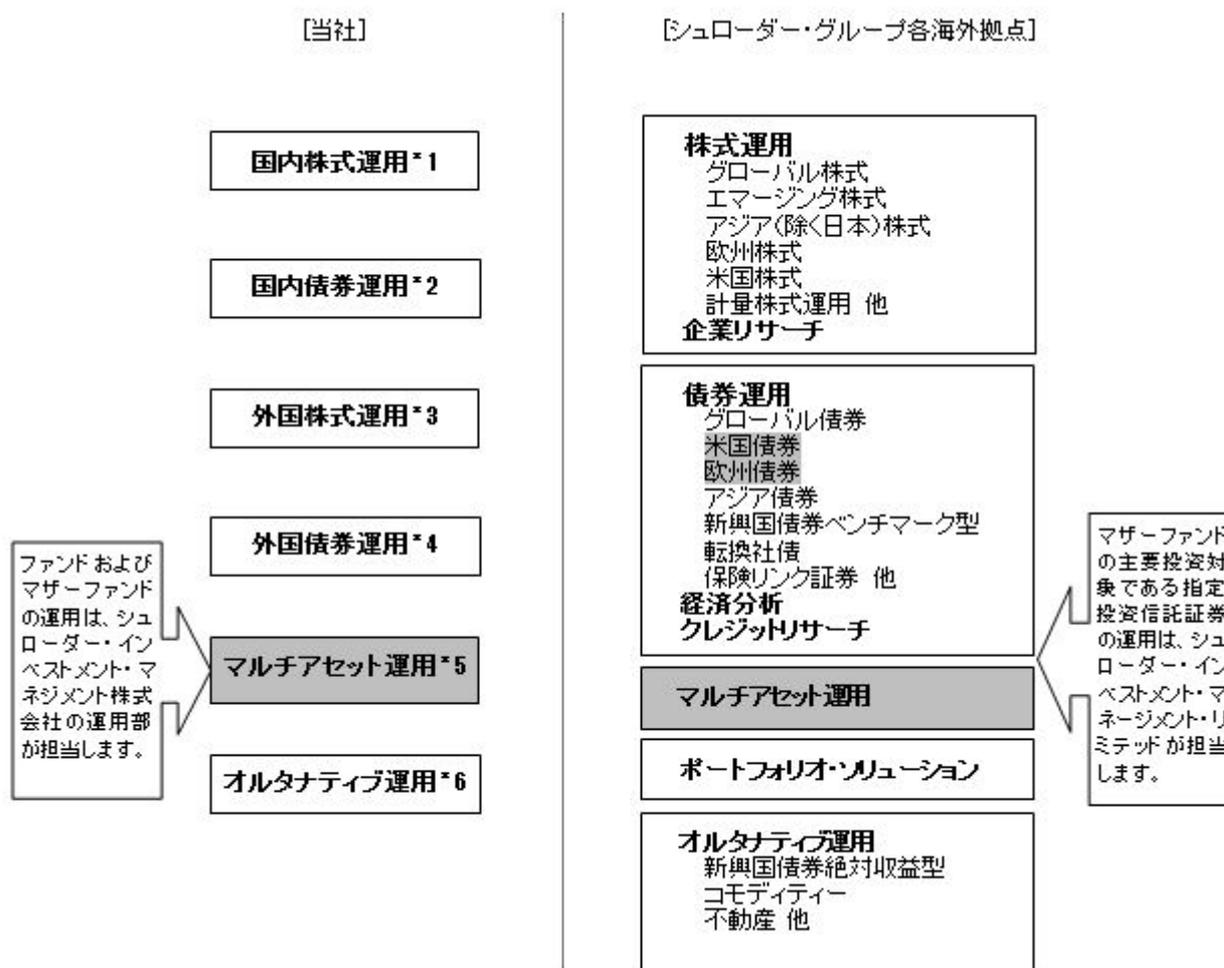
※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（マルチアセット運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体の運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

② 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部や口座担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

③ 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

※上記体制は平成 29 年 6 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

① 収益配分方針

毎決算時（毎月 3 日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき配分を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、1) の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません。
- 4) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図および範囲
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

7) 公社債の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

8) 資金の借入

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内

ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合がありますことにつきご注意ください。

① 組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

② 公社債の価格変動リスク

1) 金利変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

2) 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

1) 為替変動リスク

< Aコース（為替ヘッジなし） >

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

< Bコース（為替ヘッジあり） >

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、米ドルと対円での為替ヘッジを行います。この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際には、通常、ヘッジ対象通貨と日本の金利差相当分程度の為替ヘッジコストがかかります。また、米ドル以外の通貨の資産にも投資を行いますので、米ドルと米ドル以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。したがって、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

2) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

④ デリバティブ取引のリスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産においてはデリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク（取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと）により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

⑤ 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

<その他の留意事項>

① 換金に関する制限

1) 信託期間中であっても、下記のいずれかに該当する場合は、換金の申込みを受付けません。

- ・ 国内の休業日
- ・ ロンドン証券取引所の休業日
- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ルクセンブルク証券取引所の休業日
- ・ ロンドンの銀行の休業日
- ・ ニューヨークの銀行の休業日
- ・ ルクセンブルクの銀行の休業日

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合には、換金の申込みを受け付けないことがあります。

3) 大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

② ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

③ 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 収益分配金に関する留意事項

ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

⑤ 信託の途中終了

信託契約の一部解約により、Aコース（為替ヘッジなし）、Bコース（為替ヘッジあり）それぞれの受益権の口数が25億口を下回るようになった場合、または取引市場の大幅な変動などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

⑥ 買付・換金の中止

金融商品取引所等*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいはすでに受付けた当該申込みの受付けを取り消すことがあります。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

⑦ 運用の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

⑧ 運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

⑨ 店頭デリバティブ取引に適用される制限に関する留意点

店頭デリバティブ取引等の国際的な規制強化を受けて、一定のデリバティブ取引について、取引所等において取引し清算機関を通じて決済することが、また一定の店頭デリバティブ取引について清算機関における清算と証拠金の提供が求められることとなります。さらに一定の清算機関を通さない非清算店頭デリバティブ取引については、取引当事者間での証拠金の授受が求められることとなります。ファンドが店頭デリバティブ取引等を活用する場合、当該規制による店頭デリバティブ・ディーラーのコスト増を受けた運用管理費用

の増大や、証拠金拠出に備えた現金等の保有比率の高まりによる投資対象資産の組入比率の低下等により、ファンドの投資目的達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、清算ブローカーや清算機関が支払不能又は債務不履行に陥った場合、ファンドが拠出した証拠金が回収できなくなり、清算金の返金が遅れる可能性があります。この他、規制対象とならない店頭デリバティブ取引を行う場合、規制対象のデリバティブ取引に比べ、信用リスクや決済リスクその他のリスクが複雑なものとなる可能性があります。

(2) リスク管理体制

① ファンドの運用リスク管理

<シュロージャー・グループ全体の運用リスク管理>

シュロージャー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュロージャー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

② 内部牽制体制の整備状況

シュロージャー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュロージャー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

③ 内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュロージャー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

④ 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュロージャー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) * 準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に行われています。

* グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) とは、IPC (Investment Performance Council) が所管するパフォーマンス基準 (資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準) をいいます。

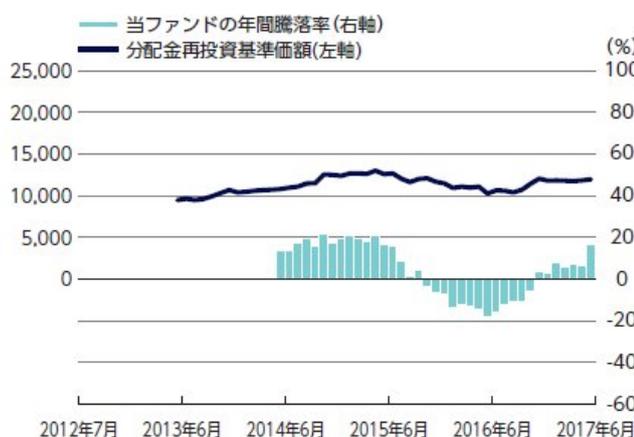
※上記体制は平成 29 年 6 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

Aコース(為替ヘッジなし)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2012年7月末～2017年6月末

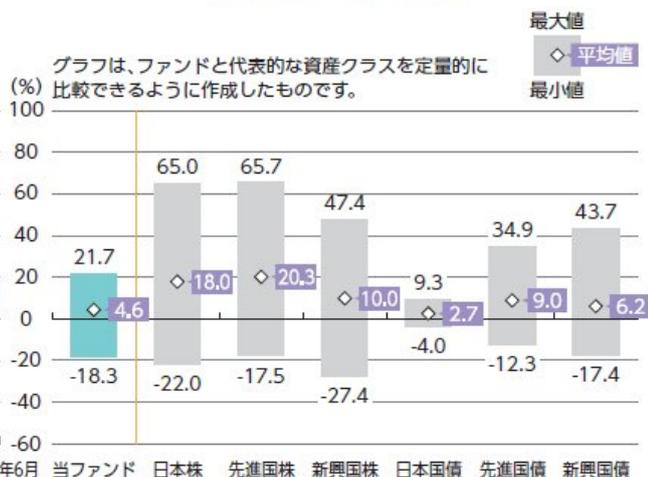


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2014年6月から2017年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2012年7月末～2017年6月末

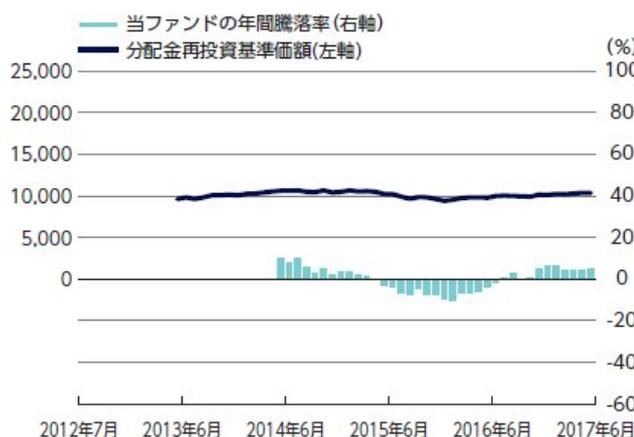


* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2012年7月から2017年6月の5年間(当ファンドは2014年6月から2017年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Bコース(為替ヘッジあり)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2012年7月末～2017年6月末

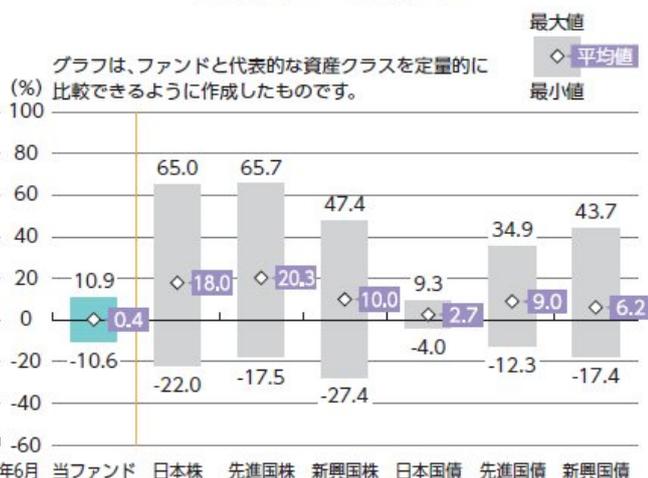


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2014年6月から2017年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2012年7月末～2017年6月末



* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2012年7月から2017年6月の5年間(当ファンドは2014年6月から2017年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

- 日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株 … MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI国債
- 先進国債 … シティ世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)
- 新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは許可されません。また、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておらず、また、MSCIはこの資料の作成者ではありません。いかなるMSCIのデータも、投資のアドバイスや、どのような種類の投資決定を行う事(又は行わない事)の推奨を行う意図は無く、また、そのようにみなされるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)

シティ世界国債インデックス (除く日本, 円ベース) は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率 1.674%（税抜 1.55%）を乗じて得た額とします。（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

(年率/税抜)

	運用管理費用(信託報酬)の配分	役務の内容
委託会社	0.75%	ファンドの運用判断、受託会社への指図 基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、 および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	0.75%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への 情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
投資対象ファンド (投資運用会社)	ありません。	—
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	年率1.674%(税抜1.55%)	—

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※なお、マザーファンドが組入れる投資対象ファンド（投資運用会社）の信託報酬はありませんので、投資者が実質的に負担する信託報酬は年率 1.674%（税抜 1.55%）となります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

- ① 組入有価証券の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等相当額
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額
- ③ その他の諸費用およびこれらに係る消費税等相当額。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 - 1) 監査費用
 - 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
 - 3) 目論見書の作成・印刷・交付費用
 - 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
 - 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
 - 6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用
 - 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
 - 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
 - 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 - 10) 格付の取得に要する費用

委託会社は、上記③の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率 0.108%（税抜 0.10%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.108%（税抜 0.10%）を上限としてこれを変更することができます。

上記③の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

- ④ マザーファンドが組入れる投資対象ファンドの純資産総額に対して年率 0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

※上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

※（4）その他の手数料等のうち、①および②の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記（3）および（4）の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課

税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

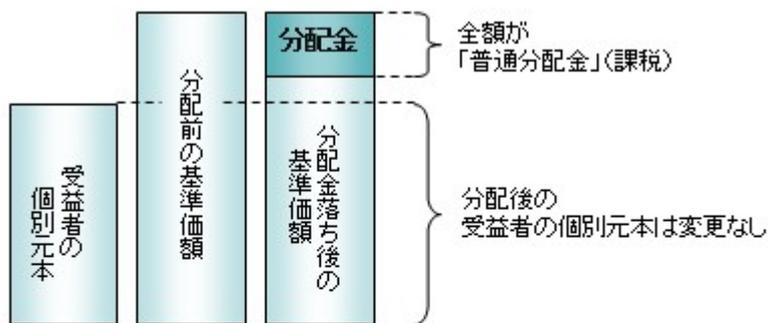
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

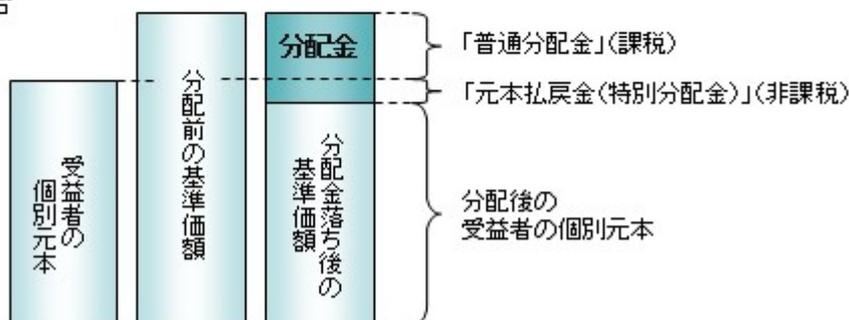
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



⑤ 米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA 上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPPFI」という。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

※上記は平成29年6月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2017年6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	9,120,190,027	100.12
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△10,736,247	△0.12
合計（純資産総額）		9,109,453,780	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド	7,125,705,155	1.2666	9,025,418,150	1.2799	9,120,190,027	100.12

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.12
合計	100.12

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末（2013年12月3日）	1	1	1.0379	1.0379
第2 特定期間末（2014年6月3日）	1	1	1.0643	1.0743
第3 特定期間末（2014年12月3日）	358	361	1.1693	1.1793
第4 特定期間末（2015年6月3日）	3,740	3,772	1.1453	1.1553
第5 特定期間末（2015年12月3日）	6,250	6,312	1.0141	1.0241
第6 特定期間末（2016年6月3日）	6,329	6,403	0.8483	0.8583
第7 特定期間末（2016年12月5日）	6,011	6,083	0.8334	0.8434

第8 特定期間末 (2017年 6月 5日)	8,638	8,719	0.8014	0.8089
2016年 6月末日	5,974	—	0.8006	—
7月末日	6,129	—	0.8202	—
8月末日	6,009	—	0.8070	—
9月末日	5,707	—	0.7804	—
10月末日	5,796	—	0.7949	—
11月末日	6,007	—	0.8355	—
12月末日	6,374	—	0.8716	—
2017年 1月末日	6,397	—	0.8436	—
2月末日	6,644	—	0.8358	—
3月末日	7,047	—	0.8221	—
4月末日	8,029	—	0.8114	—
5月末日	8,549	—	0.8078	—
6月末日	9,109	—	0.8085	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1 特定期間	2013年 6月 4日～2013年 12月 3日	0.0000
第2 特定期間	2013年 12月 4日～2014年 6月 3日	0.0200
第3 特定期間	2014年 6月 4日～2014年 12月 3日	0.0600
第4 特定期間	2014年 12月 4日～2015年 6月 3日	0.0600
第5 特定期間	2015年 6月 4日～2015年 12月 3日	0.0600
第6 特定期間	2015年 12月 4日～2016年 6月 3日	0.0600
第7 特定期間	2016年 6月 4日～2016年 12月 5日	0.0600
第8 特定期間	2016年 12月 6日～2017年 6月 5日	0.0550

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1 特定期間	2013年 6月 4日～2013年 12月 3日	3.79
第2 特定期間	2013年 12月 4日～2014年 6月 3日	4.47
第3 特定期間	2014年 6月 4日～2014年 12月 3日	15.50
第4 特定期間	2014年 12月 4日～2015年 6月 3日	3.08
第5 特定期間	2015年 6月 4日～2015年 12月 3日	△6.22
第6 特定期間	2015年 12月 4日～2016年 6月 3日	△10.43
第7 特定期間	2016年 6月 4日～2016年 12月 5日	5.32
第8 特定期間	2016年 12月 6日～2017年 6月 5日	2.76

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 特定期間	2013 年 6 月 4 日～2013 年 12 月 3 日	1,565,668	20,000
第 2 特定期間	2013 年 12 月 4 日～2014 年 6 月 3 日	657,567	515,145
第 3 特定期間	2014 年 6 月 4 日～2014 年 12 月 3 日	315,873,109	10,665,198
第 4 特定期間	2014 年 12 月 4 日～2015 年 6 月 3 日	3,018,066,640	59,392,369
第 5 特定期間	2015 年 6 月 4 日～2015 年 12 月 3 日	3,276,140,460	377,748,104
第 6 特定期間	2015 年 12 月 4 日～2016 年 6 月 3 日	1,695,600,369	398,308,883
第 7 特定期間	2016 年 6 月 4 日～2016 年 12 月 5 日	580,622,308	828,755,342
第 8 特定期間	2016 年 12 月 6 日～2017 年 6 月 5 日	4,984,482,614	1,417,695,560

(注) 第 1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2017年6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	296,671,472	102.68
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△7,747,777	△2.68
合計（純資産総額）		288,923,695	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド	231,792,697	1.2669	293,669,372	1.2799	296,671,472	102.68

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	102.68
合計	102.68

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末（2013年12月3日）	1	1	1.0067	1.0067
第2 特定期間末（2014年6月3日）	1	1	1.0456	1.0506
第3 特定期間末（2014年12月3日）	8	8	1.0176	1.0226
第4 特定期間末（2015年6月3日）	114	114	0.9734	0.9784
第5 特定期間末（2015年12月3日）	96	97	0.8875	0.8925
第6 特定期間末（2016年6月3日）	102	103	0.8570	0.8620
第7 特定期間末（2016年12月5日）	114	115	0.8324	0.8374
第8 特定期間末（2017年6月5日）	285	286	0.8489	0.8524

2016年6月末日	102	—	0.8533	—
7月末日	104	—	0.8659	—
8月末日	104	—	0.8655	—
9月末日	115	—	0.8580	—
10月末日	115	—	0.8486	—
11月末日	115	—	0.8402	—
12月末日	120	—	0.8540	—
2017年1月末日	119	—	0.8464	—
2月末日	119	—	0.8514	—
3月末日	134	—	0.8447	—
4月末日	227	—	0.8449	—
5月末日	241	—	0.8475	—
6月末日	288	—	0.8448	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2013年6月4日～2013年12月3日	0.0000
第2特定期間	2013年12月4日～2014年6月3日	0.0100
第3特定期間	2014年6月4日～2014年12月3日	0.0300
第4特定期間	2014年12月4日～2015年6月3日	0.0300
第5特定期間	2015年6月4日～2015年12月3日	0.0300
第6特定期間	2015年12月4日～2016年6月3日	0.0300
第7特定期間	2016年6月4日～2016年12月5日	0.0300
第8特定期間	2016年12月6日～2017年6月5日	0.0270

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2013年6月4日～2013年12月3日	0.67
第2特定期間	2013年12月4日～2014年6月3日	4.86
第3特定期間	2014年6月4日～2014年12月3日	0.19
第4特定期間	2014年12月4日～2015年6月3日	△1.40
第5特定期間	2015年6月4日～2015年12月3日	△5.74
第6特定期間	2015年12月4日～2016年6月3日	△0.06
第7特定期間	2016年6月4日～2016年12月5日	0.63
第8特定期間	2016年12月6日～2017年6月5日	5.23

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1 特定期間	2013年6月4日～2013年12月3日	1,030,135	0
第2 特定期間	2013年12月4日～2014年6月3日	186,264	0
第3 特定期間	2014年6月4日～2014年12月3日	8,503,021	1,183,728
第4 特定期間	2014年12月4日～2015年6月3日	110,207,499	1,542,303
第5 特定期間	2015年6月4日～2015年12月3日	5,595,101	13,522,482
第6 特定期間	2015年12月4日～2016年6月3日	11,486,937	693,748
第7 特定期間	2016年6月4日～2016年12月5日	20,795,300	3,182,353
第8 特定期間	2016年12月6日～2017年6月5日	207,785,460	9,701,199

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

以下の運用状況は2017年6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルク	11,129,223,067	95.98
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	466,250,194	4.02
合計 (純資産総額)		11,595,473,261	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund Global Multi-Asset Income Class J	1,173,143.61	9,556.55	11,211,209,535	9,486.65	11,129,211,743	95.98
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.9	12,574.44	11,317	12,582.22	11,324	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	95.98
合計	95.98

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移

Aコース(為替ヘッジなし)

基準価額	8,085円
純資産総額	9,109百万円

Bコース(為替ヘッジあり)

基準価額	8,448円
純資産総額	289百万円



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※設定日:2013年6月4日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2017年2月	2017年3月	2017年4月	2017年5月	2017年6月	直近1年間累計	設定来累計
Aコース	100円	100円	100円	75円	75円	1,150円	3,750円
Bコース	50円	50円	50円	35円	35円	570円	1,870円

主要な資産の状況

■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンドグローバル・マルチ・アセット・インカム クラス投資証券	投資証券	95.98
2	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド ドル・リクイディティ クラス投資証券	投資証券	0.00

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。
 ※資産別比率はマザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラス投資証券」の組入状況です。

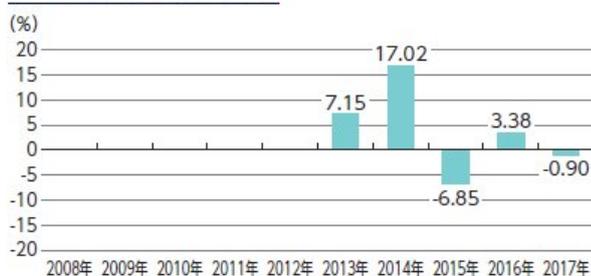
■ 資産別比率

資産名称	投資比率(%)
高配当株式	31.4
ハイイールド債券	20.0
投資適格債券	2.4
米ドル建て新興国債券	14.0
現地通貨建て新興国債券	16.3
先進国国債	2.9
その他インカムアセット	8.1
キャッシュ等	5.1

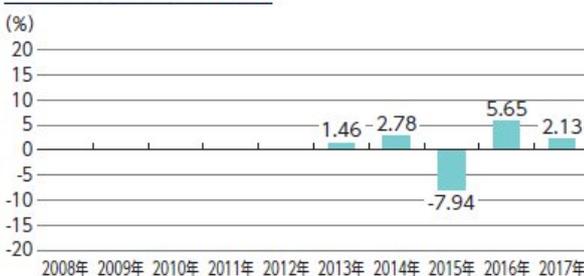
※「キャッシュ等」は、純資産総額から株式・債券・その他インカムアセットのネット(ヘッジ考慮後)のポジションを差し引いたものです。

年間収益率の推移

Aコース(為替ヘッジなし)



Bコース(為替ヘッジあり)



※ファンドにベンチマークはありません。
 ※2013年6月4日が設定日のため、2012年以前の実績はありません。2013年は6月4日から12月末までの騰落率です。
 ※2017年は1月から6月末までの騰落率です。
 ※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）

シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。

- ・国内の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(11) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米

国人に対してもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対してもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人でない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933年証券法に基づきルール501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。

- ・国内の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

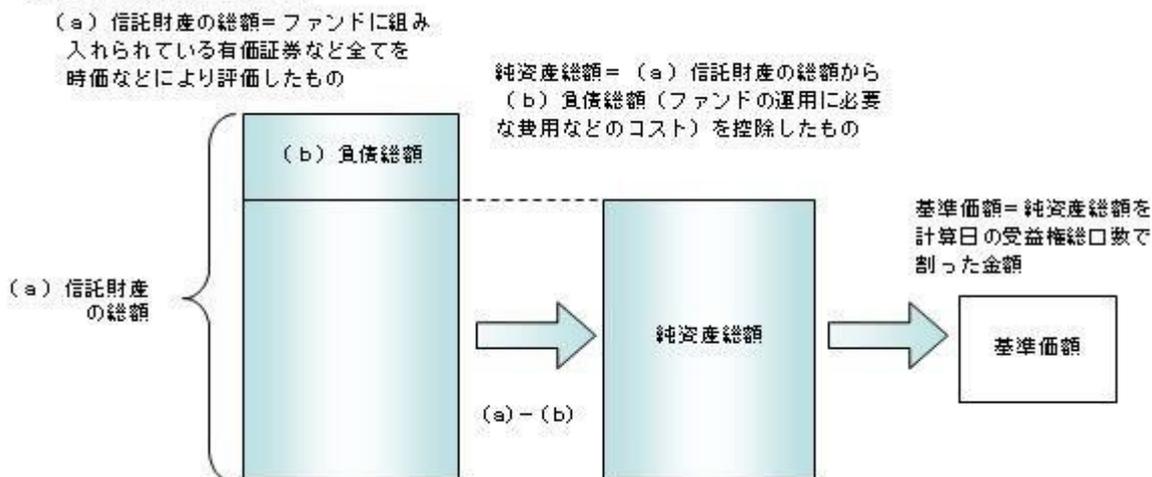
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。為替予約取引の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成35年6月5日までとします（平成25年6月4日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月4日から翌月3日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により各ファンドそれぞれの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 市場の大幅な変動などにより委託会社が運用を続けることが困難であると判断した場合
 - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ニ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

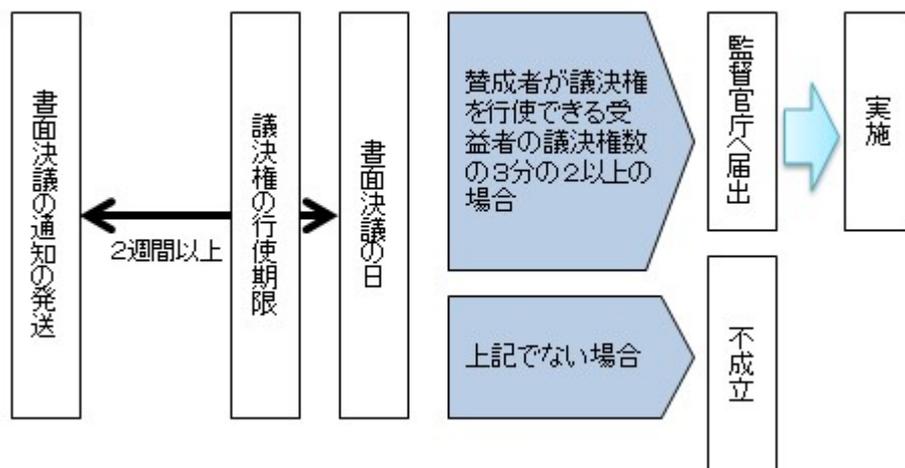
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
- ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間(平成28年12月6日から平成29年6月5日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 7 月 19 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）A コース（為替ヘッジなし）の平成 28 年 12 月 6 日から平成 29 年 6 月 5 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）A コース（為替ヘッジなし）の平成 29 年 6 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7特定期間 (平成28年12月5日現在)	第8特定期間 (平成29年6月5日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,092,614,910	8,731,249,644
未収入金	13,858,844	14,518,060
流動資産合計	6,106,473,754	8,745,767,704
資産合計	6,106,473,754	8,745,767,704
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	72,131,210	80,849,311
未払解約金	13,858,844	14,518,060
未払受託者報酬	268,802	354,951
未払委託者報酬	8,064,029	10,648,530
その他未払費用	537,583	709,882
流動負債合計	94,860,468	107,080,734
負債合計	94,860,468	107,080,734
純資産の部		
元本等		
元本	7,213,121,080	10,779,908,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,201,507,794	△2,141,221,164
(分配準備積立金)	3,895	535
元本等合計	6,011,613,286	8,638,686,970
純資産合計	6,011,613,286	8,638,686,970
負債純資産合計	6,106,473,754	8,745,767,704

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7 特定期間 (自 平成28年6月4日 至 平成28年12月5日)	第8 特定期間 (自 平成28年12月6日 至 平成29年6月5日)
営業収益		
有価証券売買等損益	370,579,614	248,224,637
営業収益合計	370,579,614	248,224,637
営業費用		
受託者報酬	1,619,927	1,887,982
委託者報酬	48,597,829	56,639,428
その他費用	3,239,733	3,775,845
営業費用合計	53,457,489	62,303,255
営業利益又は営業損失(△)	317,122,125	185,921,382
経常利益又は経常損失(△)	317,122,125	185,921,382
当期純利益又は当期純損失(△)	317,122,125	185,921,382
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	5,971,762	302,687
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,132,042,466	△1,201,507,794
剰余金増加額又は欠損金減少額	172,498,718	236,295,136
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	172,498,718	236,295,136
剰余金減少額又は欠損金増加額	112,235,940	887,907,587
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	112,235,940	887,907,587
分配金	440,878,469	473,719,614
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,201,507,794	△2,141,221,164

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成の為に基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 平成28年12月3日、4日および平成29年6月3日、4日が休業日のため、当特定期間は平成28年12月6日から平成29年6月5日までとしております。このため当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第7特定期間 [平成28年12月5日現在]	第8特定期間 [平成29年6月5日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,461,254,114円	7,213,121,080円
期中追加設定元本額	580,622,308円	4,984,482,614円
期中解約元本額	828,755,342円	1,417,695,560円
2. 受益権の総数	7,213,121,080口	10,779,908,134口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,201,507,794円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,141,221,164円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第7特定期間 自平成28年6月4日 至平成28年12月5日	第8特定期間 自平成28年12月6日 至平成29年6月5日
分配金の計算過程	<p>(平成28年6月4日から平成28年7月4日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(48,573,577円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,624,759,363円)及び分配準備積立金(35,956円)より、分配対象収益は1,673,368,896円(1万口当たり2,244.01円)であり、うち74,570,089円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>(平成28年7月5日から平成28年8月3日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(51,417,665円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,602,412,433円)及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は1,653,830,098円(1万口当たり2,213.79円)であり、うち74,705,375円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>(平成28年8月4日から平成28年9月5日まで)</p>	<p>(平成28年12月6日から平成29年1月4日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(59,493,468円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,464,599,700円)及び分配準備積立金(109,612円)より、分配対象収益は1,524,202,780円(1万口当たり2,089.29円)であり、うち72,953,029円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>(平成29年1月5日から平成29年2月3日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(52,470,168円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,529,047,770円)及び分配準備積立金(97,276円)より、分配対象収益は1,581,615,214円(1万口当たり2,063.49円)であり、うち76,647,259円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>(平成29年2月4日から平成29年3月3日まで)</p>

<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(55,992,473円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,556,435,861円)及び分配準備積立金(22,259円)より、分配対象収益は1,612,450,593円(1万口当たり2,190.35円)であり、うち73,616,048円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(61,711,559円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,584,961,422円)及び分配準備積立金(173,666円)より、分配対象収益は1,646,846,647円(1万口当たり2,046.23円)であり、うち80,481,484円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成28年9月6日から平成28年10月3日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(47,398,238円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,527,826,126円)及び分配準備積立金(45,949円)より、分配対象収益は1,575,270,313円(1万口当たり2,155.74円)であり、うち73,072,923円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成29年3月4日から平成29年4月3日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(57,674,499円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,686,784,378円)及び分配準備積立金(131,400円)より、分配対象収益は1,744,590,277円(1万口当たり2,019.27円)であり、うち86,397,022円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成28年10月4日から平成28年11月4日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(47,992,158円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,496,851,219円)及び分配準備積立金(6,537円)より、分配対象収益は1,544,849,914円(1万口当たり2,122.52円)であり、うち72,782,824円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成29年4月4日から平成29年5月8日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(30,117,290円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,959,262,798円)及び分配準備積立金(134,472円)より、分配対象収益は1,989,514,560円(1万口当たり1,953.27円)であり、うち76,391,509円(1万口当たり75円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成28年11月5日から平成28年12月5日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(57,764,090円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,459,806,313円)及び分配準備積立金(52,970円)より、分配対象収益は1,517,623,373円(1万口当たり2,103.97円)であり、うち72,131,210円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成29年5月9日から平成29年6月5日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(22,651,380円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,027,033,419円)及び分配準備積立金(428,938円)より、分配対象収益は2,050,113,737円(1万口当たり1,901.79円)であり、うち80,849,311円(1万口当たり75円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第7特定期間 自平成28年6月4日 至平成28年12月5日	第8特定期間 自平成28年12月6日 至平成29年6月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第7特定期間 [平成28年12月5日現在]	第8特定期間 [平成29年6月5日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第7特定期間(平成28年12月5日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	558,311,232円
合計	558,311,232円

第8特定期間(平成29年6月5日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△64,772,905円
合計	△64,772,905円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7特定期間 [平成28年12月5日現在]	第8特定期間 [平成29年6月5日現在]
1口当たり純資産額	0.8334円	0.8014円
(1万口当たり純資産額)	(8,334円)	(8,014円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド	6,890,734,468	8,731,249,644	
合計		6,890,734,468	8,731,249,644	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 7 月 19 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田 英男

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）B コース（為替ヘッジあり）の平成 28 年 12 月 6 日から平成 29 年 6 月 5 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）B コース（為替ヘッジあり）の平成 29 年 6 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7特定期間 (平成28年12月5日現在)	第8特定期間 (平成29年6月5日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	127,084,746	289,849,133
派生商品評価勘定	-	681,339
未収入金	-	999
流動資産合計	127,084,746	290,531,471
資産合計	127,084,746	290,531,471
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	11,622,954	3,978,935
未払収益分配金	688,398	1,175,173
未払解約金	-	999
未払受託者報酬	5,203	10,045
未払委託者報酬	156,105	301,367
その他未払費用	10,399	20,079
流動負債合計	12,483,059	5,486,598
負債合計	12,483,059	5,486,598
純資産の部		
元本等		
元本	137,679,643	335,763,904
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△23,077,956	△50,719,031
(分配準備積立金)	5,565,984	6,355,958
元本等合計	114,601,687	285,044,873
純資産合計	114,601,687	285,044,873
負債純資産合計	127,084,746	290,531,471

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7 特定期間 (自 平成28年6月4日 至 平成28年12月5日)	第8 特定期間 (自 平成28年12月6日 至 平成29年6月5日)
営業収益		
有価証券売買等損益	8,682,640	7,796,982
為替差損益	△7,228,890	2,298,168
営業収益合計	1,453,750	10,095,150
営業費用		
受託者報酬	29,418	40,986
委託者報酬	882,544	1,229,388
その他費用	69,577	81,900
営業費用合計	981,539	1,352,274
営業利益又は営業損失(△)	472,211	8,742,876
経常利益又は経常損失(△)	472,211	8,742,876
当期純利益又は当期純損失(△)	472,211	8,742,876
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△8,881	22,076
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△17,174,455	△23,077,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	475,649	1,515,976
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	475,649	1,515,976
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,025,777	32,806,062
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,025,777	32,806,062
分配金	3,834,465	5,071,789
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△23,077,956	△50,719,031

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 特定期間の取扱い 平成 28 年 12 月 3 日、4 日および平成 29 年 6 月 3 日、4 日が休業日のため、当特定期間は平成 28 年 12 月 6 日から平成 29 年 6 月 5 日までとしております。このため当特定期間は 182 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 7 特定期間 [平成 28 年 12 月 5 日現在]	第 8 特定期間 [平成 29 年 6 月 5 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	120,066,696 円	137,679,643 円
期中追加設定元本額	20,795,300 円	207,785,460 円
期中解約元本額	3,182,353 円	9,701,199 円
2. 受益権の総数	137,679,643 口	335,763,904 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 23,077,956 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 50,719,031 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 7 特定期間 自 平成 28 年 6 月 4 日 至 平成 28 年 12 月 5 日	第 8 特定期間 自 平成 28 年 12 月 6 日 至 平成 29 年 6 月 5 日
分配金の計算過程	(平成 28 年 6 月 4 日から平成 28 年 7 月 4 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (776,016 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (12,460,760 円) 及び分配準備積立金 (3,994,875 円) より、分配対象収益は 17,231,651 円 (1 万口当たり 1,435.03 円) であり、うち 600,381 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 7 月 5 日から平成 28 年 8 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (854,306 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約	(平成 28 年 12 月 6 日から平成 29 年 1 月 4 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,216,585 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (15,754,854 円) 及び分配準備積立金 (5,565,314 円) より、分配対象収益は 22,536,753 円 (1 万口当たり 1,602.32 円) であり、うち 703,243 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 (平成 29 年 1 月 5 日から平成 29 年 2 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,090,228 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約

<p>款に規定される収益調整金 (12,486,206円) 及び分配準備積立金 (4,164,654円) より、分配対象収益は 17,505,166円 (1万口当たり 1,456.32円) であり、うち 600,998円 (1万口当たり 50円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 28年 8月 4日から平成 28年 9月 5日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (870,211円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (12,530,645円) 及び分配準備積立金 (4,417,962円) より、分配対象収益は 17,818,818円 (1万口当たり 1,478.72円) であり、うち 602,499円 (1万口当たり 50円) を分配金額としております。</p>	<p>款に規定される収益調整金 (15,768,721円) 及び分配準備積立金 (6,078,656円) より、分配対象収益は 22,937,605円 (1万口当たり 1,629.84円) であり、うち 703,669円 (1万口当たり 50円) を分配金額としております。</p> <p>(平成 29年 2月 4日から平成 29年 3月 3日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,061,556円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (16,339,393円) 及び分配準備積立金 (6,464,695円) より、分配対象収益は 23,865,644円 (1万口当たり 1,653.44円) であり、うち 721,690円 (1万口当たり 50円) を分配金額としております。</p>
<p>(平成 28年 9月 6日から平成 28年 10月 3日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (966,134円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (14,621,120円) 及び分配準備積立金 (4,676,892円) より、分配対象収益は 20,264,146円 (1万口当たり 1,509.35円) であり、うち 671,282円 (1万口当たり 50円) を分配金額としております。</p>	<p>(平成 29年 3月 4日から平成 29年 4月 3日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,091,982円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (19,071,029円) 及び分配準備積立金 (6,642,041円) より、分配対象収益は 26,805,052円 (1万口当たり 1,681.98円) であり、うち 796,818円 (1万口当たり 50円) を分配金額としております。</p>
<p>(平成 28年 10月 4日から平成 28年 11月 4日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (987,715円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (14,723,086円) 及び分配準備積立金 (4,883,573円) より、分配対象収益は 20,594,374円 (1万口当たり 1,534.80円) であり、うち 670,907円 (1万口当たり 50円) を分配金額としております。</p>	<p>(平成 29年 4月 4日から平成 29年 5月 8日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (823,294円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (38,726,965円) 及び分配準備積立金 (6,937,205円) より、分配対象収益は 46,487,464円 (1万口当たり 1,675.30円) であり、うち 971,196円 (1万口当たり 35円) を分配金額としております。</p>
<p>(平成 28年 11月 5日から平成 28年 12月 5日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,056,788円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (15,277,281円) 及び分配準備積立金 (5,197,594円) より、分配対象収益は 21,531,663円 (1万口当たり 1,563.87円) であり、うち 688,398円 (1万口当たり 50円) を分配金額としております。</p>	<p>(平成 29年 5月 9日から平成 29年 6月 5日まで)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (877,230円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (48,483,143円) 及び分配準備積立金 (6,653,901円) より、分配対象収益は 56,014,274円 (1万口当たり 1,668.25円) であり、うち 1,175,173円 (1万口当たり 35円) を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第7特定期間 自平成28年6月4日 至平成28年12月5日	第8特定期間 自平成28年12月6日 至平成29年6月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第7特定期間 [平成28年12月5日現在]	第8特定期間 [平成29年6月5日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	
--	--	--

(有価証券に関する注記)

第7 特定期間(平成 28 年 12 月 5 日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11,500,270 円
合計	11,500,270 円

第8 特定期間(平成 29 年 6 月 5 日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1,920,994 円
合計	△1,920,994 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第7 特定期間 (平成 28 年 12 月 5 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	110,848,505	—	122,471,459	△11,622,954
	米ドル	110,848,505	—	122,471,459	△11,622,954
合計		110,848,505	—	122,471,459	△11,622,954

第8 特定期間 (平成 29 年 6 月 5 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	271,630,444	—	274,928,040	△3,297,596
	米ドル	271,630,444	—	274,928,040	△3,297,596
合計		271,630,444	—	274,928,040	△3,297,596

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7特定期間 [平成28年12月5日現在]	第8特定期間 [平成29年6月5日現在]
1口当たり純資産額	0.8324円	0.8489円
(1万口当たり純資産額)	(8,324円)	(8,489円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド	228,750,007	289,849,133	
合計		228,750,007	289,849,133	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

当ファンドは「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュロダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(平成 28 年 12 月 5 日現在)	(平成 29 年 6 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	43,619,369
金銭信託	310,847,054	-
コール・ローン	-	522,225,660
投資証券	8,003,665,237	10,789,369,071
未収配当金	82,260,206	-
流動資産合計	8,396,772,497	11,355,214,100
資産合計	8,396,772,497	11,355,214,100
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,200,409
未払金	-	165,735,000
未払解約金	27,369,941	14,898,385
未払利息	-	1,359
その他未払費用	18,584	-
流動負債合計	27,388,525	181,835,153
負債合計	27,388,525	181,835,153
純資産の部		
元本等		
元本	6,841,903,802	8,818,111,723
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1,527,480,170	2,355,267,224
元本等合計	8,369,383,972	11,173,378,947
純資産合計	8,369,383,972	11,173,378,947
負債純資産合計	8,396,772,497	11,355,214,100

(注) 「シュロダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」の計算期間は原則として毎年6月4日から翌年6月3日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成28年12月5日及び平成29年6月5日における同ファンドの状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成 28 年 12 月 5 日現在]	[平成 29 年 6 月 5 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,623,807,962 円	6,841,903,802 円
期中追加設定元本額	429,607,378 円	3,595,666,148 円
期中解約元本額	1,211,511,538 円	1,619,458,227 円
元本の内訳 ファンド名		
シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジなし）	4,980,474,872 円	6,890,734,468 円
シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）	103,886,820 円	228,750,007 円
シュロダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Aコース（為替ヘッジなし）	1,248,805,799 円	1,251,938,986 円
シュロダー・インカムアセット・アロケーション（1年決算型） Bコース（為替ヘッジあり）	508,736,311 円	446,688,262 円
計	6,841,903,802 円	8,818,111,723 円
2. 受益権の総数	6,841,903,802 口	8,818,111,723 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 28 年 6 月 4 日 至 平成 28 年 12 月 5 日	自 平成 28 年 12 月 6 日 至 平成 29 年 6 月 5 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務で	同左

	あり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	[平成 28 年 12 月 5 日現在]	[平成 29 年 6 月 5 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

(平成 28 年 12 月 5 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△295,840,164 円
合計	△295,840,164 円

(平成 29 年 6 月 5 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△109,402,982 円
合計	△109,402,982 円

注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・インカムアセット・アロケーション (毎月決算型) A コース (為替ヘッジなし)、シュローダー・インカムアセット・アロケーション (毎月決算型) B コース (為替ヘッジあり) の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成 28 年 12 月 5 日現在)

該当事項はありません。

(平成 29 年 6 月 5 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	166,920,409	—	165,720,000	△1,200,409
	米ドル	166,920,409	—	165,720,000	△1,200,409
合計		166,920,409	—	165,720,000	△1,200,409

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という) の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	[平成 28 年 12 月 5 日現在]	[平成 29 年 6 月 5 日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2233 円 (12,233 円)	1,2671 円 (12,671 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	Schroder International Selection Fund Global Multi- Asset Income Class J	1,144,360.18	97,650,085.13	
		Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.90	101.05	
	米ドル 小計		1,144,361.08	97,650,186.18 (10,789,369,071)	
合計				10,789,369,071 (10,789,369,071)	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また () 内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 2 銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(参考)

当ファンドは「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・マルチアセット・インカム クラス J 投資証券」および「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ クラス I 投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍ドル建て外国投資法人であります。投資対象ファンドは、計算期間（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで）が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書の原文の一部を委託会社が翻訳したものであります。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・マルチアセット・インカム 2016
年12月期報告書

2016年12月31日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
グローバル・マルチアセット・インカム
(米ドル)

資産

投資

有価証券取得価額	4,240,170,735
未実現評価益/(損)	(70,706,846)
有価証券評価額	4,169,463,889

未実現評価益/(損)

外国為替先渡契約	(6,517,480)
先物契約	(2,599,633)
クレジット・デフォルト・スワップ契約	(461,537)
	4,159,885,239

銀行預金	111,008,191
有価証券未収入金	7,185,393
外国為替先渡契約に係る未収証拠金	82,461,440
外国為替先渡契約に係る未収追加証拠金	3,492,079
未収追加金	11,962,366
未収配当金および未収利息	36,825,432
その他未収金	1,779,241
オプションおよびスワップオプションの正味時価評価額	9,043,784

資産計

4,423,643,165

負債

有価証券未払金	9,626,471
未払解約金	11,873,885
未払配当金	22,299,170
未払運用報酬	3,884,531
その他未払金	2,779,354

負債計

50,463,411

純資産総額

4,373,179,754

シュローダー・インターナショナル・セレクション・
ファンド・グローバル・マルチアセット・インカム
(米ドル)

純資産総額

2016年12月31日現在

発行済投資証券口数

2016年12月31日現在

	4,373,179,754
Class A Dis	8,076,582
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	2,825,659
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	4,797,664
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	895,383
Class A Dis HKD	2,603,854
Class A Dis NOK Hedged	105
Class A Dis RMB Hedged	5,711
Class A Dis SEK Hedged	102
Class A Dis SGD	33,456
Class A Dis SGD Hedged	4,712,995
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	95,037
Class B Dis EUR Hedged	5,073,495
Class C Dis	1,240,770
Class C Dis CHF Hedged	83,530
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	334,127
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	6,492
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	58
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	842,831
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	16
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	1,223
Class Z Dis GBP	-

Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	870,412
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	1,212,660
Class A1 Dis PLN Hedged	3,289
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	2,637,269
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	883,566
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	680,034
Class A Acc HKD	26,052
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	96
Class A Acc SGD	86,260
Class A Acc SGD Hedged	55,763
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	553,171
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	764,128
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	810,958
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	753,150
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	139,853
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc NOK	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-

Class F Acc SGD	-
Class I Acc	1,828,774
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	451,014
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc EUR Hedged	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	2,777
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	89
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	562,923
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	1,211,635
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	100
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

シュローダー・インターナショナル・セレクション・
ファンド・グローバル・マルチアセット・インカム
(米ドル)

一口当たり純資産価額 *

2016年12月31日現在

Class A Dis	92.4072
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	87.5629
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	90.2255
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	97.5920
Class A Dis HKD	694.8978
Class A Dis NOK Hedged	797.1594
Class A Dis RMB Hedged	698.4468
Class A Dis SEK Hedged	825.4955
Class A Dis SGD	139.0969
Class A Dis SGD Hedged	108.6420
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	89.8815
Class B Dis EUR Hedged	87.7127
Class C Dis	95.0702
Class C Dis CHF Hedged	85.3054
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	92.7877
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	103.1929
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	108.9351
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	84.9911
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	95.1432
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	92.9888
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-

Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	90.3246
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	88.1274
Class A1 Dis PLN Hedged	392.6231
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	116.7829
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	114.2328
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	117.7493
Class A Acc HKD	842.0231
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	890.2999
Class A Acc SGD	152.4680
Class A Acc SGD Hedged	134.3222
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	113.5684
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	110.9719
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	120.1244
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	117.3931
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	120.4508
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc NOK	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	125.0673

Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	114.0473
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc EUR Hedged	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	117.8436
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	120.9480
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	114.0815
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	111.4911
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	409.3718
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

*各クラスの一口当たり純資産価額 (NAV) は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2016年12月31日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
グローバル・マルチアセット・インカム

株式数または元本額	公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
アルゼンチン		11,284,078	0.26
USD 3,365,000	Argentine Government Bond, Reg. S 7.5% 22/04/2026	3,534,529	0.08
USD 5,535,000	Provincia de Cordoba, Reg. S 7.125% 10/06/2021	5,694,269	0.13
USD 2,000,000	YPF SA, Reg. S 8.5% 28/07/2025	2,055,280	0.05
オーストラリア		67,895,302	1.55
AUD 580,146	Adelaide Brighton Ltd.	2,274,849	0.05
AUD 87,599	Amcor Ltd.	945,705	0.02
AUD 65,944	ASX Ltd.	2,368,626	0.05
USD 675,000	BHP Billiton Finance USA Ltd. 3.85% 30/09/2023	712,692	0.02
AUD 137,517	BHP Billiton Ltd.	2,488,587	0.06
AUD 107,586	Brambles Ltd.	963,369	0.02
AUD 459,339	BWP Trust, REIT	991,790	0.02
AUD 88,382	Cabcharge Australia Ltd.	247,634	0.01
AUD 33,973	Caltex Australia Ltd.	747,273	0.02
AUD 310,450	carsales.com Ltd.	2,544,503	0.06
AUD 415,049	Charter Hall Group, REIT	1,420,670	0.03
AUD 12,330	CIMIC Group Ltd.	311,101	0.01
AUD 601,683	Coca-Cola Amatil Ltd.	4,397,072	0.10
AUD 55,688	Commonwealth Bank of Australia	3,314,033	0.08
AUD 30,459	CSL Ltd.	2,208,554	0.05
AUD 679,976	CSR Ltd.	2,268,563	0.05
AUD 93,780	DuluxGroup Ltd.	422,581	0.01
AUD 140,368	Flight Centre Travel Group Ltd.	3,172,691	0.07
AUD 205,037	Iluka Resources Ltd.	1,076,421	0.03
AUD 105,260	IRESS Ltd.	902,255	0.02
AUD 54,433	LendLease Group	574,679	0.01
AUD 57,063	Macquarie Group Ltd.	3,589,945	0.08
AUD 307,914	Medibank Pvt Ltd.	627,038	0.01
AUD 99,621	Monadelphous Group Ltd.	807,878	0.02
AUD 126,644	National Australia Bank Ltd.	2,804,877	0.06
EUR 604,000	Origin Energy Finance Ltd., Reg. S, FRN 4% 16/09/2074	634,968	0.01
AUD 36,709	Perpetual Ltd.	1,292,563	0.03
AUD 52,743	Platinum Asset Management Ltd.	201,101	0.01
AUD 244,166	Qantas Airways Ltd.	587,144	0.01
AUD 66,609	Rio Tinto Ltd.	2,881,211	0.07
EUR 950,000	Santos Finance Ltd., FRN 8.25% 22/09/2070	1,043,125	0.02
AUD 292,288	SEEK Ltd.	3,140,720	0.07
AUD 3,506,892	Telstra Corp. Ltd.	12,915,402	0.30
AUD 128,101	Westpac Banking Corp.	3,015,682	0.07
オーストリア		12,055,558	0.28
EUR 3,100,000	BAWAG PSK Bank fuer Arbeit und Wirtschaft und Oesterreichische Postsparkasse AG, Reg. S 8.125% 30/10/2023	4,128,391	0.10
EUR 1,000,000	Erste Group Bank AG, Reg. S 7.125% 10/10/2022	1,315,522	0.03
EUR 59,251	Oesterreichische Post AG	2,002,829	0.05
EUR 12,313	OMV AG	439,448	0.01
EUR 1,900,000	UNIQA Insurance Group AG, Reg. S, FRN 6.875% 31/07/2043	2,246,341	0.05
EUR 1,700,000	UNIQA Insurance Group AG, Reg. S, FRN 6% 27/07/2046	1,923,027	0.04
バルバドス		947,975	0.02
USD 890,000	Columbus Cable Barbados Ltd., 144A	947,975	0.02

7.375% 30/03/2021

ベルギー			6,510,529	0.15
USD	1,325,000	Anheuser-Busch InBev Finance, Inc. 2.625% 17/01/2023	1,296,738	0.03
EUR	1,500,000	Argenta Spaarbank NV, Reg. S, FRN 3.875% 24/05/2026	1,655,581	0.04
EUR	6,354	Colruyt SA	314,836	0.01
EUR	112,784	Proximus SADP	3,243,374	0.07
バミューダ			33,389,145	0.76
USD	1,750,000	Alamo Re Ltd., FRN, 144A 5.733% 08/06/2020	1,781,238	0.04
USD	500,000	Alamo Re Ltd., FRN, 144A 5.153% 07/06/2022	526,325	0.01
USD	1,500,000	Blue Halo Re Ltd., FRN, 144A 8.783% 26/07/2019	1,565,475	0.04
USD	1,250,000	CRANBERRY RE Ltd., FRN, 144A 4.149% 06/07/2021	1,285,938	0.03
USD	300,000	Galileo Re Ltd., FRN, 144A 7.315% 08/01/2019	312,225	0.01
USD	300,000	Galileo Re Ltd., FRN, 144A 9.315% 08/01/2019	311,895	0.01
USD	1,250,000	Kilimanjaro Re Ltd., FRN, 144A 4.764% 30/04/2018	1,281,562	0.03
USD	1,900,000	Kilimanjaro Re Ltd., FRN, 144A 7.014% 06/12/2019	1,980,085	0.04
USD	2,250,000	Kilimanjaro Re Ltd., FRN, 144A 9.514% 06/12/2019	2,362,612	0.05
USD	57,100	Lazard Ltd. 'A'	2,340,529	0.05
USD	4,125,000	Manatee Re Ltd., FRN, 144A 5.508% 22/12/2017	4,179,656	0.10
USD	1,000,000	Manatee Re Ltd., FRN, 144A 16.763% 14/03/2022	979,700	0.02
USD	700,000	Nakama Re Ltd., FRN, 144A 2.764% 13/04/2018	704,585	0.02
USD	2,000,000	Nakama Re Ltd., FRN, 144A 3.514% 14/01/2021	2,057,500	0.05
USD	3,000,000	Tradewynd Re Ltd., FRN, 144A 9.914% 09/07/2018	3,253,650	0.07
USD	4,250,000	Tramline Re II Ltd., FRN, 144A 10.014% 04/01/2019	4,445,713	0.10
USD	2,950,000	Ursa Re Ltd., FRN, 144A 5% 21/09/2018	3,017,407	0.07
USD	1,000,000	VenTerra Re Ltd., FRN, 144A 4.065% 09/01/2017	1,003,050	0.02
ブラジル			90,476,236	2.07
USD	600,000	Banco do Brasil SA, Reg. S 6% 22/01/2020	638,166	0.01
BRL	226,100	Banco do Estado do Rio Grande do Sul SA Preference 'B'	716,918	0.02
BRL	5,602,700	Brazil Letras do Tesouro Nacional 0% 01/01/2018	15,456,692	0.35
BRL	2,016,500	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2018	6,125,011	0.14
BRL	2,326,500	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2019	7,045,470	0.16
BRL	1,393,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2021	4,125,299	0.09
BRL	7,979,300	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2023	23,114,846	0.53
BRL	178,800	Engie Brasil Energia SA	1,922,758	0.04
BRL	1,564,741	Itausa - Investimentos Itau SA Preference	3,980,722	0.09
USD	12,830,000	Marfrig Holdings Europe BV, 144A 6.875% 24/06/2019	13,260,446	0.30

USD	1,850,000	Marfrig Holdings Europe BV, Reg. S 6.875% 24/06/2019	1,912,715	0.04
USD	1,200,000	Minerva Luxembourg SA, Reg. S, FRN 8.75% Perpetual	1,235,028	0.03
BRL	72,600	Multiplus SA	753,950	0.02
USD	1,100,000	Petrobras Global Finance BV 5.75% 20/01/2020	1,113,805	0.03
USD	1,932,000	Petrobras Global Finance BV 8.375% 23/05/2021	2,082,319	0.05
EUR	2,100,000	Petrobras Global Finance BV 4.25% 02/10/2023	2,177,270	0.05
USD	400,000	Petrobras Global Finance BV 8.75% 23/05/2026	431,628	0.01
GBP	370,000	Petrobras Global Finance BV 5.375% 01/10/2029	379,951	0.01
EUR	1,000,000	Petrobras Global Finance BV, Reg. S 3.25% 01/04/2019	1,079,839	0.02
USD	700,000	Vale Overseas Ltd. 5.625% 15/09/2019	740,793	0.02
USD	700,000	Vale Overseas Ltd. 4.375% 11/01/2022	691,267	0.02
USD	300,000	Vale Overseas Ltd. 6.875% 21/11/2036	296,998	0.01
EUR	1,150,000	Votorantim Cimentos SA, Reg. S 3.5% 13/07/2022	1,194,345	0.03
カナダ			30,733,786	0.70
CAD	48,861	Bank of Nova Scotia (The)	2,737,965	0.06
USD	740,000	Bank of Nova Scotia (The) 2.45% 22/03/2021	735,157	0.02
USD	850,000	Barrick North America Finance LLC 5.75% 01/05/2043	902,211	0.02
CAD	64,243	BCE, Inc.	2,785,762	0.06
CAD	29,112	Canadian Imperial Bank of Commerce	2,388,872	0.05
CAD	125,254	CI Financial Corp.	2,700,792	0.06
CAD	1,066	Constellation Software, Inc.	489,988	0.01
EUR	3,100,000	Cott Corp., Reg. S 5.5% 01/07/2024	3,478,747	0.08
CAD	28,600	Dominion Diamond Corp.	279,752	0.01
CAD	133,100	Genworth MI Canada, Inc.	3,368,581	0.08
CAD	69,000	RioCan Real Estate Investment Trust	1,362,676	0.03
CAD	48,300	Royal Bank of Canada	3,281,653	0.08
USD	3,015,000	Teck Resources Ltd. 6.25% 15/07/2041	2,933,851	0.07
USD	2,600,000	Teck Resources Ltd. 5.4% 01/02/2043	2,296,931	0.05
CAD	58,700	Transcontinental, Inc. 'A'	990,848	0.02
ケイマン諸島			1,168,369	0.03
USD	1,125,000	Residential Reinsurance 2015 Ltd., FRN, 144A 7.707% 06/12/2021	1,168,369	0.03
チリ			2,247,806	0.05
USD	2,200,000	Cencosud SA, Reg. S 4.875% 20/01/2023	2,247,806	0.05
中国			17,329,309	0.40
USD	2,300,000	Beijing State-Owned Assets Management Hong Kong Co. Ltd., Reg. S 4.125% 26/05/2025	2,289,668	0.05
HKD	3,595,000	China Construction Bank Corp. 'H'	2,767,488	0.06
USD	1,500,000	China Merchants Finance Co. Ltd., Reg. S 4.75% 03/08/2025	1,570,676	0.04
USD	900,000	CITIC Ltd., Reg. S 2.8% 14/12/2021	880,585	0.02
USD	600,000	CNOOC Curtis Funding No. 1 Pty. Ltd., Reg. S 4.5% 03/10/2023	631,004	0.01
USD	2,000,000	CNOOC Finance 2015 USA LLC 3.5% 05/05/2025	1,947,388	0.05
USD	1,000,000	Dianjian Haixing Ltd., Reg. S, FRN 4.05% Perpetual	1,020,147	0.02
USD	1,000,000	Guangzhou Metro Investment Finance BVI Ltd., Reg. S 3.375% 03/12/2020	1,006,221	0.02
USD	500,000	Industrial & Commercial Bank of China Ltd., Reg. S, FRN 2.202% 12/02/2018	502,670	0.01

USD	700,000	MCE Finance Ltd., Reg. S 5% 15/02/2021	699,040	0.02
USD	200,000	Minmetals Bounteous Finance BVI Ltd., Reg. S 4.2% 27/07/2026	194,385	-
USD	200,000	Shenzhen Expressway Co. Ltd., Reg. S 2.875% 18/07/2021	196,321	0.01
USD	500,000	Sinopec Group Overseas Development 2015 Ltd., Reg. S 4.1% 28/04/2045	468,434	0.01
USD	700,000	Three Gorges Finance I Cayman Islands Ltd., Reg. S 2.3% 02/06/2021	683,277	0.02
USD	1,300,000	West China Cement Ltd., Reg. S 6.5% 11/09/2019	1,356,945	0.03
USD	400,000	Wuhan Metro Group Co. Ltd., Reg. S 2.375% 08/11/2019	398,102	0.01
USD	700,000	Yestar International Holdings Co. Ltd., Reg. S 6.9% 15/09/2021	716,958	0.02
コロンビア			30,625,767	0.70
COP	58,057,000,000	Colombia Government Bond 7.75% 14/04/2021	20,198,355	0.46
COP	19,923,000,000	Colombia Government Bond 9.85% 28/06/2027	7,839,977	0.18
COP	10,282,000,000	Empresa de Telecomunicaciones de Bogota, Reg. S 7% 17/01/2023	2,587,435	0.06
コスタリカ			807,926	0.02
USD	1,025,000	Costa Rica Government Bond, Reg. S 5.625% 30/04/2043	807,926	0.02
クロアチア			2,444,378	0.06
USD	2,245,000	Croatia Government Bond, Reg. S 6.625% 14/07/2020	2,444,378	0.06
デンマーク			14,775,521	0.34
DKK	9,522	Coloplast A/S	646,190	0.01
DKK	287,255	Novo Nordisk A/S 'B'	10,368,246	0.24
DKK	15,652	Pandora A/S	2,043,353	0.05
DKK	26,625	Vestas Wind Systems A/S	1,717,732	0.04
ドミニカ共和国			2,888,980	0.07
USD	2,130,000	Dominican Republic Government Bond, Reg. S 5.5% 27/01/2025	2,058,272	0.05
USD	875,000	Dominican Republic Government Bond, Reg. S 6.85% 27/01/2045	830,708	0.02
エクアドル			5,540,114	0.13
USD	3,237,000	Ecuador Government Bond, Reg. S 10.5% 24/03/2020	3,475,308	0.08
USD	1,900,000	Ecuador Government Bond, Reg. S 10.75% 28/03/2022	2,064,806	0.05
エジプト			3,451,653	0.08
USD	3,410,000	Egypt Government Bond, Reg. S 5.75% 29/04/2020	3,451,653	0.08
エルサルバドル			4,274,498	0.10
USD	4,670,000	El Salvador Government Bond, Reg. S 5.875% 30/01/2025	4,274,498	0.10
フィンランド			13,861,689	0.32
EUR	13,825	Elisa OYJ	450,702	0.01
EUR	167,257	Fortum OYJ	2,587,016	0.06
EUR	19,713	Kone OYJ 'B'	882,506	0.02
EUR	20,529	Neste OYJ	791,548	0.02
EUR	93,893	Orion OYJ 'B'	4,197,434	0.10
EUR	75,263	Sampo OYJ 'A'	3,386,016	0.08
EUR	57,165	Tieto OYJ	1,566,467	0.03
フランス			106,385,056	2.43
EUR	100,000	Accor SA, Reg. S, FRN 4.125% Perpetual	109,319	-
EUR	218,198	AXA SA	5,524,820	0.13
USD	3,460,000	AXA SA, Reg. S 5.5% Perpetual	3,434,656	0.08
EUR	2,800,000	Benu Capital Ltd., FRN, 144A 2.55%	2,878,375	0.07

		09/01/2023		
EUR	51,520	BNP Paribas SA	3,284,194	0.07
EUR	1,449,791	Dakar Finance SA, Reg. S 9% 15/11/2020	1,573,268	0.04
EUR	600,000	Electricite de France SA, Reg. S, FRN 5% Perpetual	605,925	0.01
GBP	1,000,000	Electricite de France SA, Reg. S, FRN 5.875% Perpetual	1,135,319	0.03
GBP	600,000	Electricite de France SA, Reg. S, FRN 6% Perpetual	713,678	0.02
EUR	210,235	Engie SA	2,693,184	0.06
EUR	17,094	Euler Hermes Group	1,501,321	0.03
EUR	25,188	Euronext NV	1,042,361	0.02
EUR	95,861	Eutelsat Communications SA	1,863,245	0.04
EUR	7,691,000	France Government Bond OAT, Reg. S 0.25% 25/11/2026	7,782,348	0.18
EUR	1,488,000	France Government Bond OAT, Reg. S 4% 25/04/2055	2,608,251	0.06
EUR	5,312,000	France Government Bond OAT, Reg. S, 144A 1.25% 25/05/2036	5,543,010	0.13
EUR	4,300,000	Groupama SA, Reg. S, FRN 6.375% Perpetual	4,266,035	0.10
EUR	1,662	Hermes International	682,270	0.02
EUR	550,000	Horizon Holdings I SAS, Reg. S 7.25% 01/08/2023	622,216	0.01
EUR	1,690,000	La Financiere Atalian SAS, Reg. S 7.25% 15/01/2020	1,863,826	0.04
EUR	700,000	Labeyrie Fine Foods SAS, Reg. S 5.625% 15/03/2021	762,412	0.02
EUR	64,341	Metropole Television SA	1,198,696	0.03
EUR	59,987	Neopost SA	1,886,034	0.04
GBP	1,750,000	Orange SA, Reg. S, FRN 5.75% Perpetual	2,262,680	0.05
EUR	31,517	Peugeot SA	516,393	0.01
EUR	600,000	Promontoria MCS SAS, Reg. S, FRN 5.452% 30/09/2021	646,698	0.01
EUR	28,259	Safran SA	2,034,096	0.05
EUR	128,923	Sanofi	10,398,642	0.24
USD	10,485,000	SFR Group SA, 144A 6% 15/05/2022	10,727,833	0.25
EUR	2,000,000	SFR Group SA, Reg. S 5.375% 15/05/2022	2,212,680	0.05
EUR	2,000,000	SFR Group SA, Reg. S 5.625% 15/05/2024	2,233,883	0.05
EUR	82,844	Societe Generale SA	4,078,211	0.09
EUR	100,000	Synlab Unsecured Bondco plc, Reg. S 8.25% 01/07/2023	115,452	-
EUR	27,090	Technip SA	1,937,955	0.04
EUR	186,146	TOTAL SA	9,537,402	0.22
EUR	4,475	Unibail-Rodamco SE, REIT	1,065,137	0.02
EUR	22,060	Valeo SA	1,270,172	0.03
EUR	3,450,000	WFS Global Holding SAS, Reg. S 9.5% 15/07/2022	3,773,059	0.09

ドイツ

			44,069,589	1.01
EUR	1,700,000	ALBA Group plc & Co. KG, Reg. S 8% 15/05/2018	1,799,466	0.04
EUR	17,612	Allianz SE	2,915,366	0.07
EUR	55,851	BASF SE	5,200,267	0.12
EUR	20,874	Bayer AG	2,181,703	0.05
EUR	1,531	Bijou Brigitte AG	89,056	-
EUR	971,000	Bundesrepublik Deutschland, Reg. S 4% 04/01/2037	1,655,725	0.04
EUR	1,912,000	Bundesrepublik Deutschland, Reg. S 2.5% 15/08/2046	2,840,495	0.06
EUR	12,235	Continental AG	2,369,725	0.05

EUR	14,415	Covestro AG	990,635	0.02
EUR	5,535	Daimler AG	412,710	0.01
USD	700,000	Deutsche Bank AG, FRN 4.296% 24/05/2028	643,086	0.01
EUR	29,542	Deutsche EuroShop AG	1,204,478	0.03
EUR	129,781	Deutsche Lufthansa AG	1,678,960	0.04
USD	2,087,000	Dresdner Funding Trust I, Reg. S 8.151% 30/06/2031	2,408,398	0.05
EUR	218,523	E.ON SE	1,543,678	0.04
EUR	822,000	EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG, Reg. S, FRN 3.625% 02/04/2076	877,893	0.02
EUR	3,976	Hannover Rueck SE	430,947	0.01
EUR	2,110	HOCHTIEF AG	295,993	0.01
EUR	64,829	HUGO BOSS AG	3,973,328	0.09
EUR	14,479	Muenchener Rueckversicherungs- Gesellschaft AG in Muenchen	2,742,525	0.06
EUR	490,000	ProGroup AG, Reg. S, FRN 4.187% 01/05/2022	523,206	0.01
EUR	32,888	ProSiebenSat.1 Media SE	1,269,469	0.03
EUR	19,182	Schaeffler AG Preference	284,256	0.01
EUR	600,000	Trionista TopCo GmbH, Reg. S 6.875% 30/04/2021	670,285	0.02
EUR	2,000,000	Unitymedia GmbH, Reg. S 3.75% 15/01/2027	2,003,033	0.05
EUR	2,750,000	Unitymedia Hessen GmbH & Co. KG, Reg. S 4.625% 15/02/2026	3,064,906	0.07
ガーナ			5,619,151	0.13
USD	2,570,000	Ghana Government Bond, Reg. S 9.25% 15/09/2022	2,760,604	0.06
USD	2,405,000	Ghana Government Bond, Reg. S 10.75% 14/10/2030	2,858,547	0.07
ギリシャ			2,864,926	0.06
EUR	2,650,000	OTE plc, Reg. S 3.5% 09/07/2020	2,864,926	0.06
香港			55,397,530	1.27
HKD	6,395,000	Agricultural Bank of China Ltd. 'H'	2,622,287	0.06
USD	1,000,000	AIA Group Ltd., Reg. S 3.2% 11/03/2025	963,040	0.02
HKD	5,447,000	Bank of China Ltd. 'H'	2,416,175	0.06
HKD	740,000	BOC Hong Kong Holdings Ltd.	2,647,935	0.06
HKD	1,194,000	Champion REIT	646,645	0.01
HKD	394,000	China Lilang Ltd.	222,019	0.01
HKD	4,552,000	China Lumena New Materials Corp. *	-	-
HKD	477,500	China Mobile Ltd.	5,061,250	0.12
USD	600,000	China Oil & Gas Group Ltd., Reg. S 5.25% 25/04/2018	608,325	0.01
USD	1,500,000	CLP Power HK Finance Ltd., Reg. S, FRN 4.25% Perpetual	1,534,138	0.04
HKD	1,010,000	Giordano International Ltd.	545,693	0.01
USD	500,000	Goodman HK Finance, Reg. S 4.375% 19/06/2024	509,298	0.01
HKD	3,102,000	Guangdong Investment Ltd.	4,095,947	0.09
HKD	145,400	Hang Seng Bank Ltd.	2,705,474	0.06
HKD	356,500	Hengan International Group Co. Ltd.	2,617,977	0.06
USD	300,000	HKT Capital No. 2 Ltd., Reg. S 3.625% 02/04/2025	294,375	0.01
USD	500,000	HKT Capital No. 2 Ltd., Reg. S 3.625% 02/04/2025	489,373	0.01
USD	500,000	HKT Capital No. 4 Ltd., Reg. S 3% 14/07/2026	459,595	0.01
HKD	1,762,000	HKT Trust & HKT Ltd.	2,160,723	0.05
USD	700,000	Hongkong Electric Finance Ltd., Reg. S 2.875% 03/05/2026	656,064	0.01
USD	500,000	Hongkong Land Finance Cayman Islands Co. Ltd. (The) 4.5% 07/10/2025	532,975	0.01

HKD	326,000	Hopewell Holdings Ltd.	1,126,588	0.03
HKD	299,000	Hysan Development Co. Ltd.	1,235,697	0.03
HKD	5,082,000	Industrial & Commercial Bank of China Ltd. 'H'	3,047,195	0.07
HKD	283,000	Kerry Properties Ltd.	768,159	0.02
HKD	1,556,000	Li & Fung Ltd.	684,190	0.02
USD	400,000	Li & Fung Ltd., Reg. S 5.25% Perpetual	350,043	0.01
USD	1,400,000	Li & Fung Ltd., Reg. S, FRN 6% Perpetual	1,433,131	0.03
HKD	944,000	Lifestyle International Holdings Ltd.	1,217,263	0.03
HKD	317,500	Link REIT	2,063,416	0.05
HKD	1,206,000	Sino Land Co. Ltd.	1,807,033	0.04
USD	400,000	Studio City Co. Ltd., Reg. S 5.875% 30/11/2019	411,460	0.01
USD	400,000	Studio City Co. Ltd., Reg. S 7.25% 30/11/2021	416,834	0.01
HKD	118,000	Sun Hung Kai Properties Ltd.	1,491,148	0.03
HKD	149,500	Swire Pacific Ltd. 'A'	1,427,509	0.03
USD	600,000	Swire Pacific MTN Financing Ltd., Reg. S 3.875% 21/09/2025	608,300	0.01
HKD	419,200	Swire Properties Ltd.	1,156,772	0.03
USD	600,000	Swire Properties MTN Financing Ltd., Reg. S 3.625% 13/01/2026	593,990	0.01
HKD	530,000	Texwinca Holdings Ltd.	346,495	0.01
HKD	476,000	Wharf Holdings Ltd. (The)	3,164,086	0.07
HKD	46,000	Wheelock & Co. Ltd.	258,913	0.01
ハンガリー			21,560,036	0.49
HUF	508,950,000	Hungary Government Bond 4% 25/04/2018	1,818,800	0.04
HUF	301,720,000	Hungary Government Bond 3.5% 24/06/2020	1,108,964	0.02
HUF	3,010,440,000	Hungary Government Bond 7% 24/06/2022	12,989,973	0.30
USD	2,870,000	Hungary Government Bond 5.375% 21/02/2023	3,111,295	0.07
HUF	465,080,000	Hungary Government Bond 3% 26/06/2024	1,620,520	0.04
HUF	223,130,000	Hungary Government Bond 5.5% 24/06/2025	910,484	0.02
インド			14,767,957	0.34
USD	800,000	Axis Bank Ltd., Reg. S 2.875% 01/06/2021	783,431	0.02
USD	1,000,000	Bharat Petroleum Corp. Ltd., Reg. S 4% 08/05/2025	982,343	0.02
USD	600,000	Bharti Airtel International Netherlands BV, Reg. S 5.125% 11/03/2023	627,176	0.02
USD	400,000	Greenko Investment Co., Reg. S 4.875% 16/08/2023	379,553	0.01
USD	500,000	ICICI Bank Ltd., Reg. S 3.5% 18/03/2020	507,997	0.01
USD	1,700,000	Indian Oil Corp. Ltd., Reg. S 5.75% 01/08/2023	1,868,844	0.04
USD	169,600	Infosys Ltd., ADR	2,499,904	0.06
USD	600,000	NTPC Ltd., Reg. S 4.375% 26/11/2024	609,763	0.01
USD	800,000	NTPC Ltd., Reg. S 4.25% 26/02/2026	801,068	0.02
USD	500,000	Oil India Ltd., Reg. S 5.375% 17/04/2024	533,990	0.01
USD	1,300,000	ONGC Videsh Ltd., Reg. S 3.75% 07/05/2023	1,289,132	0.03
USD	600,000	ONGC Videsh Vankorneft Pte. Ltd., Reg. S 2.875% 27/01/2022	581,620	0.01
USD	700,000	Power Grid Corp. of India Ltd., Reg. S 3.875% 17/01/2023	702,656	0.02
USD	500,000	Reliance Industries Ltd., Reg. S 4.125%	498,238	0.01

		28/01/2025		
USD	400,000	Reliance Industries Ltd., Reg. S 4.875% 10/02/2045	380,896	0.01
USD	500,000	Vedanta Resources plc, Reg. S 6% 31/01/2019	502,942	0.01
USD	700,000	Vedanta Resources plc, Reg. S 8.25% 07/06/2021	729,246	0.02
USD	500,000	Vedanta Resources plc, Reg. S 7.125% 31/05/2023	489,158	0.01
インドネシア			70,627,840	1.61
USD	900,000	Alam Synergy Pte. Ltd., Reg. S 6.625% 24/04/2022	886,201	0.02
USD	1,700,000	Golden Legacy Pte. Ltd., Reg. S 8.25% 07/06/2021	1,752,020	0.04
IDR	67,767,000,000	Indonesia Government Bond 5.25% 15/05/2018	4,911,819	0.11
IDR	260,804,000,000	Indonesia Government Bond 5.625% 15/05/2023	17,273,210	0.39
IDR	17,973,000,000	Indonesia Government Bond 7% 15/05/2027	1,267,024	0.03
IDR	357,713,000,000	Indonesia Government Bond 6.125% 15/05/2028	22,657,723	0.52
USD	3,495,000	Indonesia Government Bond, Reg. S 3.75% 25/04/2022	3,516,816	0.08
USD	5,180,000	Indonesia Government Bond, Reg. S 4.125% 15/01/2025	5,145,491	0.12
USD	1,000,000	Pakuwon Prima Pte. Ltd., Reg. S 7.125% 02/07/2019	1,053,357	0.02
USD	500,000	Pelabuhan Indonesia II PT, Reg. S 4.25% 05/05/2025	476,375	0.01
USD	600,000	Pelabuhan Indonesia II PT, Reg. S 5.375% 05/05/2045	535,266	0.01
USD	400,000	Pertamina Persero PT, Reg. S 4.875% 03/05/2022	412,100	0.01
USD	5,300,000	Pertamina Persero PT, Reg. S 5.625% 20/05/2043	4,902,919	0.11
USD	1,100,000	Perusahaan Gas Negara Persero Tbk., Reg. S 5.125% 16/05/2024	1,132,694	0.03
USD	1,500,000	Perusahaan Listrik Negara PT, Reg. S 5.5% 22/11/2021	1,612,005	0.04
USD	2,000,000	Pratama Agung Pte. Ltd., Reg. S 6.25% 24/02/2020	2,071,610	0.05
USD	1,000,000	Star Energy Geothermal Wayang Windu Ltd., Reg. S 6.125% 27/03/2020	1,021,210	0.02
アイルランド			27,372,177	0.63
EUR	2,650,000	Allied Irish Banks plc, Reg. S, FRN 4.125% 26/11/2025	2,839,598	0.07
EUR	1,278,000	Ardagh Packaging Finance plc, Reg. S 4.25% 15/01/2022	1,397,908	0.03
EUR	2,400,000	Ardagh Packaging Finance plc, Reg. S 4.125% 15/05/2023	2,656,582	0.06
EUR	3,687,000	Bank of Ireland, Reg. S, FRN 4.25% 11/06/2024	4,012,310	0.09
EUR	2,250,000	Calypso Capital II Ltd., FRN, 144A 2.88% 09/01/2017	2,375,846	0.06
EUR	2,500,000	Calypso Capital II Ltd., FRN, 144A 4.1% 08/01/2018	2,683,748	0.06
USD	8,675,000	Fly Leasing Ltd. 6.375% 15/10/2021	9,110,398	0.21
USD	2,250,000	Queen Street XII RE Designated Activity Co., FRN, 144A 6.568% 08/04/2022	2,295,787	0.05
マン島			1,237,681	0.03
GBP	121,397	Playtech plc	1,237,681	0.03
イスラエル			10,093,633	0.23
ILS	63,786	Bank Hapoalim BM	380,794	0.01

ILS	126,787	Bezeq The Israeli Telecommunication Corp. Ltd.	241,839	-
USD	262,500	Teva Pharmaceutical Industries Ltd., ADR	9,471,000	0.22
イタリア			82,809,641	1.89
GBP	2,000,000	Assicurazioni Generali SpA, FRN 6.269% Perpetual	2,417,418	0.05
EUR	43,559	Azimut Holding SpA	729,312	0.02
EUR	397,738	Banca Mediolanum SpA	2,874,679	0.07
EUR	756,306	Enel SpA	3,323,610	0.08
EUR	390,000	Enel SpA, Reg. S, FRN 6.5% 10/01/2074	443,675	0.01
GBP	1,000,000	Enel SpA, Reg. S, FRN 7.75% 10/09/2075	1,352,404	0.03
GBP	480,000	Enel SpA, Reg. S, FRN 6.625% 15/09/2076	623,983	0.01
EUR	124,930	Eni SpA	2,036,390	0.05
EUR	2,100,000	Generali Finance BV, Reg. S, FRN 4.596% Perpetual	2,167,710	0.05
EUR	600,000	Guala Closures SpA, Reg. S, FRN 4.75% 15/11/2021	651,759	0.01
EUR	2,900,000	Intesa Sanpaolo Vita SpA, Reg. S, FRN 4.75% Perpetual	3,010,191	0.07
EUR	4,001,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 0.35% 01/11/2021	4,170,060	0.09
EUR	4,850,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 2.5% 01/12/2024	5,513,501	0.13
EUR	7,049,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro, Reg. S 5% 01/08/2034	10,187,138	0.23
EUR	1,100,000	LKQ Italia Bondco SpA, Reg. S 3.875% 01/04/2024	1,238,099	0.03
EUR	533,098	Mediobanca SpA	4,403,833	0.10
EUR	3,400,000	N&W Global Vending SpA, Reg. S 7% 15/10/2023	3,727,142	0.08
EUR	2,740,000	Officine Maccaferri SpA, Reg. S 5.75% 01/06/2021	2,488,587	0.06
EUR	15,911	Prysmian SpA	411,342	0.01
EUR	499,165	Saras SpA	911,016	0.02
EUR	1,900,000	Schumann SpA, Reg. S 7% 31/07/2023	2,090,016	0.05
EUR	112,127	Societa Cattolica di Assicurazioni SCRL	665,585	0.01
USD	11,000,000	Telecom Italia SpA, 144A 5.303% 30/05/2024	10,792,705	0.25
EUR	1,528,000	UniCredit SpA, Reg. S, FRN 9.375% Perpetual	1,748,759	0.04
EUR	1,000,000	Wind Acquisition Finance SA, Reg. S 4% 15/07/2020	1,076,238	0.02
EUR	5,424,000	Wind Acquisition Finance SA, Reg. S 7% 23/04/2021	5,962,701	0.14
USD	7,500,000	Wind Acquisition Finance SA, 144A 7.375% 23/04/2021	7,791,788	0.18
日本			96,518,632	2.21
JPY	19,500	Aeon Mall Co. Ltd.	274,187	0.01
JPY	1,071,000	Aozora Bank Ltd.	3,783,125	0.09
JPY	29,900	Asahi Holdings, Inc.	519,388	0.01
JPY	488,100	Astellas Pharma, Inc.	6,777,543	0.16
JPY	84,400	Bridgestone Corp.	3,041,923	0.07
JPY	121,600	Canon, Inc.	3,426,890	0.08
JPY	51,600	Chubu Electric Power Co., Inc.	720,688	0.02
JPY	11,600	Daito Trust Construction Co. Ltd.	1,744,167	0.04
JPY	52,700	Daiwa House Industry Co. Ltd.	1,440,551	0.03
JPY	29,900	F@N Communications, Inc.	189,496	-
JPY	24,500	FamilyMart UNY Holdings Co. Ltd.	1,630,260	0.04
JPY	148,800	Fuji Heavy Industries Ltd.	6,073,158	0.14

JPY	15,500	Gendai Agency, Inc.	73,311	-
JPY	118,500	GungHo Online Entertainment, Inc.	252,365	0.01
JPY	64,200	Heiwa Corp.	1,467,177	0.03
JPY	23,700	Hitachi Chemical Co. Ltd.	592,500	0.01
JPY	36,400	Hitachi Construction Machinery Co. Ltd.	787,961	0.02
JPY	6,200	Honda Motor Co. Ltd.	181,090	-
JPY	36,300	Hoya Corp.	1,524,712	0.03
JPY	21,300	Idemitsu Kosan Co. Ltd.	565,656	0.01
JPY	70,300	Japan Airlines Co. Ltd.	2,053,323	0.05
JPY	228,600	Japan Post Bank Co. Ltd.	2,743,122	0.06
JPY	93,700	Japan Tobacco, Inc.	3,080,592	0.07
JPY	343,300	JX Holdings, Inc.	1,452,536	0.03
JPY	38,100	Kakaku.com, Inc.	630,221	0.01
JPY	97,700	Kaken Pharmaceutical Co. Ltd.	5,180,807	0.12
JPY	10,000	Kanematsu Electronics Ltd.	214,420	-
JPY	378,900	KDDI Corp.	9,590,785	0.22
JPY	31,200	Konami Holdings Corp.	1,259,528	0.03
JPY	26,100	Kuroda Electric Co. Ltd.	515,883	0.01
JPY	31,900	Kyushu Financial Group, Inc.	216,359	0.01
JPY	105,900	Lawson, Inc.	7,436,187	0.17
JPY	189,100	Mitsubishi Chemical Holdings Corp.	1,225,948	0.03
JPY	31,100	Mitsubishi Gas Chemical Co., Inc.	530,658	0.01
JPY	230,000	Mitsui Chemicals, Inc.	1,032,757	0.02
JPY	22,700	Nippon Steel & Sumitomo Metal Corp.	506,149	0.01
JPY	59,300	Nippon Telegraph & Telephone Corp.	2,491,290	0.06
JPY	452,400	NTT DOCOMO, Inc.	10,303,979	0.24
JPY	4,300	Oracle Corp. Japan	216,618	0.01
JPY	180,000	Osaka Gas Co. Ltd.	692,166	0.02
JPY	22,600	Park24 Co. Ltd.	612,744	0.01
JPY	160,300	Sony Financial Holdings, Inc.	2,500,746	0.06
JPY	284,000	Sumitomo Chemical Co. Ltd.	1,350,530	0.03
JPY	145,400	Sumitomo Corp.	1,710,552	0.04
JPY	37,000	Tohoku Electric Power Co., Inc.	467,405	0.01
JPY	118,900	Tokyu Fudosan Holdings Corp.	701,685	0.02
JPY	62,000	TonenGeneral Sekiyu KK	653,301	0.02
JPY	25,700	Toyota Motor Corp.	1,511,842	0.03
JPY	21,900	Toyota Tsusho Corp.	570,351	0.01
カザフスタン			6,578,788	0.15
USD	3,745,000	Development Bank of Kazakhstan JSC, Reg. S 4.125% 10/12/2022	3,616,846	0.08
USD	3,100,000	Kazakhstan Government Bond, Reg. S 4.875% 14/10/2044	2,961,942	0.07
ケニア共和国			3,273,909	0.07
USD	3,185,000	Kenya Government Bond, Reg. S 5.875% 24/06/2019	3,273,909	0.07
レバノン			8,577,750	0.20
USD	1,275,000	Lebanon Government Bond, Reg. S 5.15% 12/11/2018	1,265,182	0.03
USD	5,529,000	Lebanon Government Bond, Reg. S 5.45% 28/11/2019	5,436,362	0.13
USD	1,905,000	Lebanon Government Bond, Reg. S 6.65% 22/04/2024	1,876,206	0.04
ルクセンブルグ			42,777,754	0.98
EUR	1,500,000	Altice Financing SA, Reg. S 5.25% 15/02/2023	1,683,162	0.04
USD	14,220,000	Altice Luxembourg SA, 144A 7.75% 15/05/2022	15,181,556	0.35
EUR	2,500,000	Altice Luxembourg SA, Reg. S 7.25% 15/05/2022	2,822,574	0.06
USD	4,690,000	ArcelorMittal 6.125% 01/06/2025	5,148,682	0.12
USD	8,725,000	ArcelorMittal 8% 15/10/2039	9,563,472	0.22
EUR	1,600,000	ARD Finance SA, Reg. S 6.625% 15/09/2023	1,692,864	0.04
EUR	1,900,000	Garfunkelux Holdco 3 SA, Reg. S 7.5%	2,108,106	0.05

		01/08/2022		
EUR	1,940,000	Matterhorn Telecom SA, Reg. S 3.875%	2,117,643	0.05
		01/05/2022		
EUR	28,782	SES SA	638,031	0.01
EUR	1,600,000	SIG Combibloc Holdings SCA, Reg. S	1,821,664	0.04
		7.75% 15/02/2023		
マレーシア			3,516,828	0.08
USD	1,000,000	Axiata SPV2 Bhd., Reg. S 3.466%	1,008,668	0.03
		19/11/2020		
MYR	142,000	British American Tobacco Malaysia Bhd.	1,411,770	0.03
USD	500,000	Petronas Capital Ltd., Reg. S 5.25%	536,286	0.01
		12/08/2019		
USD	600,000	TNB Global Ventures Capital Bhd., Reg.	560,104	0.01
		S 3.244% 19/10/2026		
メキシコ			44,447,098	1.02
USD	245,000	Banco Nacional de Comercio Exterior	230,535	0.01
		SNC, Reg. S, FRN 3.8% 11/08/2026		
EUR	1,810,000	Cemex SAB de CV, Reg. S 4.75%	1,989,289	0.05
		11/01/2022		
USD	667,598	Fermaca Enterprises S de RL de CV,	661,807	0.01
		Reg. S 6.375% 30/03/2038		
USD	1,200,000	Grupo Cementos de Chihuahua SAB de	1,256,748	0.03
		CV, Reg. S 8.125% 08/02/2020		
USD	1,500,000	Grupo Televisa SAB 5% 13/05/2045	1,286,175	0.03
MXN	1,412,200	Kimberly-Clark de Mexico SAB de CV 'A'	2,515,064	0.06
MXN	179,842,900	Mexican Bonos 4.75% 14/06/2018	8,477,542	0.19
MXN	235,493,600	Mexican Bonos 6.5% 10/06/2021	11,121,324	0.25
MXN	326,238,100	Mexican Bonos 7.75% 29/05/2031	15,765,830	0.36
USD	1,200,000	Sigma Alimentos SA de CV, Reg. S	1,142,784	0.03
		4.125% 02/05/2026		
オランダ			41,973,729	0.96
EUR	508,000	Achmea BV, Reg. S, FRN 4.25%	506,781	0.01
		Perpetual		
EUR	122,227	Arcadis NV	1,727,503	0.04
EUR	64,841	BinckBank NV	372,795	0.01
EUR	73,730	Boskalis Westminster	2,562,996	0.06
EUR	500,000	Constellium NV, Reg. S 4.625%	509,162	0.01
		15/05/2021		
EUR	495,000	Eneco Holding NV, Reg. S, FRN 3.25%	539,561	0.01
		Perpetual		
USD	10,563,000	Koninklijke KPN NV, FRN, 144A 7%	11,395,100	0.26
		28/03/2073		
GBP	400,000	Koninklijke KPN NV, Reg. S 5.75%	632,449	0.01
		17/09/2029		
EUR	2,050,000	Koninklijke KPN NV, Reg. S, FRN	2,319,255	0.05
		6.125% Perpetual		
EUR	7,597	Koninklijke Vopak NV	360,726	0.01
EUR	72,763	RELX NV	1,224,031	0.03
EUR	139,803	Royal Dutch Shell plc 'A'	3,845,700	0.09
EUR	193,009	Unilever NV, CVA	7,960,882	0.18
EUR	1,500,000	UPC Holding BV, Reg. S 6.375%	1,687,052	0.04
		15/09/2022		
USD	2,440,000	Ziggo Secured Finance BV, 144A 5.5%	2,385,100	0.06
		15/01/2027		
EUR	2,400,000	Ziggo Secured Finance BV, Reg. S	2,570,623	0.06
		3.75% 15/01/2025		
EUR	1,300,000	Ziggo Secured Finance BV, Reg. S	1,374,013	0.03
		4.25% 15/01/2027		
ニュージーランド			2,958,050	0.07
NZD	286,791	SKY Network Television Ltd.	907,152	0.02
NZD	113,538	SKYCITY Entertainment Group Ltd.	310,197	0.01
NZD	112,798	Spark New Zealand Ltd.	267,399	0.01
NZD	423,010	Trade Me Group Ltd.	1,473,302	0.03
ナイジェリア			2,679,451	0.06

USD	2,645,000	Nigeria Government Bond, Reg. S 6.75% 28/01/2021	2,679,451	0.06
ノルウェー			17,614,976	0.40
NOK	97,256	DNB ASA	1,444,404	0.03
NOK	349,475	Statoil ASA	6,463,484	0.15
NOK	426,891	Telenor ASA	6,409,343	0.15
NOK	83,545	Yara International ASA	3,297,745	0.07
パキスタン			3,967,885	0.09
USD	3,735,000	Pakistan Government Bond, Reg. S 7.25% 15/04/2019	3,967,885	0.09
ペルー			12,382,861	0.28
USD	2,140,000	Cementos Pacasmayo SAA, Reg. S 4.5% 08/02/2023	2,146,249	0.05
PEN	8,088,000	Peru Government Bond 7.84% 12/08/2020	2,619,881	0.06
PEN	8,635,000	Peru Government Bond 6.95% 12/08/2031	2,630,411	0.06
PEN	13,054,000	Peru Government Bond 6.9% 12/08/2037	3,881,739	0.09
USD	300,000	Southern Copper Corp. 7.5% 27/07/2035	347,805	0.01
USD	500,000	Southern Copper Corp. 5.25% 08/11/2042	462,075	0.01
USD	300,000	Southern Copper Corp. 5.875% 23/04/2045	294,701	-
ポーランド			36,637,097	0.84
PLN	30,497	Asseco Poland SA	395,322	0.01
PLN	59,090,000	Poland Government Bond 3.75% 25/04/2018	14,472,115	0.33
PLN	2,430,000	Poland Government Bond 3.25% 25/07/2019	594,247	0.01
PLN	5,980,000	Poland Government Bond 5.25% 25/10/2020	1,562,622	0.04
PLN	63,808,000	Poland Government Bond 4% 25/10/2023	15,867,763	0.36
PLN	3,605,000	Poland Government Bond 2.5% 25/07/2026	784,489	0.02
PLN	2,196,835	Polskie Gornictwo Naftowe i Gazownictwo SA	2,960,539	0.07
ポルトガル			3,164,535	0.07
EUR	86,400	EDP - Energias de Portugal SA	264,633	-
EUR	2,300,000	EDP - Energias de Portugal SA, Reg. S, FRN 5.375% 16/09/2075	2,539,987	0.06
EUR	23,333	Jeronimo Martins SGPS SA	359,915	0.01
カタール			2,971,197	0.07
USD	2,200,000	Ooredoo International Finance Ltd., Reg. S 3.25% 21/02/2023	2,158,057	0.05
USD	800,000	Ooredoo Tamweel Ltd., Reg. S 3.039% 03/12/2018	813,140	0.02
ルーマニア			10,986,346	0.25
RON	15,355,000	Romania Government Bond 3.25% 17/01/2018	3,649,039	0.08
RON	2,340,000	Romania Government Bond 5.75% 29/04/2020	608,928	0.02
RON	20,030,000	Romania Government Bond 5.85% 26/04/2023	5,382,012	0.12
RON	5,320,000	Romania Government Bond 4.75% 24/02/2025	1,346,367	0.03
ロシア			46,381,028	1.06
USD	348,648	Gazprom PJSC, ADR	1,760,672	0.04
USD	80,081	LUKOIL PJSC, ADR	4,492,544	0.10
USD	141,110	MMC Norilsk Nickel PJSC, ADR	2,369,237	0.05
USD	700,000	Mobile Telesystems OJSC, Reg. S 8.625% 22/06/2020	805,843	0.02

USD	1,100,000	Mobile Telesystems OJSC, Reg. S 5% 30/05/2023	1,130,596	0.03
USD	83,200	Mobile TeleSystems PJSC, ADR	759,616	0.02
RUB	500,443,000	Russian Federal Bond - OFZ 6.2% 31/01/2018	8,010,000	0.18
RUB	286,930,000	Russian Federal Bond - OFZ 7.5% 15/03/2018	4,664,735	0.11
RUB	298,582,000	Russian Federal Bond - OFZ 7.6% 20/07/2022	4,782,940	0.11
RUB	438,414,000	Russian Federal Bond - OFZ 8.15% 03/02/2027	7,165,911	0.16
USD	5,400,000	Russian Foreign Bond - Eurobond, Reg. S 4.875% 16/09/2023	5,709,285	0.13
USD	34,149	Severstal PJSC, GDR	519,065	0.01
USD	59,663	Surgutneftegas OJSC, ADR	301,000	0.01
USD	24,416	Tatneft PJSC, ADR	1,006,428	0.02
USD	1,300,000	VimpelCom Holdings BV, Reg. S 5.2% 13/02/2019	1,344,928	0.03
USD	1,400,000	VimpelCom Holdings BV, Reg. S 7.504% 01/03/2022	1,558,228	0.04
サウジアラビア			903,960	0.02
USD	930,000	Saudi Government Bond, Reg. S 2.375% 26/10/2021	903,960	0.02
シンガポール			25,587,939	0.58
SGD	523,300	Ascendas Real Estate Investment Trust	821,564	0.02
USD	600,000	BOC Aviation Ltd., Reg. S 3.875% 27/04/2026	581,644	0.01
SGD	253,900	CapitaLand Ltd.	530,316	0.01
SGD	890,000	CapitaLand Mall Trust, REIT	1,160,289	0.03
SGD	146,200	DBS Group Holdings Ltd.	1,753,320	0.04
USD	1,700,000	Global Logistic Properties Ltd., Reg. S 3.875% 04/06/2025	1,654,991	0.04
USD	51,700	Hongkong Land Holdings Ltd.	327,261	0.01
SGD	696,700	MI Ltd.	944,423	0.02
SGD	1,887,800	Mapletree Industrial Trust, REIT	2,147,764	0.05
SGD	700,000	Oversea-Chinese Banking Corp. Ltd.	4,318,448	0.10
SGD	474,600	SATS Ltd.	1,591,968	0.04
SGD	30,200	Singapore Airlines Ltd.	201,975	-
SGD	61,200	Singapore Exchange Ltd.	303,060	0.01
SGD	3,026,400	Singapore Telecommunications Ltd.	7,639,834	0.17
SGD	119,500	StarHub Ltd.	232,241	-
SGD	2,446,200	Yangzijiang Shipbuilding Holdings Ltd.	1,378,841	0.03
南アフリカ			68,288,564	1.56
USD	5,805,000	Eskom Holdings SOC Ltd., Reg. S 7.125% 11/02/2025	5,854,807	0.13
ZAR	453,865	FirstRand Ltd.	1,755,527	0.04
GBP	1,000,000	Investec plc, Reg. S 4.5% 05/05/2022	1,280,650	0.03
ZAR	831,471	Life Healthcare Group Holdings Ltd.	1,971,873	0.05
ZAR	966,855	MMI Holdings Ltd.	1,659,218	0.04
ZAR	82,433	Mr Price Group Ltd.	956,780	0.02
ZAR	343,235	MTN Group Ltd.	3,150,372	0.07
ZAR	439,516	RMB Holdings Ltd.	2,123,034	0.05
ZAR	549,896	Sanlam Ltd.	2,516,201	0.06
ZAR	77,762	Sasol Ltd.	2,256,553	0.05
ZAR	133,402,004	South Africa Government Bond 8% 21/12/2018	9,716,551	0.22
ZAR	437,592,009	South Africa Government Bond 6.25% 31/03/2036	22,712,873	0.52
ZAR	86,515,000	South Africa Government Bond 6.5% 28/02/2041	4,484,540	0.10
ZAR	8,950,000	South Africa Government Bond 8.75% 31/01/2044	595,363	0.01
ZAR	601,836	Truworths International Ltd.	3,488,086	0.08
ZAR	339,701	Vodacom Group Ltd.	3,766,136	0.09

韓国			13,719,649	0.31
KRW	24,449	Kangwon Land, Inc.	726,005	0.02
USD	1,600,000	Korea Midland Power Co. Ltd., Reg. S 2.5% 21/07/2021	1,574,589	0.03
USD	600,000	KT Corp., Reg. S 2.5% 18/07/2026	554,541	0.01
KRW	81,518	KT&G Corp.	6,838,758	0.16
KRW	21,637	SK Telecom Co. Ltd.	4,025,756	0.09
スペイン			29,040,936	0.66
EUR	28,885	Amadeus IT Group SA	1,322,047	0.03
EUR	4,300,000	Bankia SA, Reg. S, FRN 4% 22/05/2024	4,617,941	0.11
EUR	600,000	Cellnex Telecom SA, Reg. S 3.125% 27/07/2022	669,592	0.02
EUR	600,000	Cellnex Telecom SA, Reg. S 2.375% 16/01/2024	627,524	0.01
USD	2,030,000	Codere Finance 2 Luxembourg SA, 144A 7.625% 01/11/2021	1,984,721	0.05
EUR	2,000,000	Codere Finance 2 Luxembourg SA, Reg. S 6.75% 01/11/2021	2,142,956	0.05
EUR	203,632	Endesa SA	4,333,707	0.10
EUR	800,000	Ibercaja Banco SA, Reg. S, FRN 5% 28/07/2025	820,360	0.02
EUR	200,000	NH Hotel Group SA, Reg. S 4% 08/11/2018	229,219	-
EUR	344,000	Repsol International Finance BV, Reg. S, FRN 3.875% Perpetual	360,676	0.01
EUR	100,000	Repsol International Finance BV, Reg. S, FRN 4.5% 25/03/2075	99,601	-
EUR	486,784	Repsol SA	6,918,485	0.16
EUR	1,900,000	Telefonica Europe BV, Reg. S, FRN 3.75% Perpetual	1,963,340	0.04
EUR	200,000	Telefonica Europe BV, Reg. S, FRN 5.875% Perpetual	222,340	-
EUR	295,072	Telefonica SA	2,728,427	0.06
スリランカ			6,434,772	0.15
USD	2,880,000	Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6% 14/01/2019	2,968,148	0.07
USD	1,945,000	Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6.125% 03/06/2025	1,839,575	0.04
USD	1,650,000	Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6.825% 18/07/2026	1,627,049	0.04
国際機関			6,430,656	0.15
USD	4,470,000	Eurasian Development Bank, Reg. S 5% 26/09/2020	4,705,122	0.11
USD	1,700,000	International Bank for Reconstruction & Development, FRN 7.591% 07/06/2017	1,725,534	0.04
スウェーデン			33,798,584	0.77
SEK	188,098	Alfa Laval AB	3,160,163	0.07
SEK	52,196	Atlas Copco AB 'A'	1,602,895	0.04
SEK	317,982	Axfood AB	5,019,370	0.11
SEK	136,915	Hennes & Mauritz AB 'B'	3,832,754	0.09
SEK	102,787	Intrum Justitia AB	3,486,674	0.08
SEK	36,484	Investor AB 'B'	1,376,528	0.03
SEK	82,067	Nordea Bank AB	916,768	0.02
SEK	265,796	SKF AB 'B'	4,911,504	0.11
SEK	148,490	Swedish Match AB	4,774,725	0.11
SEK	610,487	Telefonaktiebolaget LM Ericsson 'B'	3,622,142	0.08
SEK	270,236	Telia Co. AB	1,095,061	0.03
スイス			96,102,849	2.20
CHF	495,063	ABB Ltd.	10,501,676	0.24
CHF	69,815	Adecco Group AG	4,598,013	0.11
CHF	14,056	Baloise Holding AG	1,780,989	0.04
CHF	194,044	Credit Suisse Group AG	2,767,670	0.06
CHF	552	EMS-Chemie Holding AG	281,885	0.01
CHF	674	Galenica AG	766,549	0.02

CHF	3,311	Geberit AG	1,331,808	0.03
CHF	33,526	Kuehne + Nagel International AG	4,462,180	0.10
CHF	134,753	Nestle SA	9,682,834	0.22
CHF	141,349	Novartis AG	10,316,583	0.24
CHF	1,848	Partners Group Holding AG	870,584	0.02
CHF	9,606	PSP Swiss Property AG	832,833	0.02
CHF	63,853	Roche Holding AG	14,586,937	0.33
CHF	3,268	Schindler Holding AG	577,588	0.01
CHF	1,920	SGS SA	3,906,774	0.09
CHF	6,963	Sonova Holding AG	843,930	0.02
CHF	4,992	Swiss Prime Site AG	409,739	0.01
CHF	118,646	Swiss Re AG	11,283,680	0.26
CHF	4,202	Swisscom AG	1,875,248	0.04
CHF	253,406	UBS Group AG	3,940,670	0.09
USD	1,400,000	UBS Group AG, Reg. S, FRN 6.875% Perpetual	1,426,880	0.03
USD	2,600,000	UBS Group AG, Reg. S, FRN 7% Perpetual	2,733,588	0.06
USD	3,785,000	UBS Group Funding Jersey Ltd., 144A 3% 15/04/2021	3,784,508	0.09
CHF	9,188	Zurich Insurance Group AG	2,539,703	0.06
台湾			46,578,588	1.06
TWD	349,000	Cheng Shin Rubber Industry Co. Ltd.	653,864	0.02
TWD	1,969,000	Chunghwa Telecom Co. Ltd.	6,158,434	0.14
TWD	31,000	Cleanaway Co. Ltd.	157,140	-
TWD	39,220	Cyberlink Corp.	93,784	-
TWD	149,000	Draytek Corp.	136,824	-
TWD	1,257,000	Far EastOne Telecommunications Co. Ltd.	2,808,224	0.06
USD	500,000	Formosa Group Cayman Ltd., Reg. S 3.375% 22/04/2025	476,780	0.01
TWD	691,000	Foxconn Technology Co. Ltd.	1,816,292	0.04
TWD	1,433,000	Greatek Electronics, Inc.	1,722,143	0.04
TWD	1,836,000	Hon Hai Precision Industry Co. Ltd.	4,763,688	0.11
TWD	1,208,169	Lite-On Technology Corp.	1,809,350	0.04
TWD	268,000	MediaTek, Inc.	1,787,933	0.04
TWD	92,000	MicroLife Corp.	210,921	-
TWD	652,000	Novatek Microelectronics Corp.	2,139,714	0.05
TWD	309,000	Phison Electronics Corp.	2,432,808	0.06
TWD	373,000	Quanta Computer, Inc.	693,082	0.02
TWD	178,180	Realtek Semiconductor Corp.	560,038	0.01
TWD	479,000	Simplo Technology Co. Ltd.	1,371,228	0.03
TWD	833,000	Sonix Technology Co. Ltd.	821,398	0.02
TWD	1,087,000	Taiwan Mobile Co. Ltd.	3,483,545	0.08
USD	314,300	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd., ADR	9,155,559	0.21
TWD	58,000	Thinking Electronic Industrial Co. Ltd.	112,955	-
TWD	289,000	Transcend Information, Inc.	758,745	0.02
TWD	136,000	Tripod Technology Corp.	305,091	0.01
TWD	147,000	United Integrated Services Co. Ltd.	223,318	0.01
TWD	863,000	Vanguard International Semiconductor Corp.	1,494,533	0.03
TWD	312,000	Yungtay Engineering Co. Ltd.	431,197	0.01
タイ			58,465,523	1.34
THB	939,400	Advanced Info Service PCL, NVDR	3,858,390	0.09
THB	581,100	Bangkok Bank PCL, NVDR	2,589,702	0.06
THB	270,100	Hana Microelectronics PCL, NVDR	298,099	0.01
THB	249,400	Pruksa Holding PCL, NVDR	156,790	-
THB	13,100	PTT Exploration & Production PCL	35,230	-
THB	657,700	PTT Exploration & Production PCL, NVDR	1,768,752	0.04
USD	900,000	PTT Exploration & Production PCL, Reg. S, FRN 4.875% Perpetual	911,487	0.02
THB	265,300	Siam Cement PCL (The), NVDR	3,676,692	0.09

THB	348,900	Siam Commercial Bank PCL (The), NVDR	1,486,651	0.03
THB	33,550,000	Thailand Government Bond 5.125% 13/03/2018	976,264	0.02
THB	84,170,000	Thailand Government Bond 3.875% 13/06/2019	2,470,922	0.06
THB	624,404,000	Thailand Government Bond 3.65% 17/12/2021	18,659,055	0.43
THB	107,290,000	Thailand Government Bond 3.625% 16/06/2023	3,201,763	0.07
THB	321,439,000	Thailand Government Bond 4.875% 22/06/2029	10,634,592	0.24
THB	188,859,000	Thailand Government Bond 4.675% 29/06/2044	6,446,224	0.15
THB	43,227,000	Thailand Government Bond 4% 17/06/2066	1,294,910	0.03
トリニダード・トバゴ			797,404	0.02
USD	815,000	Trinidad & Tobago Government Bond, Reg. S 4.5% 04/08/2026	797,404	0.02
トルコ			45,472,582	1.04
TRY	212,943	Adana Cimento Sanayii TAS 'C'	51,381	-
USD	500,000	Export Credit Bank of Turkey, Reg. S 5.375% 08/02/2021	489,705	0.01
TRY	59,670	Mardin Cimento Sanayii ve Ticaret AS	75,716	-
TRY	470,080	Soda Sanayii AS	708,583	0.02
TRY	400,838	TAV Havalimanlari Holding AS	1,579,366	0.04
TRY	45,649,875	Turkey Government Bond 8.8% 14/11/2018	12,609,536	0.29
USD	3,560,000	Turkey Government Bond 5.125% 25/03/2022	3,537,714	0.08
TRY	63,573,000	Turkey Government Bond 8.5% 14/09/2022	16,131,556	0.37
TRY	3,165,000	Turkey Government Bond 7.1% 08/03/2023	741,552	0.02
USD	3,885,000	Turkey Government Bond 3.25% 23/03/2023	3,449,103	0.08
TRY	2,300,000	Turkey Government Bond 8% 12/03/2025	546,089	0.01
USD	4,650,000	Turkey Government Bond 4.25% 14/04/2026	4,137,245	0.09
USD	1,400,000	Turkiye Is Bankasi, Reg. S 5.5% 21/04/2019	1,415,036	0.03
ウクライナ			7,211,638	0.16
USD	1,835,000	Ukraine Government Bond, Reg. S 7.75% 01/09/2020	1,821,238	0.04
USD	5,615,000	Ukraine Government Bond, Reg. S 7.75% 01/09/2023	5,390,400	0.12
アラブ首長国連邦			3,226,750	0.07
USD	2,800,000	DP World Crescent Ltd., Reg. S 3.908% 31/05/2023	2,799,398	0.06
USD	400,000	DP World Ltd., Reg. S 6.85% 02/07/2037	427,352	0.01
イギリス			343,910,669	7.86
GBP	64,214	3i Group plc	557,986	0.01
GBP	1,100,000	AA Bond Co. Ltd., Reg. S 5.5% 31/07/2043	1,393,445	0.03
GBP	140,711	Admiral Group plc	3,173,126	0.07
EUR	205,000	Anglo American Capital plc, Reg. S 2.5% 29/04/2021	222,305	0.01
GBP	577,000	Arqiva Broadcast Finance plc, Reg. S 9.5% 31/03/2020	760,535	0.02
GBP	500,000	Arrow Global Finance plc, Reg. S 5.125% 15/09/2024	619,023	0.01
EUR	800,000	Arrow Global Finance plc, Reg. S, FRN	873,938	0.02

		4.75% 01/05/2023		
GBP	674,901	Ashmore Group plc	2,354,977	0.05
GBP	123,029	AstraZeneca plc	6,738,552	0.15
GBP	96,958	Auto Trader Group plc	489,472	0.01
GBP	83,000	Aviva plc, FRN 5.902% Perpetual	105,317	-
EUR	1,840,000	Aviva plc, Reg. S, FRN 3.375% 04/12/2045	1,911,743	0.04
USD	1,935,000	Barclays plc 5.2% 12/05/2026	1,974,880	0.05
EUR	1,150,000	Barclays plc, Reg. S, FRN 2.625% 11/11/2025	1,205,068	0.03
GBP	371,072	Beazley plc	1,774,805	0.04
GBP	98,365	Bellway plc	3,006,159	0.07
GBP	49,345	Berkeley Group Holdings plc	1,710,255	0.04
GBP	130,151	BHP Billiton plc	2,098,832	0.05
EUR	500,000	Boparan Finance plc, Reg. S 4.375% 15/07/2021	523,643	0.01
GBP	1,430,000	Boparan Finance plc, Reg. S 5.5% 15/07/2021	1,732,793	0.04
GBP	50,963	British American Tobacco plc	2,907,091	0.07
GBP	344,601	BT Group plc	1,560,576	0.04
GBP	125,034	Burberry Group plc	2,310,312	0.05
GBP	550,914	Capita plc	3,610,764	0.08
GBP	553,205	Centrica plc	1,598,484	0.04
GBP	123,715	Close Brothers Group plc	2,206,536	0.05
GBP	15,182	Croda International plc	598,903	0.01
GBP	2,000,000	CYBG plc, Reg. S, FRN 5% 09/02/2026	2,374,262	0.05
GBP	131,345	Direct Line Insurance Group plc	598,868	0.01
GBP	101,391	Dunelm Group plc	1,006,807	0.02
GBP	67,284	Experian plc	1,307,186	0.03
USD	2,000,000	Fiat Chrysler Automobiles NV 4.5% 15/04/2020	2,045,650	0.05
USD	6,120,000	Fiat Chrysler Automobiles NV 5.25% 15/04/2023	6,267,982	0.14
GBP	1,133,000	Galaxy Bidco Ltd., Reg. S, FRN 5.398% 15/11/2019	1,405,174	0.03
GBP	41,041	Galliford Try plc	653,981	0.02
GBP	172,714	GlaxoSmithKline plc	3,329,885	0.08
GBP	32,686	Glencore plc	111,895	-
GBP	54,003	Go-Ahead Group plc	1,493,759	0.03
GBP	1,000,000	Greene King Finance plc, Reg. S, FRN, Series B2 2.456% 15/03/2036	876,385	0.02
GBP	44,559	Greggs plc	533,492	0.01
GBP	208,752	Halfords Group plc	941,757	0.02
GBP	327,181	Hansteen Holdings plc, REIT	458,358	0.01
GBP	27,708	Hargreaves Lansdown plc	414,846	0.01
GBP	1,242,000	HBOS Sterling Finance Jersey LP, FRN 7.881% Perpetual	2,016,938	0.05
GBP	1,300,000	Hiscox Ltd., Reg. S, FRN 6.125% 24/11/2045	1,703,593	0.04
GBP	1,200,000	House of Fraser Funding plc, Reg. S, FRN 6.127% 15/09/2020	1,344,686	0.03
GBP	836,083	HSBC Holdings plc	6,779,058	0.16
HKD	414,000	HSBC Holdings plc	3,323,168	0.08
GBP	700,000	Iceland Bondco plc, Reg. S 6.25% 15/07/2021	879,744	0.02
GBP	2,632,000	Iceland Bondco plc, Reg. S 6.75% 15/07/2024	3,186,287	0.07
GBP	223,512	IG Group Holdings plc	1,363,127	0.03
GBP	350,265	IMI plc	4,496,254	0.10
GBP	119,390	Imperial Brands plc	5,220,337	0.12
GBP	843,770	Indivior plc	3,084,820	0.07
GBP	20,525	InterContinental Hotels Group plc	921,651	0.02
EUR	400,000	International Consolidated Airlines Group	375,448	0.01

		SA, Reg. S 0.625% 17/11/2022		
GBP	13,562	Intertek Group plc	582,705	0.01
GBP	900,000	Investec Bank plc, Reg. S 9.625% 17/02/2022	1,348,353	0.03
USD	2,357,142	iShares Edge MSCI World Value Factor Fund USD (Acc) Share Class	61,851,406	1.41
GBP	1,209,681	ITV plc	3,081,777	0.07
GBP	400,000	J Sainsbury plc, Reg. S 1.25% 21/11/2019	508,551	0.01
GBP	2,152,000	J Sainsbury plc, Reg. S, FRN 6.5% Perpetual	2,810,965	0.06
GBP	2,150,000	Jerrold Finco plc, Reg. S 6.25% 15/09/2021	2,729,297	0.06
GBP	1,800,000	Ladbrokes Group Finance plc, Reg. S 5.125% 08/09/2023	2,187,458	0.05
GBP	2,065,386	Legal & General Group plc	6,312,081	0.14
GBP	220,529	Marks & Spencer Group plc	952,696	0.02
GBP	498,893	Meggitt plc	2,823,984	0.07
GBP	698,500	Mitie Group plc	1,934,684	0.04
GBP	802,000	Moy Park BondCo plc, Reg. S 6.25% 29/05/2021	1,042,037	0.02
GBP	1,310,000	New Look Secured Issuer plc, Reg. S 6.5% 01/07/2022	1,548,997	0.04
GBP	1,180,000	New Look Senior Issuer plc, Reg. S 8% 01/07/2023	1,262,406	0.03
GBP	64,968	Next plc	3,995,868	0.09
GBP	330,000	Old Mutual plc, FRN 6.376% Perpetual	415,186	0.01
GBP	1,452,000	Old Mutual plc, Reg. S 7.875% 03/11/2025	2,001,345	0.05
GBP	6,762	PayPoint plc	83,964	-
GBP	1,500,000	Pizzaexpress Financing 1 plc, Reg. S 8.625% 01/08/2022	1,817,957	0.04
GBP	9,770	Provident Financial plc	343,564	0.01
GBP	28,039	Reckitt Benckiser Group plc	2,383,144	0.05
GBP	422,342	Restaurant Group plc (The)	1,691,608	0.04
USD	750,000	Rio Tinto Finance USA plc 3.5% 22/03/2022	776,220	0.02
GBP	147,006	Rio Tinto plc	5,731,083	0.13
GBP	800,000	R1 Finance Bonds No. 3 plc, Reg. S 6.125% 13/11/2028	1,044,397	0.02
EUR	375,000	Royal Bank of Scotland Group plc 5.5% Perpetual	376,474	0.01
USD	4,600,000	Royal Bank of Scotland Group plc, FRN 7.64% Perpetual	4,264,384	0.10
USD	3,155,000	Royal Bank of Scotland Group plc, FRN, 144A 6.99% Perpetual	3,431,062	0.08
GBP	150,629	Royal Dutch Shell plc 'A'	4,169,287	0.10
GBP	19,262	Royal Dutch Shell plc 'B'	559,665	0.01
GBP	417,884	Royal Mail plc	2,383,485	0.05
GBP	13,359,971	Schroder European Real Estate Investment Trust plc	18,180,459	0.42
GBP	28,598,563	Schroder Real Estate Investment Trust Ltd.	20,120,547	0.46
GBP	251,146	Senior plc	602,310	0.01
GBP	569,000	Spirit Issuer plc, FRN 4.313% 28/12/2036	711,079	0.02
GBP	255,152	Spirit Issuer plc, Reg. S, FRN 0.912% 28/12/2021	309,566	0.01
GBP	70,726	SSE plc	1,355,724	0.03
USD	400,000	Standard Chartered plc, FRN, 144A 6.409% Perpetual	313,712	0.01
USD	2,000,000	Standard Chartered plc, Reg. S 4.05% 12/04/2026	1,987,740	0.05
GBP	2,400,000	TES Finance plc, Reg. S 6.75%	2,532,724	0.06

		15/07/2020		
GBP	301,000	Tesco plc 6.125% 24/02/2022	422,066	0.01
GBP	1,500,000	Tesco plc 4.875% 24/03/2042	1,663,389	0.04
EUR	2,000,000	Thomas Cook Group plc, Reg. S 6.25% 15/06/2022	2,221,884	0.05
GBP	1,520,000	TSB Banking Group plc, FRN 5.75% 06/05/2026	1,966,875	0.05
GBP	550,000	TVL Finance plc, Reg. S 8.5% 15/05/2023	723,256	0.02
GBP	1,425,000	UK Treasury, Reg. S 1.5% 22/07/2026	1,800,415	0.04
GBP	8,532,000	UK Treasury, Reg. S 4.75% 07/12/2030	14,789,223	0.34
GBP	2,688,000	UK Treasury, Reg. S 4.5% 07/09/2034	4,727,827	0.11
GBP	484,000	UK Treasury, Reg. S 4.25% 07/12/2040	875,358	0.02
GBP	3,689,000	UK Treasury, Reg. S 4.25% 07/12/2046	7,058,244	0.16
GBP	3,474,000	UK Treasury, Reg. S 4.25% 07/12/2055	7,397,011	0.17
GBP	97,363	Unilever plc	3,956,767	0.09
GBP	1,000,000	Unique Pub Finance Co. plc (The), Reg. S, Series M 7.395% 28/03/2024	1,293,546	0.03
GBP	200,000	Virgin Media Finance plc, Reg. S 7% 15/04/2023	267,837	0.01
GBP	3,950,000	Virgin Media Finance plc, Reg. S 6.375% 15/10/2024	5,160,384	0.12
GBP	850,000	Virgin Media Secured Finance plc, Reg. S 5.125% 15/01/2025	1,078,248	0.03
EUR	1,200,000	Viridian Group FundCo II Ltd., Reg. S 7.5% 01/03/2020	1,350,066	0.03
GBP	140,832	WH Smith plc	2,708,255	0.06
GBP	1,099,050	William Hill plc	3,936,730	0.09
GBP	395,000	William Hill plc, Reg. S 4.875% 07/09/2023	489,318	0.01
GBP	15,170	Wolseley plc	929,101	0.02
アメリカ合衆国			1,313,969,843	30.05
USD	19,176	3M Co.	3,421,190	0.08
USD	7,362	Abbott Laboratories	282,038	0.01
USD	875,000	Abbott Laboratories 4.75% 30/11/2036	885,942	0.02
USD	124,600	AbbVie, Inc.	7,816,158	0.18
USD	24,800	Accenture plc 'A'	2,901,848	0.07
USD	85,875	AES Corp.	1,004,737	0.02
USD	6,000,000	AES Corp. 4.875% 15/05/2023	5,926,950	0.14
USD	88,227	Aflac, Inc.	6,160,891	0.14
USD	770,000	Aflac, Inc. 4% 15/10/2046	729,852	0.02
USD	7,215,000	Aircastle Ltd. 5.5% 15/02/2022	7,674,343	0.18
EUR	2,708,000	Alliance Data Systems Corp., Reg. S 5.25% 15/11/2023	2,857,849	0.07
USD	62,800	AllianceBernstein Holding LP	1,488,360	0.03
USD	4,707	Alphabet, Inc. 'A'	3,779,156	0.09
USD	134,425	Altria Group, Inc.	9,120,736	0.21
USD	415,000	Altria Group, Inc. 3.875% 16/09/2046	384,771	0.01
USD	2,192	Amazon.com, Inc.	1,677,209	0.04
USD	37,768	American Express Co.	2,791,811	0.06
USD	535,000	American International Group, Inc. 3.3% 01/03/2021	547,594	0.01
USD	2,000,000	American Tower Corp., REIT 3.3% 15/02/2021	2,024,200	0.05
USD	27,794	AmerisourceBergen Corp.	2,205,176	0.05
USD	69,300	Amgen, Inc.	10,241,154	0.23
USD	500,000	Anadarko Petroleum Corp. 4.85% 15/03/2021	535,495	0.01
USD	270,000	Anadarko Petroleum Corp. 5.55% 15/03/2026	302,542	0.01
USD	220,000	Anadarko Petroleum Corp. 4.5% 15/07/2044	205,263	-
USD	21,088	Aon plc	2,349,625	0.05
USD	145,387	Apple, Inc.	16,971,025	0.39

USD	54,600	Artisan Partners Asset Management, Inc. 'A'	1,616,160	0.04
USD	88,801	AT&T, Inc.	3,788,251	0.09
USD	1,655,000	AT&T, Inc. 2.45% 30/06/2020	1,642,257	0.04
USD	21,028	Avery Dennison Corp.	1,484,997	0.03
EUR	3,000,000	Axalta Coating Systems Dutch Holding B BV, Reg. S 3.75% 15/01/2025	3,193,431	0.07
USD	35,055	Baker Hughes, Inc.	2,268,760	0.05
EUR	300,000	Ball Corp. 4.375% 15/12/2023	351,043	0.01
USD	29,105	Bank of America Corp.	640,310	0.01
USD	1,300,000	Bank of America Corp. 4.25% 22/10/2026	1,313,390	0.03
USD	6,970,000	Bank of America Corp., FRN 5.2% Perpetual	6,687,750	0.15
USD	82,700	Bemis Co., Inc.	3,995,237	0.09
USD	1,781	Berkshire Hathaway, Inc. 'B'	290,392	0.01
USD	41,088	Boeing Co. (The)	6,396,991	0.15
USD	5,995,000	Boyd Gaming Corp. 6.875% 15/05/2023	6,473,281	0.15
USD	112,300	Buckle, Inc. (The)	2,554,825	0.06
USD	193,900	CA, Inc.	6,231,946	0.14
USD	8,000,000	Calpine Corp. 5.75% 15/01/2025	7,760,000	0.18
USD	37,425	Campbell Soup Co.	2,281,054	0.05
USD	29,212	Cardinal Health, Inc.	2,113,488	0.05
USD	53,000	Cato Corp. (The) 'A'	1,603,780	0.04
USD	89,835	CenterPoint Energy, Inc.	2,221,620	0.05
USD	70,213	CenturyLink, Inc.	1,687,218	0.04
USD	28,423	CH Robinson Worldwide, Inc.	2,095,628	0.05
USD	9,000,000	Chesapeake Energy Corp. 5.375% 15/06/2021	8,482,500	0.19
USD	50,279	Chesapeake Lodging Trust, REIT	1,288,651	0.03
USD	59,722	Chevron Corp.	7,036,446	0.16
USD	5,000,000	CHS 7.125% 15/07/2020	3,812,000	0.09
USD	341,600	Cisco Systems, Inc.	10,405,136	0.24
USD	3,482	Citigroup, Inc.	206,761	-
USD	1,035,000	Citigroup, Inc. 3.2% 21/10/2026	986,262	0.02
USD	19,252	Clorox Co. (The)	2,336,423	0.05
USD	268,692	Coca-Cola Co. (The)	11,177,587	0.26
USD	41,449	Colgate-Palmolive Co.	2,731,075	0.06
USD	2,935	Comcast Corp. 'A'	205,714	-
USD	3,360,000	Continental Resources, Inc. 5% 15/09/2022	3,388,157	0.08
USD	5,380,000	Crestwood Midstream Partners LP 6.125% 01/03/2022	5,541,400	0.13
USD	4,930,000	Crestwood Midstream Partners LP 6.25% 01/04/2023	5,053,250	0.12
USD	1,345,000	Crown Castle International Corp., REIT 2.25% 01/09/2021	1,295,383	0.03
USD	205,000	Crown Castle International Corp., REIT 3.7% 15/06/2026	199,845	-
USD	57,737	Cummins, Inc.	7,876,482	0.18
USD	11,899	CVS Health Corp.	940,021	0.02
USD	575,000	CVS Health Corp. 5.125% 20/07/2045	639,219	0.01
USD	56,190	Darden Restaurants, Inc.	4,145,698	0.09
USD	7,920,000	DaVita, Inc. 5.125% 15/07/2024	7,886,221	0.18
USD	43,102	Delta Air Lines, Inc.	2,125,360	0.05
USD	2,415,000	Devon Energy Corp. 5.85% 15/12/2025	2,741,882	0.06
USD	1,545,000	Discover Bank 4.2% 08/08/2023	1,599,531	0.04
USD	73,402	Discover Financial Services	5,273,934	0.12
USD	160,000	Dominion Resources, Inc. 1.6% 15/08/2019	157,768	-
USD	93,479	Dow Chemical Co. (The)	5,367,564	0.12
USD	2,205,000	Dynegy, Inc. 7.375% 01/11/2022	2,116,800	0.05
USD	5,360,000	Dynegy, Inc. 7.625% 01/11/2024	4,971,400	0.11
USD	49,200	Eaton Corp. plc	3,326,412	0.08

USD	22,705	Eaton Vance Corp.	950,431	0.02
USD	548,000	Ecolab, Inc. 2.7% 01/11/2026	520,205	0.01
USD	5,301	EI du Pont de Nemours & Co.	391,267	0.01
USD	211,221	Emerson Electric Co.	11,870,620	0.27
USD	3,435,000	Energy Transfer Equity LP 5.875% 15/01/2024	3,553,868	0.08
USD	580,000	Energy Transfer Partners LP 4.05% 15/03/2025	573,339	0.01
USD	615,000	Energy Transfer Partners LP 5.15% 01/02/2043	579,591	0.01
USD	12,000	Ennis, Inc.	213,000	-
USD	2,090,000	Enova International, Inc. 9.75% 01/06/2021	2,095,225	0.05
USD	966,000	Ensco plc 5.75% 01/10/2044	702,552	0.02
USD	28,009	Entergy Corp.	2,058,661	0.05
USD	645,000	Enterprise Products Operating LLC 3.9% 15/02/2024	664,927	0.02
USD	26,461	Estee Lauder Cos., Inc. (The) 'A'	2,044,641	0.05
USD	21,161	Everest Re Group Ltd.	4,573,315	0.10
USD	72,137	Exelon Corp.	2,576,734	0.06
USD	39,466	Expeditors International of Washington, Inc.	2,094,855	0.05
USD	5,298	Express Scripts Holding Co.	367,628	0.01
USD	126,890	Exxon Mobil Corp.	11,464,511	0.26
USD	11,555	Facebook, Inc. 'A'	1,344,424	0.03
USD	65,400	Federated Investors, Inc. 'B'	1,831,200	0.04
USD	4,700,000	Ferrellgas LP 6.75% 15/06/2023	4,641,250	0.11
USD	1,000,000	Fidelity National Information Services, Inc. 2.25% 15/08/2021	973,985	0.02
USD	28,100	First American Financial Corp.	1,034,080	0.02
USD	56,784	FirstEnergy Corp.	1,767,118	0.04
USD	181,200	Flowers Foods, Inc.	3,625,812	0.08
USD	75,415	Ford Motor Co.	922,325	0.02
USD	500,000	Ford Motor Credit Co. LLC 3.096% 04/05/2023	481,613	0.01
USD	51,084	Fortinet, Inc.	1,547,845	0.04
USD	77,500	GameStop Corp. 'A'	1,963,850	0.05
USD	179,872	Gap, Inc. (The)	4,088,491	0.09
USD	121,100	Garmin Ltd.	5,935,111	0.14
USD	10,019	Gartner, Inc.	1,015,726	0.02
USD	3,949,000	GE Capital International Funding Co. Unlimited Co. 4.418% 15/11/2035	4,126,508	0.09
USD	46,636	General Electric Co.	1,478,828	0.03
USD	1,265,000	General Electric Co. 6.75% 15/03/2032	1,682,330	0.04
USD	164,173	General Mills, Inc.	10,237,828	0.23
USD	28,240	General Motors Co.	992,354	0.02
USD	1,045,000	General Motors Financial Co., Inc. 4.2% 01/03/2021	1,075,044	0.02
USD	17,200	Genuine Parts Co.	1,658,940	0.04
USD	17,500	Getty Realty Corp., REIT	438,200	0.01
USD	44,442	Gilead Sciences, Inc.	3,205,601	0.07
USD	119,100	GNC Holdings, Inc. 'A'	1,323,201	0.03
USD	64,202	H&R Block, Inc.	1,490,770	0.03
EUR	1,300,000	Hanesbrands Finance Luxembourg SCA, Reg. S 3.5% 15/06/2024	1,437,796	0.03
USD	239,000	Hartford Financial Services Group, Inc. (The) 5.125% 15/04/2022	264,455	0.01
USD	7,775,000	HCA, Inc. 5.25% 15/04/2025	8,120,171	0.19
USD	5,750,000	HCA, Inc. 4.5% 15/02/2027	5,652,566	0.13
USD	37,000	HCI Group, Inc.	1,434,490	0.03
USD	4,650,000	HealthSouth Corp. 5.125% 15/03/2023	4,656,138	0.11
USD	56,200	Hillenbrand, Inc.	2,144,030	0.05
USD	31,004	Home Depot, Inc. (The)	4,188,640	0.10
USD	500,000	Honeywell International, Inc. 2.5%	472,978	0.01

		01/11/2026		
USD	8,851	Hormel Foods Corp.	311,909	0.01
USD	21,036	HP, Inc.	314,278	0.01
USD	11,773	Humana, Inc.	2,388,977	0.05
USD	396,222	Intel Corp.	14,525,499	0.33
USD	87,894	International Business Machines Corp.	14,643,140	0.33
USD	3,600,000	International Game Technology 7.5%	3,959,676	0.09
		15/06/2019		
USD	1,285,000	International Game Technology plc, 144A 6.5% 15/02/2025	1,381,375	0.03
USD	845,000	International Paper Co. 4.4% 15/08/2047	800,549	0.02
USD	20,567	Intuit, Inc.	2,363,560	0.05
USD	11,925	JB Hunt Transport Services, Inc.	1,160,779	0.03
USD	4,000,000	JC Penney Corp., Inc. 6.375%	3,380,000	0.08
		15/10/2036		
USD	48,100	John Wiley & Sons, Inc. 'A'	2,611,830	0.06
USD	129,735	Johnson & Johnson	14,983,095	0.34
USD	8,630,000	Jones Energy Holdings LLC 6.75%	8,263,225	0.19
		01/04/2022		
USD	64,279	JPMorgan Chase & Co.	5,520,923	0.13
USD	305,000	JPMorgan Chase & Co. 2.95%	290,043	0.01
		01/10/2026		
USD	2,895,000	JPMorgan Chase & Co., FRN 6.75% Perpetual	3,132,622	0.07
USD	95,200	KeyCorp Preference, FRN 6.125%	2,477,104	0.06
USD	89,294	Kimberly-Clark Corp.	10,275,954	0.24
USD	420,000	Kinder Morgan, Inc. 4.3% 01/06/2025	431,269	0.01
EUR	700,000	Kloeckner Pentaplast of America, Inc., Reg. S 7.125% 01/11/2020	778,689	0.02
USD	31,400	Kohl's Corp.	1,571,884	0.04
USD	71,835	Kroger Co. (The)	2,484,773	0.06
USD	820,000	Kroger Co. (The) 1.5% 30/09/2019	806,864	0.02
USD	51,491	L Brands, Inc.	3,413,338	0.08
USD	34,600	LaSalle Hotel Properties, REIT	1,052,878	0.02
USD	255,000	Lincoln National Corp. 3.625%	253,512	0.01
		12/12/2026		
USD	1,750,000	Lockheed Martin Corp. 3.1%	1,770,353	0.04
		15/01/2023		
USD	500,000	Lockheed Martin Corp. 4.7%	543,456	0.01
		15/05/2046		
USD	111,051	LyondellBasell Industries NV 'A'	9,551,497	0.22
USD	28,462	Marriott International, Inc. 'A'	2,371,454	0.05
USD	31,699	Mastercard, Inc. 'A'	3,289,405	0.08
USD	154,400	Mattel, Inc.	4,266,072	0.10
USD	103,100	Maxim Integrated Products, Inc.	4,022,962	0.09
USD	17,100	McDonald's Corp.	2,099,709	0.05
USD	1,121,000	McDonald's Corp. 4.875% 09/12/2045	1,198,624	0.03
USD	30,749	Mead Johnson Nutrition Co.	2,178,567	0.05
USD	1,315,000	Medtronic, Inc. 3.5% 15/03/2025	1,348,874	0.03
USD	4,435,000	Men's Wearhouse, Inc. (The) 7%	4,368,054	0.10
		01/07/2022		
USD	182,696	Merck & Co., Inc.	10,786,372	0.25
USD	55,900	Meredith Corp.	3,314,870	0.08
USD	115,400	Meridian Bioscience, Inc.	2,054,120	0.05
USD	6,460,000	Meritor, Inc. 6.25% 15/02/2024	6,360,355	0.15
USD	4,134,000	MetLife, Inc. 6.4% 15/12/2066	4,471,686	0.10
USD	2,470,000	MGM Resorts International 4.625%	2,400,272	0.05
		01/09/2026		
USD	43,771	Michael Kors Holdings Ltd.	1,875,150	0.04
USD	243,523	Microsoft Corp.	15,317,597	0.35
USD	1,055,000	Molson Coors Brewing Co. 3%	992,829	0.02
		15/07/2026		
USD	5,203	Monsanto Co.	546,835	0.01
USD	1,000,000	Morgan Stanley 2.625% 17/11/2021	986,100	0.02

USD	1,136,000	Morgan Stanley 3.875% 27/01/2026	1,146,468	0.03
USD	1,094,000	Morgan Stanley 3.125% 27/07/2026	1,042,866	0.02
USD	256,000	Mosaic Co. (The) 4.25% 15/11/2023	259,590	0.01
USD	5,220,000	MPG Holdco I, Inc. 7.375% 15/10/2022	5,481,000	0.13
USD	2,640,000	MPT Operating Partnership LP, REIT 6.375% 01/03/2024	2,775,300	0.06
USD	870,000	MPT Operating Partnership LP, REIT 5.5% 01/05/2024	881,963	0.02
USD	17,324	MSCI, Inc.	1,361,147	0.03
USD	1,325,000	Murphy Oil Corp. 6.875% 15/08/2024	1,414,438	0.03
USD	105,000	Nabors Industries, Inc. 5% 15/09/2020	108,135	-
USD	5,000,000	NCR Corp. 6.375% 15/12/2023	5,359,350	0.12
USD	58,400	NetApp, Inc.	2,083,712	0.05
USD	1,435,000	Newell Brands, Inc. 3.85% 01/04/2023	1,483,503	0.03
USD	1,140,000	Noble Energy, Inc. 3.9% 15/11/2024	1,150,066	0.03
USD	36,775	Nordstrom, Inc.	1,775,865	0.04
USD	5,000,000	Oasis Petroleum, Inc. 6.875% 15/03/2022	5,125,000	0.12
USD	2,000,000	Oasis Petroleum, Inc. 6.875% 15/01/2023	2,050,070	0.05
USD	127,500	Occidental Petroleum Corp.	9,129,000	0.21
USD	92,074	Omnicom Group, Inc.	7,888,900	0.18
USD	3,593	O'Reilly Automotive, Inc.	1,011,933	0.02
USD	16,732	Palo Alto Networks, Inc.	2,093,675	0.05
USD	103,866	Paychex, Inc.	6,377,372	0.15
USD	102,325	PepsiCo, Inc.	10,743,102	0.25
GBP	111,220	Persimmon plc	2,438,072	0.06
USD	39,300	PetMed Express, Inc.	907,830	0.02
USD	343,077	Pfizer, Inc.	11,146,572	0.25
USD	1,100,000	Pfizer, Inc. 4% 15/12/2036	1,121,659	0.03
USD	69,000	Philip Morris International, Inc.	6,329,370	0.14
USD	133,300	Pitney Bowes, Inc.	2,044,822	0.05
USD	887,000	Plains All American Pipeline LP 3.65% 01/06/2022	892,548	0.02
USD	23,504	Polaris Industries, Inc.	1,912,520	0.04
USD	5,178	Praxair, Inc.	607,949	0.01
USD	54,100	Principal Financial Group, Inc.	3,129,685	0.07
USD	105,176	Procter & Gamble Co. (The)	8,871,596	0.20
USD	67,425	Progressive Corp. (The)	2,394,262	0.05
USD	9,254	Prudential Financial, Inc.	961,676	0.02
USD	854,000	Prudential Financial, Inc. 5.1% 15/08/2043	923,452	0.02
USD	159,000	QUALCOMM, Inc.	10,500,360	0.24
USD	11,225,000	Qualitytech LP 5.875% 01/08/2022	11,491,594	0.26
USD	76,285	Quest Diagnostics, Inc.	7,008,303	0.16
USD	27,783	Quintiles IMS Holdings, Inc.	2,108,174	0.05
USD	47,333	Realogy Holdings Corp.	1,221,191	0.03
USD	28,136	Red Hat, Inc.	1,959,672	0.04
USD	41,700	Regal Entertainment Group 'A'	859,854	0.02
USD	6,164	Regeneron Pharmaceuticals, Inc.	2,303,610	0.05
USD	70,541	ResMed, Inc.	4,404,580	0.10
USD	2,750,000	Reynolds American, Inc. 4% 12/06/2022	2,874,988	0.07
USD	39,950	Robert Half International, Inc.	1,951,557	0.04
USD	16,351	Rockwell Automation, Inc.	2,204,932	0.05
USD	200,000	Roper Technologies, Inc. 2.8% 15/12/2021	199,841	-
USD	34,935	Ross Stores, Inc.	2,318,636	0.05
USD	37,100	Schweitzer-Mauduit International, Inc.	1,693,615	0.04
USD	65,000	Scripps Networks Interactive, Inc. 'A'	4,666,350	0.11
USD	52,700	Seagate Technology plc	2,003,654	0.05
USD	18,090	SEI Investments Co.	893,646	0.02
USD	8,000,000	Select Medical Corp. 6.375% 01/06/2021	8,040,000	0.18
USD	8,540	Sherwin-Williams Co. (The)	2,315,450	0.05

USD	482,477	Sirius XM Holdings, Inc.	2,159,085	0.05
USD	2,460,000	SM Energy Co. 6.75% 15/09/2026	2,546,100	0.06
USD	61,500	Sonoco Products Co.	3,281,025	0.08
EUR	600,000	Spectrum Brands, Inc., Reg. S 4% 01/10/2026	653,227	0.02
USD	14,065,000	Sprint Corp. 7.875% 15/09/2023	15,001,377	0.34
USD	96,200	Staples, Inc.	883,116	0.02
USD	53,244	Starbucks Corp.	2,998,702	0.07
USD	7,190,000	Suburban Propane Partners LP 5.5% 01/06/2024	7,278,365	0.17
USD	4,660,000	Suburban Propane Partners LP 5.75% 01/03/2025	4,740,175	0.11
USD	485,000	SunTrust Banks, Inc. 2.7% 27/01/2022	483,802	0.01
USD	43,860	Sysco Corp.	2,452,651	0.06
USD	82,066	T Rowe Price Group, Inc.	6,199,266	0.14
USD	7,222	Taro Pharmaceutical Industries Ltd.	756,143	0.02
USD	9,800	Terra Nitrogen Co. LP	1,002,246	0.02
USD	24,076	Tesoro Corp.	2,131,930	0.05
USD	600,000	Tesoro Logistics LP 6.125% 15/10/2021	628,785	0.01
USD	1,400,000	Tesoro Logistics LP 6.375% 01/05/2024	1,505,000	0.03
USD	41,017	Texas Instruments, Inc.	3,041,411	0.07
USD	34,244	TJX Cos., Inc. (The)	2,592,613	0.06
USD	86,900	Tupperware Brands Corp.	4,602,224	0.11
USD	10,000,000	United Rentals North America, Inc. 5.75% 15/11/2024	10,492,150	0.24
USD	275,000	United States Steel Corp. 7.375% 01/04/2020	294,132	0.01
USD	24,557	UnitedHealth Group, Inc.	3,954,659	0.09
USD	31,500	Universal Corp.	1,989,225	0.05
USD	72,300	Universal Insurance Holdings, Inc.	2,046,090	0.05
USD	60,467	US Bancorp	3,101,957	0.07
USD	3,440,000	US Treasury 3.5% 15/02/2018	3,536,078	0.08
USD	25,145,000	US Treasury 1.375% 30/09/2018	25,234,874	0.58
USD	26,201,000	US Treasury 0.75% 31/10/2018	26,002,957	0.59
USD	24,585,000	US Treasury 1.75% 30/09/2019	24,808,762	0.57
USD	21,668,000	US Treasury 1.25% 29/02/2020	21,475,019	0.49
USD	27,593,000	US Treasury 2.375% 31/12/2020	28,233,244	0.65
USD	24,662,000	US Treasury 2.125% 15/08/2021	24,854,672	0.57
USD	3,269,000	US Treasury 1.25% 31/10/2021	3,164,545	0.07
USD	26,164,000	US Treasury 2% 15/11/2021	26,190,573	0.60
USD	26,453,000	US Treasury 1.625% 15/11/2022	25,684,210	0.59
USD	16,513,000	US Treasury 2.125% 15/05/2025	16,129,847	0.37
USD	11,708,000	US Treasury 5.25% 15/02/2029	14,904,833	0.34
USD	5,144,000	US Treasury 4.5% 15/02/2036	6,474,206	0.15
USD	18,909,000	US Treasury 3.125% 15/08/2044	19,003,545	0.43
USD	4,412,000	US Treasury 2.5% 15/05/2046	3,892,211	0.09
USD	72,000,000	US Treasury Bill 0% 12/01/2017	71,988,608	1.65
USD	1,000,000	US Treasury Bill 0% 23/03/2017	998,888	0.02
USD	35,000,000	US Treasury Bill 0% 30/03/2017	34,962,361	0.80
EUR	3,910,000	Valeant Pharmaceuticals International, Inc., Reg. S 4.5% 15/05/2023	3,006,875	0.07
USD	123,040	Valero Energy Corp.	8,444,235	0.19
USD	80,000	Valero Energy Corp. 3.4% 15/09/2026	76,649	-
USD	145,000	Valero Energy Partners LP 4.375% 15/12/2026	145,936	-
USD	44,400	Validus Holdings Ltd.	2,440,224	0.06
USD	635,000	Ventas Realty LP, REIT 3.5% 01/02/2025	623,910	0.01
USD	9,510	Verizon Communications, Inc.	511,067	0.01
USD	2,053,000	Verizon Communications, Inc. 4.672% 15/03/2055	1,923,743	0.04
USD	19,100	VF Corp.	1,024,333	0.02
USD	1,100,000	Visa, Inc. 4.3% 14/12/2045	1,156,370	0.03
USD	84,000	Waddell & Reed Financial, Inc. 'A'	1,629,600	0.04

USD	194,533	Wal-Mart Stores, Inc.	13,473,356	0.31
USD	136,672	Wells Fargo & Co.	7,495,092	0.17
USD	840,000	Wells Fargo & Co. 3% 23/10/2026	798,554	0.02
USD	885,000	Wells Fargo & Co. 4.75% 07/12/2046	891,359	0.02
USD	430,087	Western Union Co. (The)	9,388,799	0.21
USD	1,605,000	Williams Partners LP 4.9% 15/01/2045	1,479,874	0.03
USD	58,200	Williams-Sonoma, Inc.	2,801,166	0.06
USD	9,231	WW Grainger, Inc.	2,155,808	0.05
USD	40,054	Xilinx, Inc.	2,432,880	0.06
USD	27,283	Yum! Brands, Inc.	1,736,017	0.04

公的取引所への上場承認を受けた
譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計 **3,282,862,656** **75.07**

*公正価値に基づき評価されています。

株式数または元本額	その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
アルゼンチン		4,044,928	0.09
USD 400,000	Banco Hipotecario SA, Reg. S 9.75% 30/11/2020	431,796	0.01
USD 3,530,000	City of Buenos Aires Argentina, Reg. S 7.5% 01/06/2027	3,613,132	0.08
オーストラリア		531,852	0.01
USD 545,000	Sydney Airport Finance Co. Pty. Ltd., 144A 3.625% 28/04/2026	531,852	0.01
バミューダ		53,820,165	1.23
USD 650,000	Akibare Re Ltd., FRN, 144A 3.578% 07/04/2023	663,097	0.02
USD 1,200,000	Aozora Re Ltd., FRN, 144A 3.44% 07/04/2023	1,215,180	0.03
USD 250,000	Bonanza RE Ltd., FRN, 144A 5.745% 30/12/2022	250,138	0.01
USD 3,500,000	Citrus Re Ltd., FRN, 144A 5.299% 18/04/2019	3,547,075	0.08
USD 3,000,000	Citrus Re Ltd., FRN, 144A 5.429% 09/04/2020	3,074,250	0.07
USD 2,500,000	Citrus Re Ltd., FRN, 144A 7.789% 25/02/2021	2,621,875	0.06
USD 800,000	Citrus Re Ltd., FRN, 144A 10.789% 25/02/2021	842,760	0.02
USD 2,500,000	Eden Re II Ltd., 144A 0% 23/04/2019	2,807,750	0.06
USD 400,000	Galilei Re Ltd., FRN, 144A 0% 08/01/2023	400,000	0.01
USD 1,000,000	Galilei Re Ltd., FRN, 144A 0% 08/01/2024 (Bearer)	1,000,000	0.02
USD 1,000,000	Galilei Re Ltd., FRN, 144A 0% 08/01/2024 (Bearer & Registered)	1,000,000	0.02
USD 4,250,000	Galileo Re Ltd., FRN, 144A 13.815% 08/01/2018	4,402,362	0.10
USD 2,000,000	Galileo Re Ltd., FRN, 144A 7.715% 09/01/2019	2,009,500	0.05
USD 500,000	Galileo Re Ltd., FRN, 144A 7.725% 09/01/2019	502,375	0.01
USD 4,200,000	Gator Re Ltd., FRN, 144A 6.585% 09/01/2017	3,837,750	0.09
USD 750,000	Gator Re Ltd., FRN, 144A 6.62% 09/01/2017	685,313	0.02
USD 1,000,000	Loma Reinsurance Ltd., FRN, 144A 9.37% 08/01/2018	1,034,550	0.02
USD 1,050,000	Loma Reinsurance Ltd., FRN, 144A 12.207% 08/01/2018	1,083,128	0.02
USD 750,000	Loma Reinsurance Ltd., FRN, 144A	773,662	0.02

		12.242% 08/01/2018		
USD	650,000	Loma Reinsurance Ltd., FRN, 144A	682,403	0.02
		18.207% 08/01/2018		
USD	3,000,000	Mona Lisa Re Ltd., FRN, 144A 7.615%	3,086,250	0.07
		07/07/2017		
USD	1,250,000	Nakama Re Ltd., FRN, 144A 3.083%	1,259,562	0.03
		13/10/2021		
USD	600,000	Nakama Re Ltd., FRN, 144A 4.133%	603,690	0.01
		13/10/2021		
USD	4,500,000	Riverfront Re Ltd., FRN, 144A 4.254%	4,513,725	0.10
		06/01/2017		
USD	3,550,000	Sanders Re Ltd., FRN, 144A 4.264%	3,562,957	0.08
		05/05/2017		
USD	750,000	Sanders Re Ltd., FRN, 144A 4.134%	766,763	0.02
		28/05/2021		
USD	3,500,000	Skyline Re Ltd., FRN, 144A 14.508%	3,505,250	0.08
		23/01/2019		
USD	1,000,000	Tradewynd Re Ltd., FRN, 144A 7.154%	1,003,750	0.02
		09/01/2017		
USD	3,000,000	Tradewynd Re Ltd., FRN, 144A 7.45%	3,085,050	0.07
		08/01/2021		
ブラジル			4,692,441	0.11
USD	800,000	BRF SA, Reg. S 3.95% 22/05/2023	766,016	0.02
USD	1,500,000	Gerdau Trade, Inc., Reg. S 5.75%	1,546,477	0.04
		30/01/2021		
USD	2,300,000	Marfrig Holdings Europe BV, Reg. S 8%	2,379,948	0.05
		08/06/2023		
カナダ			24,109,242	0.55
CAD	19,750,000	Canada Government Bond 0.75%	14,480,407	0.33
		01/03/2021		
CAD	4,567,000	Canada Government Bond 5.75%	4,784,133	0.11
		01/06/2029		
CAD	1,404,000	Canada Government Bond 2.75%	1,142,358	0.03
		01/12/2048		
USD	575,000	Enbridge, Inc. 5.5% 01/12/2046	613,148	0.02
USD	875,000	Enbridge, Inc., FRN 6% 15/01/2077	873,171	0.02
USD	575,000	HudBay Minerals, Inc., 144A 7.25%	598,000	0.01
		15/01/2023		
USD	575,000	HudBay Minerals, Inc., 144A 7.625%	600,875	0.01
		15/01/2025		
USD	1,000,000	Suncor Energy, Inc. 3.6% 01/12/2024	1,017,150	0.02
ケイマン諸島			12,995,066	0.30
USD	500,000	Caelus Re 2013 Ltd., FRN, 144A	508,675	0.01
		7.104% 07/04/2020		
USD	2,750,000	Caelus Re IV Ltd., FRN, 144A 5.764%	2,893,687	0.07
		06/03/2024		
USD	810,000	East Lane Re VI Ltd., FRN, 144A	818,789	0.02
		3.147% 16/03/2020		
USD	1,500,000	East Lane Re VI Ltd., FRN, 144A	1,538,475	0.04
		3.887% 13/03/2023		
USD	500,000	Pelican Re Ltd., FRN, 144A 6.497%	509,175	0.01
		15/05/2017		
USD	500,000	Residential Reinsurance 2013 Ltd., FRN,	511,125	0.01
		144A 8.457% 06/06/2019		
USD	1,750,000	Residential Reinsurance 2013 Ltd., FRN,	1,819,387	0.04
		144A 20.457% 06/12/2019		
USD	500,000	Residential Reinsurance 2014 Ltd., FRN,	508,875	0.01
		144A 5.257% 06/12/2020		
USD	500,000	Residential Reinsurance 2016 Ltd., FRN,	508,525	0.01
		144A 3.707% 06/06/2023		
USD	1,750,000	Residential Reinsurance 2016 Ltd., FRN,	1,777,913	0.04
		144A 5.207% 06/06/2023		
USD	700,000	Residential Reinsurance 2016 Ltd., FRN,	700,665	0.02
		144A 3.926% 06/12/2023		

USD	900,000	Residential Reinsurance 2016 Ltd., FRN, 144A 5.747% 06/12/2023	899,775	0.02
チリ			9,697,868	0.22
CLP	374,500,000	Chile Government Bond 5.5% 05/08/2020	590,387	0.01
USD	3,440,000	Corp. Nacional del Cobre de Chile, Reg. S 4.5% 16/09/2025	3,493,905	0.08
USD	3,200,000	Corp. Nacional del Cobre de Chile, Reg. S 5.625% 21/09/2035	3,430,128	0.08
USD	2,400,000	Empresa Electrica Guacolda SA, Reg. S 4.56% 30/04/2025	2,183,448	0.05
コロンビア			3,526,908	0.08
COP	11,381,000,000	Empresas Publicas de Medellin ESP, Reg. S 7.625% 10/09/2024	3,526,908	0.08
コスタリカ			3,364,190	0.08
USD	3,655,000	Costa Rica Government Bond, Reg. S 7% 04/04/2044	3,364,190	0.08
ドミニカ共和国			1,338,296	0.03
USD	1,325,000	Dominican Republic Government Bond, Reg. S 7.45% 30/04/2044	1,338,296	0.03
エルサルバドル			946,687	0.02
USD	935,000	El Salvador Government Bond, Reg. S 8.25% 10/04/2032	946,687	0.02
フランス			1,977,750	0.04
USD	200,000	SFR Group SA, 144A 7.375% 01/05/2026	205,500	-
USD	1,700,000	SPCM SA, 144A 6% 15/01/2022	1,772,250	0.04
ドイツ			12,341,690	0.28
USD	325,000	EMD Finance LLC, 144A 2.4% 19/03/2020	322,996	0.01
EUR	281,334	JH-Holding Finance SA, Reg. S 8.25% 01/12/2022	321,016	-
EUR	1,900,000	Safari Holding Verwaltungs GmbH, Reg. S 8.25% 15/02/2021	2,109,678	0.05
USD	9,400,000	ZF North America Capital, Inc., 144A 4.75% 29/04/2025	9,588,000	0.22
ガーンジー			5,532,241	0.13
EUR	5,119,086	Sq Revita II Ltd., FRN 0% 20/12/2045	5,532,241	0.13
香港			1,301,093	0.03
USD	1,300,000	Hutchison Whampoa International 14 Ltd., Reg. S 3.625% 31/10/2024	1,301,093	0.03
アイルランド			19,244,480	0.44
USD	1,100,000	Atlas IX Capital DAC, FRN, 144A 8.206% 08/01/2020	1,174,635	0.03
EUR	900,000	Horse Capital I DAC, FRN, 144A 4% 15/06/2020	948,915	0.02
EUR	1,400,000	Horse Capital I DAC, FRN, 144A 6.25% 15/06/2020	1,476,090	0.03
EUR	1,400,000	Horse Capital I DAC, FRN, 144A 12% 15/06/2020	1,476,090	0.03
USD	9,130,000	James Hardie International Finance Ltd., 144A 5.875% 15/02/2023	9,495,200	0.22
USD	3,100,000	Queen Street X RE Ltd., FRN, 144A 6.237% 08/06/2020	3,131,775	0.07
USD	1,500,000	Queen Street XI RE Dac, FRN, 144A 6.637% 20/06/2021	1,541,775	0.04
イタリア			12,361,858	0.28
USD	3,345,000	Intesa Sanpaolo SpA 5.25% 12/01/2024	3,499,623	0.08
EUR	2,000,000	Intesa Sanpaolo SpA, Reg. S 3.928% 15/09/2026	2,176,199	0.05
EUR	2,834,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 1.6% 01/06/2026	2,958,557	0.07
EUR	1,926,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro, Reg.	2,756,731	0.06

		S, 144A 4.75% 01/09/2044		
EUR	800,000	UniCredit SpA, Reg. S 6.95% 31/10/2022	970,748	0.02
ルクセンブルグ			861,387	0.02
USD	670,000	ARD Finance SA, 144A 7.125% 15/09/2023	664,137	0.02
USD	200,000	Millicom International Cellular SA, Reg. S 6% 15/03/2025	197,250	-
マレーシア			45,187,097	1.03
MYR	58,929,000	Malaysia Government Bond 4.24% 07/02/2018	13,253,902	0.30
MYR	3,600,000	Malaysia Government Bond 3.654% 31/10/2019	803,485	0.02
MYR	1,405,000	Malaysia Government Bond 3.492% 31/03/2020	311,642	0.01
MYR	59,070,000	Malaysia Government Bond 4.16% 15/07/2021	13,395,538	0.31
MYR	6,150,000	Malaysia Government Bond 3.418% 15/08/2022	1,326,017	0.03
MYR	5,805,000	Malaysia Government Bond 4.181% 15/07/2024	1,282,794	0.03
MYR	59,843,000	Malaysia Government Bond 4.498% 15/04/2030	13,020,855	0.30
MYR	5,505,000	Malaysia Government Bond 3.844% 15/04/2033	1,090,809	0.02
USD	700,000	Petronas Capital Ltd., Reg. S 3.5% 18/03/2025	702,055	0.01
メキシコ			13,589,552	0.31
USD	1,000,000	Elementia SAB de CV, Reg. S 5.5% 15/01/2025	976,500	0.02
USD	600,000	Metalsa SA de CV, Reg. S 4.9% 24/04/2023	573,951	0.01
USD	500,000	Mexichem SAB de CV, Reg. S 5.875% 17/09/2044	449,675	0.01
USD	1,755,000	Mexico Government Bond 3.5% 21/01/2021	1,789,442	0.04
USD	1,300,000	Mexico Government Bond 4.75% 08/03/2044	1,190,442	0.03
USD	600,000	Nemak SAB de CV, Reg. S 5.5% 28/02/2023	599,586	0.01
USD	1,820,000	Petroleos Mexicanos 4.25% 15/01/2025	1,661,979	0.04
USD	2,985,000	Petroleos Mexicanos 6.625% 15/06/2035	2,938,807	0.07
USD	1,075,000	Petroleos Mexicanos 5.5% 27/06/2044	889,600	0.02
USD	420,000	Petroleos Mexicanos, Reg. S 5.375% 13/03/2022	427,938	0.01
EUR	750,000	Petroleos Mexicanos, Reg. S 5.5% 24/02/2025	866,132	0.02
USD	800,000	Petroleos Mexicanos, Reg. S 6.875% 04/08/2026	845,828	0.02
USD	370,000	Petroleos Mexicanos, Reg. S 6.5% 13/03/2027	379,672	0.01
オランダ			19,712,107	0.45
USD	9,150,000	Constellium NV, 144A 8% 15/01/2023	9,561,750	0.22
EUR	2,522,000	Constellium NV, Reg. S 7% 15/01/2023	2,693,838	0.06
USD	4,305,000	Sensata Technologies BV, 144A 5.625% 01/11/2024	4,504,106	0.10
USD	3,005,000	Sensata Technologies BV, 144A 5% 01/10/2025	2,952,413	0.07
ニュージーランド			3,727,500	0.09
USD	3,500,000	Reynolds Group Issuer, Inc., 144A 7% 15/07/2024	3,727,500	0.09
ペルー			5,092,379	0.12

USD	1,900,000	BBVA Banco Continental SA, Reg. S 5% 26/08/2022	2,015,121	0.05
USD	475,000	Cia Minera Ares SAC, Reg. S 7.75% 23/01/2021	509,065	0.01
USD	900,000	Cia Minera Milpo SAA, Reg. S 4.625% 28/03/2023	886,468	0.02
USD	1,700,000	Transportadora de Gas del Peru SA, Reg. S 4.25% 30/04/2028	1,681,725	0.04
フィリピン			22,373,388	0.51
PHP	591,000,000	Philippine Government Bond 4.95% 15/01/2021	11,974,899	0.27
PHP	476,000,000	Philippine Government Bond 6.25% 14/01/2036	10,398,489	0.24
ポーランド			8,348,293	0.19
PLN	4,845,000	Poland Government Bond 2.5% 25/07/2018	1,167,866	0.03
PLN	30,668,000	Poland Government Bond 3.25% 25/07/2025	7,180,427	0.16
ロシア			2,514,726	0.06
USD	1,200,000	Severstal OAO, Reg. S 4.45% 19/03/2018	1,222,698	0.03
USD	1,200,000	Severstal OAO, Reg. S 5.9% 17/10/2022	1,292,028	0.03
スペイン			1,091,189	0.02
EUR	1,000,000	NH Hotel Group SA, Reg. S 3.75% 01/10/2023	1,091,189	0.02
スイス			746,438	0.02
USD	740,000	Glencore Funding LLC, 144A 4.125% 30/05/2023	746,438	0.02
トルコ			1,238,403	0.03
TRY	4,870,000	Turkey Government Bond 9% 24/07/2024	1,238,403	0.03
イギリス			6,795,398	0.16
USD	2,000,000	Barclays Bank plc, FRN 7.75% 10/04/2023	2,104,090	0.05
GBP	3,900,000	IDH Finance plc, Reg. S 6.25% 15/08/2022	4,691,308	0.11
アメリカ合衆国			390,779,587	8.94
USD	10,000,000	Acadia Healthcare Co., Inc. 5.625% 15/02/2023	10,050,000	0.23
USD	3,935,000	Advanced Disposal Services, Inc., 144A 5.625% 15/11/2024	3,925,162	0.09
USD	10,200,000	Ahern Rentals, Inc., 144A 7.375% 15/05/2023	8,517,000	0.19
USD	5,210,000	Albertsons Cos. LLC, 144A 6.625% 15/06/2024	5,431,425	0.12
USD	6,250,000	Alliance One International, Inc. 9.875% 15/07/2021	5,304,688	0.12
USD	1,170,000	Alta Mesa Holdings LP, 144A 7.875% 15/12/2024	1,213,875	0.03
USD	2,385,000	American Express Co., FRN 4.9% Perpetual	2,281,491	0.05
USD	290,000	Analog Devices, Inc. 3.125% 05/12/2023	287,655	0.01
USD	365,000	Arch Capital Finance LLC 5.031% 15/12/2046	383,944	0.01
USD	3,220,000	Archrock Partners LP 6% 01/04/2021	3,139,500	0.07
USD	1,325,000	BB&T Corp., FRN 1.851% 15/06/2020	1,327,385	0.03
USD	6,020,000	BlueLine Rental Finance Corp., 144A 7% 01/02/2019	5,884,550	0.13
USD	6,720,000	BWAY Holding Co., 144A 9.125% 15/08/2021	7,123,200	0.16
USD	1,105,000	Capital One NA, FRN 1.721% 13/09/2019	1,109,428	0.03
USD	10,740,000	CCO Holdings LLC, 144A 5.125% 01/05/2023	11,062,200	0.25

USD	4,000,000	CCO Holdings LLC, 144A 5.875% 01/04/2024	4,270,000	0.10
USD	2,480,000	Citigroup, Inc., FRN 5.875% Perpetual	2,515,824	0.06
USD	7,185,000	CommScope Technologies Finance LLC, 144A 6% 15/06/2025	7,629,536	0.17
USD	3,575,000	CSC Holdings LLC, 144A 5.5% 15/04/2027	3,619,688	0.08
USD	420,000	Diamond 1 Finance Corp., 144A 5.45% 15/06/2023	445,028	0.01
USD	7,335,000	DISH DBS Corp. 5% 15/03/2023	7,322,457	0.17
USD	1,675,000	DISH DBS Corp. 5.875% 15/11/2024	1,726,582	0.04
USD	2,510,000	DISH DBS Corp. 7.75% 01/07/2026	2,842,575	0.07
USD	8,000,000	Dollar Tree, Inc. 5.75% 01/03/2023	8,483,120	0.19
USD	4,000,000	Endeavor Energy Resources LP, 144A 7% 15/08/2021	4,180,000	0.10
USD	1,910,000	Endeavor Energy Resources LP, 144A 8.125% 15/09/2023	2,048,475	0.05
USD	8,300,000	Envision Healthcare Corp., 144A 5.125% 01/07/2022	8,310,375	0.19
USD	1,345,000	EP Energy LLC, 144A 8% 29/11/2024	1,452,196	0.03
USD	11,640,000	EV Energy Partners LP 8% 15/04/2019	8,501,565	0.19
USD	7,205,000	Ferrellgas LP 6.75% 15/01/2022	7,150,963	0.16
USD	12,190,000	Fidelity & Guaranty Life Holdings, Inc., 144A 6.375% 01/04/2021	12,190,000	0.28
USD	440,000	Fifth Third Bank, FRN 1.587% 27/09/2019	440,251	0.01
USD	5,220,000	First Data Corp., 144A 7% 01/12/2023	5,591,925	0.13
USD	3,000,000	First Data Corp., 144A 5% 15/01/2024	3,027,210	0.07
USD	500,000	Fortive Corp., 144A 3.15% 15/06/2026	492,009	0.01
USD	7,640,000	GCI, Inc. 6.875% 15/04/2025	7,811,900	0.18
USD	2,185,000	GLP Capital LP 5.375% 15/04/2026	2,285,368	0.05
USD	4,000,000	Goldman Sachs Group, Inc. (The), FRN 5.375% Perpetual	4,056,980	0.09
USD	835,000	Grinding Media, Inc., 144A 7.375% 15/12/2023	878,837	0.02
USD	4,338,000	Halcon Resources Corp., 144A 12% 15/02/2022	4,750,110	0.11
USD	1,670,000	Hanesbrands, Inc., 144A 4.875% 15/05/2026	1,645,484	0.04
USD	1,655,000	HD Supply, Inc., 144A 5.75% 15/04/2024	1,746,025	0.04
USD	800,000	Hyundai Capital America, Reg. S 3% 30/10/2020	801,348	0.02
USD	5,630,000	Infor Software Parent LLC, 144A 7.125% 01/05/2021	5,827,050	0.13
EUR	3,387,000	Infor US, Inc. 5.75% 15/05/2022	3,664,842	0.08
USD	7,505,000	Infor US, Inc. 6.5% 15/05/2022	7,870,869	0.18
USD	2,825,000	inVentiv Group Holdings, Inc., 144A 7.5% 01/10/2024	2,973,030	0.07
USD	2,080,000	Jack Ohio Finance LLC, 144A 6.75% 15/11/2021	2,108,600	0.05
USD	805,000	JC Penney Corp., Inc. 8.125% 01/10/2019	868,007	0.02
USD	485,000	Kraft Heinz Foods Co. 6.5% 09/02/2040	591,516	0.01
USD	855,000	Kraft Heinz Foods Co. 4.375% 01/06/2046	802,627	0.02
USD	4,445,000	Landry's, Inc., 144A 6.75% 15/10/2024	4,523,232	0.10
USD	610,000	M&T Bank Corp., FRN 5.125% Perpetual	590,706	0.01
USD	2,575,000	MDC Partners, Inc., 144A 6.5% 01/05/2024	2,330,375	0.05
USD	2,075,000	MGM Growth Properties Operating Partnership LP, REIT, 144A 4.5% 01/09/2026	2,002,375	0.05

USD	7,043,000	Milacron LLC, 144A 7.75% 15/02/2021	7,271,897	0.17
USD	950,000	Mondelez International Holdings Netherlands BV, 144A 1.625% 28/10/2019	931,232	0.02
USD	3,935,000	Morgan Stanley, FRN 5.55% Perpetual	3,983,676	0.09
USD	2,590,000	MSCI, Inc., 144A 4.75% 01/08/2026	2,583,525	0.06
USD	2,770,000	Multi-Color Corp., 144A 6.125% 01/12/2022	2,908,500	0.07
USD	75,000	Nabors Industries, Inc., 144A 5.5% 15/01/2023	78,187	-
USD	2,485,000	Navient Corp. 5% 26/10/2020	2,527,667	0.06
USD	2,500,000	Navient Corp. 5.5% 25/01/2023	2,427,925	0.06
USD	5,110,000	Navient Corp. 6.125% 25/03/2024	4,991,576	0.11
USD	7,900,000	NCI Building Systems, Inc., 144A 8.25% 15/01/2023	8,571,500	0.20
USD	6,010,000	NES Rentals Holdings, Inc., 144A 7.875% 01/05/2018	6,010,000	0.14
USD	2,845,000	Netflix, Inc., 144A 4.375% 15/11/2026	2,777,445	0.06
USD	1,005,000	Novelis Corp., 144A 5.875% 30/09/2026	1,017,563	0.02
USD	6,105,000	NRG Energy, Inc., 144A 7.25% 15/05/2026	6,105,000	0.14
USD	4,095,000	Post Holdings, Inc., 144A 5% 15/08/2026	3,941,438	0.09
USD	1,205,000	Protective Life Global Funding, 144A 1.722% 15/04/2019	1,195,826	0.03
USD	6,500,000	Sabine Pass Liquefaction LLC 5.625% 01/03/2025	7,003,750	0.16
USD	8,635,000	Sabra Health Care LP, REIT 5.375% 01/06/2023	8,667,381	0.20
USD	3,730,000	SBA Communications Corp., 144A 4.875% 01/09/2024	3,692,700	0.08
USD	2,000,000	Scientific Games International, Inc. 10% 01/12/2022	1,981,310	0.05
USD	3,000,000	Scientific Games International, Inc., 144A 7% 01/01/2022	3,232,500	0.07
USD	1,600,000	Sierra Pacific Power Co. 2.6% 01/05/2026	1,527,294	0.04
USD	2,105,000	Sinclair Television Group, Inc., 144A 5.125% 15/02/2027	1,999,750	0.05
USD	9,320,000	Sirius XM Radio, Inc., 144A 5.375% 15/04/2025	9,343,300	0.21
USD	2,195,000	Sirius XM Radio, Inc., 144A 5.375% 15/07/2026	2,151,100	0.05
USD	1,800,000	Standard Industries, Inc., 144A 5.5% 15/02/2023	1,872,180	0.04
USD	7,000,000	Standard Industries, Inc., 144A 6% 15/10/2025	7,402,500	0.17
USD	7,215,000	Targa Resources Partners LP 6.75% 15/03/2024	7,774,163	0.18
USD	2,470,000	Tenet Healthcare Corp. 6% 01/10/2020	2,589,202	0.06
USD	10,000,000	T-Mobile USA, Inc. 6.375% 01/03/2025	10,713,700	0.25
USD	1,915,000	T-Mobile USA, Inc. 6.5% 15/01/2026	2,077,536	0.05
USD	2,000,000	United States Steel Corp., 144A 8.375% 01/07/2021	2,222,520	0.05
USD	22,354,000	US Treasury 1.5% 31/08/2018	22,490,220	0.51
USD	2,500,000	US Treasury Bill 0% 09/03/2017	2,497,820	0.06
USD	3,485,000	Valeant Pharmaceuticals International, Inc., 144A 5.875% 15/05/2023	2,644,244	0.06
USD	3,075,000	Valeant Pharmaceuticals International, Inc., 144A 6.125% 15/04/2025	2,310,094	0.05
USD	9,104,125	Vander Intermediate Holding II Corp., 144A 9.75% 01/02/2019	6,532,210	0.15
USD	300,000	Viacom, Inc. 5.85% 01/09/2043	294,739	0.01

USD	240,000	Walgreens Boots Alliance, Inc. 1.75%	240,260	0.01
		30/05/2018		
USD	4,585,000	WaveDivision Escrow LLC, 144A 8.125%	4,785,594	0.11
		01/09/2020		

その他の規制市場で取引される譲渡可能証券
および短期金融市場証券の合計

693,884,199 15.87

株式数または元本額	その他の規制市場で取引されていない その他の譲渡可能証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
バミューダ		457,470	0.01
USD	450,000 Market Re Ltd., 144A 3% 08/07/2021	457,470	0.01
中国		-	-
HKD	62,400 China Metal Recycling Holdings Ltd.	-	-
パナマ		3,805,910	0.09
USD	3,659,933 ENA Norte Trust, Reg. S 4.95% 25/04/2028	3,805,910	0.09

その他の規制市場で取引されていない
その他の譲渡可能証券の合計

4,263,380 0.10

株式数または元本額	オープン・エンド型 投資スキーム	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
ルクセンブルグ		24,580,308	0.56
USD	269,190 Schroder ISF Emerging Multi-Asset Income Class I Dis	24,580,308	0.56
イギリス		64,788,081	1.48
GBP	83,903,032 Schroder Advanced Beta Global Equity Value Fund Class X Acc GBP	64,788,081	1.48

オープン・エンド型
投資スキームの合計

89,368,389 2.04

株式数または元本額	クローズド・エンド型 投資スキーム	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
イギリス		99,085,265	2.26
GBP	6,188,256 3i Infrastructure plc	14,268,091	0.33
GBP	7,252,131 Bilfinger Berger Global Infrastructure SICAV SA	12,308,044	0.28
GBP	12,407,173 GCP Infrastructure Investments Ltd.	18,836,433	0.43
GBP	8,681,207 HICL Infrastructure Fund Ltd.	17,637,242	0.40
GBP	7,857,367 International Public Partnerships Fund Ltd.	14,935,456	0.34
GBP	15,828,434 Starwood European Real Estate Finance Ltd.	21,099,999	0.48

クローズド・エンド型
投資スキームの合計

99,085,265 2.26

投資総額
その他の純資産
純資産総額

4,169,463,889 95.34
203,715,865 4.66
4,373,179,754 100.00

2016年12月31日現在の財務諸表注記

外国為替先渡契約明細表

未決済の外国為替先渡契約は、契約満期日に適用する先物為替相場を参照し、2016年12月30日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/(損)は、貸借対照表の「未実現評価益/(損) — 外国為替先渡契約」に記載されている。2016年12月31日時点で、当ファンドは以下の未決済の外国為替先渡契約を保有していた。

買い通貨		売り通貨		満期日	未実現評価益/(損)
シェアクラスごとのヘッジ					
AUD	182,678,700	USD	134,539,006	2017年1月5日	(2,628,683)
AUD	66,304,800	USD	48,320,021	2017年1月12日	(451,345)
CHF	7,168,500	USD	7,001,436	2017年1月5日	46,315
CNH	3,990,100	USD	569,600	2017年1月25日	(1,921)
EUR	152,461,505	USD	169,795,873	2017年1月5日	(9,020,953)
EUR	161,863,537	USD	180,673,937	2017年1月12日	(9,895,410)
EUR	62,608,971	USD	69,883,252	2017年1月19日	(3,803,107)
EUR	74,857,330	USD	83,440,199	2017年1月25日	(4,409,206)
EUR	61,213,526	USD	68,011,493	2017年2月9日	(3,340,088)
EUR	61,136,250	USD	68,019,924	2017年2月16日	(3,410,788)
EUR	106,856,668	USD	116,604,858	2017年2月23日	(3,644,266)
EUR	128,963,040	USD	141,824,987	2017年3月1日	(5,460,225)
EUR	13,220,600	USD	14,344,814	2017年3月9日	(359,553)
EUR	159,998,956	USD	172,019,708	2017年3月16日	(2,697,495)
EUR	98,055,631	USD	104,784,682	2017年3月23日	(972,904)
EUR	88,114,894	USD	95,269,965	2017年3月30日	(1,944,396)
EUR	125,345,750	USD	134,112,087	2017年4月6日	(1,302,521)
EUR	131,041,914	USD	137,761,743	2017年4月12日	1,126,121
GBP	56,805,300	USD	70,632,692	2017年1月5日	(512,766)
GBP	45,924,107	USD	58,484,379	2017年1月12日	(1,782,535)
GBP	42,005,300	USD	53,432,233	2017年1月19日	(1,558,759)
GBP	35,612,800	USD	44,838,679	2017年1月25日	(852,118)
GBP	55,820,793	USD	69,723,799	2017年2月9日	(752,959)
NOK	83,500	USD	9,660	2017年1月25日	31
PLN	1,323,800	USD	314,646	2017年1月25日	1,520
SEK	169,100	USD	18,157	2017年1月25日	539
SGD	46,951,558	USD	34,118,196	2017年1月5日	(1,645,965)
SGD	46,375,888	USD	33,434,643	2017年1月12日	(1,361,560)
SGD	45,206,764	USD	32,473,397	2017年1月19日	(1,210,661)
SGD	48,518,502	USD	34,846,862	2017年1月25日	(1,295,543)
SGD	66,701,987	USD	47,683,512	2017年2月9日	(1,562,363)
SGD	64,520,887	USD	45,362,091	2017年2月16日	(750,339)
SGD	58,434,860	USD	40,957,343	2017年2月23日	(554,814)
SGD	55,316,773	USD	38,933,931	2017年3月1日	(688,220)
SGD	40,205,461	USD	28,185,203	2017年3月9日	(387,994)
SGD	45,492,821	USD	31,484,403	2017年3月16日	(32,077)
SGD	694,432	USD	479,588	2017年3月23日	514
					(67,116,494)
ポートフォリオごとのヘッジ					
AUD	133,307,000	USD	98,119,993	2017年1月19日	(1,897,148)
BRL	572,976,000	USD	171,683,322	2017年1月4日	4,311,886
CAD	28,062,425	USD	20,752,443	2017年1月5日	106,405
CAD	295,127,000	USD	218,444,148	2017年1月19日	966,775

COP	42,112,991,000	USD	13,318,466	2017年1月19日	661,994
COP	64,591,899,000	USD	20,408,183	2017年1月26日	1,014,108
EUR	44,285,487	USD	46,303,769	2017年1月5日	396,515
EUR	40,013,000	USD	43,263,296	2017年1月19日	(1,031,891)
GBP	32,342,988	USD	39,603,988	2017年1月5日	319,890
GBP	82,253,000	USD	104,138,817	2017年1月19日	(2,562,377)
GBP	272,413	USD	346,569	2017年1月24日	(10,112)
GBP	3,364,943	USD	4,117,092	2017年2月3日	40,069
IDR	780,725,000,000	USD	57,116,869	2017年1月19日	833,225
ILS	50,281,000	USD	13,088,284	2017年1月19日	19,790
INR	4,849,300,000	USD	71,413,961	2017年1月19日	(101,814)
KRW	147,929,000,000	USD	130,647,013	2017年1月19日	(7,783,695)
MXN	1,364,230,000	USD	67,096,253	2017年1月19日	(1,135,998)
MYR	114,895,000	USD	27,625,631	2017年1月19日	(2,035,878)
NOK	143,090,000	USD	17,377,614	2017年1月19日	(771,942)
NZD	98,216,000	USD	69,146,697	2017年1月19日	(908,046)
RUB	3,534,983,000	USD	54,615,718	2017年1月19日	3,109,978
SGD	61,504,000	USD	44,398,244	2017年1月19日	(1,865,155)
TRY	86,608,000	USD	26,252,804	2017年1月19日	(1,750,417)
USD	342,479,794	AUD	461,164,000	2017年1月19日	9,605,209
USD	173,869,773	BRL	572,976,000	2017年1月4日	(2,125,435)
USD	21,048,886	CAD	28,062,425	2017年1月5日	190,038
USD	243,106,567	CAD	324,659,000	2017年1月19日	1,740,204
USD	20,270,913	CAD	27,405,318	2017年2月3日	(107,384)
USD	76,570,625	CHF	75,539,000	2017年1月19日	2,222,859
USD	14,075,198	COP	42,112,991,000	2017年1月19日	94,737
USD	21,675,134	COP	64,591,899,000	2017年1月26日	252,843
USD	42,692,998	EUR	40,328,424	2017年1月5日	165,548
USD	356,625,498	EUR	331,998,000	2017年1月19日	6,220,826
USD	163,060,297	EUR	155,277,672	2017年1月24日	(866,771)
USD	45,851,506	EUR	43,793,708	2017年2月3日	(404,163)
USD	16,935,764	EUR	15,825,000	2017年3月24日	180,814
USD	44,593,189	GBP	35,707,931	2017年1月5日	515,656
USD	304,732,619	GBP	249,300,625	2017年1月19日	(3,135,423)
USD	70,857,386	GBP	56,456,515	2017年1月24日	1,127,999
USD	39,632,774	GBP	32,342,988	2017年2月3日	(324,815)
USD	59,546,123	HKD	461,542,000	2017年1月19日	26,650
USD	19,742,288	HUF	5,727,300,000	2017年1月19日	228,884
USD	68,304,779	IDR	913,642,000,000	2017年1月19日	488,788
USD	13,232,302	ILS	50,281,000	2017年1月19日	124,228
USD	147,593,284	JPY	16,452,171,000	2017年1月19日	6,715,828
USD	433,328,960	KRW	497,914,000,000	2017年1月19日	19,783,500
USD	70,189,419	MXN	1,364,230,000	2017年1月19日	4,229,163
USD	77,265,143	MYR	329,837,000	2017年1月19日	3,802,872
USD	39,156,928	NOK	328,760,000	2017年1月19日	1,004,152
USD	115,456,967	NZD	164,176,000	2017年1月19日	1,390,534
USD	46,709,332	PLN	186,165,000	2017年1月19日	2,241,732
USD	42,519,029	RUB	2,636,605,000	2017年1月19日	(536,301)
USD	39,988,295	SEK	353,480,000	2017年1月19日	922,814
USD	62,403,739	SGD	86,464,000	2017年1月19日	2,609,563
USD	63,361,255	THB	2,251,859,000	2017年1月19日	453,975
USD	69,205,820	TRY	224,812,000	2017年1月19日	5,603,953
USD	325,139,807	TWD	10,317,800,000	2017年1月19日	6,928,187

USD	102,579,952	ZAR	1,482,500,000	2017年1月19日	(4,929,943)
ZAR	1,482,500,000	USD	103,278,363	2017年1月19日	4,231,531
					60,599,014
					USD (6,517,480)

先物契約明細表

先物契約は2016年12月30日に入手可能な直近価格で評価される。すべての未決済先物契約のカウンター・パーティはUBSである。未実現評価益/(損)は、貸借対照表の「未実現評価益/(損)―先物契約」に記載されている。2016年12月31日時点で、当ファンドは以下の先物契約を保有していた。

満期日	数量	契約	現地通貨	市場価格	基準通貨	グローバル・エクスポージャー	未実現評価益 / (損)
2017年3月	212	CAN 10 Year Bond	CAD	137.38	USD	(21,647,671)	(121,333)
2017年3月	153	Euro-BTP	EUR	135.43	USD	(21,846,964)	(99,832)
2017年3月	127	Euro-Bund	EUR	164.23	USD	(21,990,799)	(159,548)
2017年3月	1,279	FTSE 100 Index	GBP	7,050.00	USD	(111,296,212)	(2,577,177)
2017年3月	28	Swiss Market Index	CHF	8,145.00	USD	2,241,795	3,060
2017年3月	166	US 5 Year Note (CBT)	USD	117.47	USD	(19,499,813)	93,375
2017年3月	250	US 10 Year Note (CBT)	USD	123.94	USD	(30,984,375)	261,822
						USD	(2,599,633)

オプション契約

オプション契約は2016年12月30日に入手可能な直近価格で評価され、正味市場価額は貸借対照表の資産項目「オプションおよびスワップションの正味時価評価額」および負債項目「オプションおよびスワップションの正味時価評価額」に記載されている。

2016年12月31日時点で、当ファンドは以下の未決済のオプション契約を保有していた。

コールまたは プット別の額面	契約			カウンター・ パーティ	通貨	支払 (受取) プレミアム	市場価値	未実現評価益 / (損)
3,660	DAX	Index,	Put,	UBS	EUR	4,440,962	3,286,836	(1,154,126)
	11,150,	17/02/2017						
(2,494)	FTSE 100	Index,	Put,	UBS	GBP	(992,276)	(684,932)	307,345
	6,500,	17/02/2017						
2,494	FTSE 100	Index,	Put,	UBS	GBP	3,425,404	2,231,800	(1,193,605)
	6,875,	17/02/2017						
(5,012)	MSCI EM	Index,	Put,	UBS	USD	(1,112,009)	(852,040)	259,969
	750,	20/02/2017						
5,012	MSCI EM	Index,	Put,	UBS	USD	6,147,253	5,062,120	(1,085,133)
	850,	20/02/2017						
					USD		9,043,784	(2,865,550)

クレジット・デフォルト・スワップ

当社は、プロテクションの取得によりポートフォリオにおける一部の発行体の特定の信用リスクをヘッジするために、クレジット・デフォルト・スワップを利用する場合があります。また、当社は、当社の株主の排他的な利益になるならば、原資産を保有せずにクレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを購入する場合があります。

さらに、当社の株主の排他的な利益になる場合、当社はまた、特定のクレジット・エクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを売却する場合があります。

当社は、この種の取引を専門とする信用格付けの高い金融機関とのみ、かつ国際スワップ・デリバティブ協会の定める標準的な条件に従い、クレジット・デフォルト・スワップ取引を行う。また、クレジット・デフォルト・スワップの利用は、関連ファンドの投資目的、方針およびリスク・プロファイルに適合しなければならない。

クレジット・デフォルト・スワップは、金利およびクローリング期日に市場で取引されるクレジット・スプレッドの現在価値を用い、2016年12月30日時点の实在価値で評価される。これらの評価の結果は、2016年12月30日のクレジット・デフォルト・スワップに関連する受取/支払金利と共に、貸借対照表の「未実現評価益/(損) - クレジット・デフォルト・スワップ契約」に記載されている。

2016年12月31日時点で、当ファンドは以下のクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結していた。

プロテク ション 売り/ 買い	詳細	カウンター・ パーティ	通貨	額面価額	支払/ 受取 金利 (%)	満期日	未実現評価益/ (損)
買	Bonds issued by Holcim GB Finance Ltd.	Citigroup	EUR	1,250,000	1.00	2021年6月20日	(12,565)
買	Bonds issued by HSBC Bank plc	J.P. Morgan	EUR	1,000,000	1.00	2021年6月20日	(16,742)
買	Bonds issued by Peugeot SA	Merrill Lynch	EUR	510,000	5.00	2020年12月20日	(73,328)
買	Bonds issued by Peugeot SA	Barclays Bank	EUR	850,000	5.00	2021年6月20日	(127,601)
売	Bonds issued by Telecom Italia SpA	J.P. Morgan	EUR	628,931	1.00	2021年12月20日	(41,828)
買	Bonds issued by Turkey Government	Citigroup	USD	850,000	1.00	2021年6月20日	52,330
買	Bonds issued by Turkey Government	Barclays Bank	USD	1,550,000	1.00	2021年12月20日	117,278
買	Bonds issued by Wendel SA	Merrill Lynch	EUR	2,050,000	5.00	2020年12月20日	(359,081)
						USD	(461,537)

2016年12月31日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
ドル・リクイディティ (注1)
(米ドル)

資産	
投資	
有価証券取得価額	711,225,357
未実現評価益/ (損)	(108,817)
有価証券評価額	711,116,540
銀行預金	43,413,237
未収追加金	660,022
未収配当金および未収利息	1,337,144
資産計	756,526,943
負債	
有価証券未払金	30,011,719
未払運用報酬	60,753
その他未払金	207,062
負債計	30,279,534
純資産総額	726,247,409

(注1) 評価額は償却原価を表す。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・
ファンド・ドル・リクイディティ
(米ドル)

純資産総額

2016年12月31日現在

726,247,409

発行済投資証券口数

2016年12月31日現在

Class A Dis	-
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-

Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	1,046,929
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	7,574
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	978,604
Class B Acc EUR	97,354
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	100,884
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	802,164
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc NOK	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-

Class F Acc SGD	-
Class I Acc	3, 213, 759
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc EUR Hedged	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	308, 515
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

シュローダー・インターナショナル・セレクション・
 ファンド・ドル・リクイディティ
 (米ドル)

一口当たり純資産価額 *

2016年12月31日現在	Class A Dis	-
	Class A Dis AUD	-
	Class A Dis AUD Hedged	-
	Class A Dis CHF	-
	Class A Dis CHF Hedged	-
	Class A Dis EUR	-
	Class A Dis EUR Hedged	-
	Class A Dis GBP	-
	Class A Dis GBP Hedged	-
	Class A Dis HKD	-
	Class A Dis NOK Hedged	-
	Class A Dis RMB Hedged	-
	Class A Dis SEK Hedged	-
	Class A Dis SGD	-
	Class A Dis SGD Hedged	-
	Class A Dis USD	-
	Class A Dis USD Hedged	-
	Class AX Dis	-
	Class B Dis	-
	Class B Dis EUR Hedged	-
	Class C Dis	-
	Class C Dis CHF Hedged	-
	Class C Dis EUR	-
	Class C Dis EUR Hedged	-
	Class C Dis GBP	-
	Class C Dis GBP Hedged	-
	Class C Dis JPY Hedged	-
	Class C Dis SEK Hedged	-
	Class C Dis USD	-
	Class C Dis USD Hedged	-
	Class D Dis	-
	Class I Dis	-
	Class I Dis EUR	-
	Class I Dis EUR Hedged	-
	Class I Dis GBP	-
	Class I Dis GBP Hedged	-
	Class IZ Dis	-
	Class IZ Dis EUR	-
	Class J Dis	-
	Class J Dis JPY	-
	Class S Dis	-
	Class S Dis EUR	-
	Class S Dis EUR Hedged	-
	Class S Dis GBP	-
	Class S Dis GBP Hedged	-
	Class S Dis USD Hedged	-
	Class X Dis	-
	Class Z Dis	-
	Class Z Dis AUD Hedged	-
	Class Z Dis EUR	-
	Class Z Dis EUR Hedged	-
	Class Z Dis GBP	-
	Class Z Dis GBP Hedged	-
	Class Z Dis HKD	-

Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	105.0797
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	117.2248
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	104.4099
Class B Acc EUR	117.2168
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	108.2698
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	117.2739
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc NOK	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	111.8857

Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc EUR Hedged	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	101.8118
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

*各クラスの一戸当たり純資産価額 (NAV) は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2016年12月31日現在の投資有価証券明細表

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
ドル・リクイディティ

株式数または元本額	公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
カナダ		12,991,420	1.79
USD 13,000,000	Royal Bank of Canada 1.2% 19/09/2017	12,991,420	1.79
アメリカ合衆国		310,268,046	42.72
USD 14,700,000	Pfizer, Inc., FRN 1.056% 15/05/2017	14,707,865	2.03
USD 30,000,000	US Treasury 0.875% 31/01/2017	30,010,547	4.13
USD 35,000,000	US Treasury 0.875% 30/04/2017	35,037,598	4.82
USD 20,000,000	US Treasury 3.125% 30/04/2017	20,164,844	2.78
USD 20,000,000	US Treasury 0.5% 31/07/2017	19,981,250	2.75
USD 25,000,000	US Treasury 0.875% 15/08/2017	25,023,926	3.45
USD 50,000,000	US Treasury 2.75% 31/12/2017	50,900,390	7.01
USD 25,000,000	US Treasury 1% 15/09/2018	24,938,476	3.43
USD 65,000,000	US Treasury 0.75% 31/10/2018	64,508,692	8.88
USD 25,000,000	US Treasury Bill 0% 19/01/2017	24,994,458	3.44

公的取引所への上場承認を受けた
譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計

323,259,466 **44.51**

株式数または元本額	その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
カナダ		94,985,873	13.08
USD 23,500,000	Caisse Centrale Desjardins, 144A 1.6% 06/03/2017	23,511,162	3.24
USD 20,000,000	Province of British Columbia Canada 0% 14/03/2017	19,964,311	2.75
USD 25,000,000	Province of Ontario 0% 22/02/2017	24,973,500	3.44
USD 6,550,000	Toronto-Dominion Bank (The) 0% 13/03/2017	6,536,900	0.90
USD 20,000,000	Toronto-Dominion Bank (The) 1.17% 19/06/2017	20,000,000	2.75
デンマーク		24,959,743	3.44
USD 25,000,000	Danske Corp. 0% 03/03/2017	24,959,743	3.44
オランダ		45,991,001	6.33
USD 16,000,000	Cooperatieve Rabobank UA 0.97% 03/04/2017	16,000,000	2.20
USD 10,160,000	Cooperatieve Rabobank UA 0% 28/04/2017	10,123,368	1.39
USD 20,000,000	Royal Dutch Shell plc 0% 28/07/2017	19,867,633	2.74
ニュージーランド		24,904,889	3.43
USD 25,000,000	ANZ New Zealand Int'l Ltd. 0% 08/05/2017	24,904,889	3.43
スイス		14,893,046	2.05
USD 15,000,000	Credit Suisse AG 0% 12/07/2017	14,893,046	2.05
イギリス		19,909,250	2.74
USD 20,000,000	Abbey National Treasury Services plc 0% 15/05/2017	19,909,250	2.74
アメリカ合衆国		162,213,272	22.34
USD 25,000,000	Apple, Inc. 0% 27/03/2017	24,954,611	3.44
USD 15,000,000	Canadian Imperial Holding, Inc. 0% 24/03/2017	14,968,529	2.06
USD 5,000,000	Canadian Imperial Holding, Inc. 0% 05/05/2017	4,980,729	0.69
USD 1,835,000	Cisco Systems, Inc., FRN 1.222% 03/03/2017	1,836,064	0.25
USD 5,200,000	Coca-Cola Co. (The) 0% 06/03/2017	5,192,170	0.71
USD 10,000,000	Exxon Mobil Corp. 0% 23/01/2017	9,996,358	1.38

USD	15,000,000	J.P. Morgan Securities plc 0% 01/02/2017	14,991,387	2.06
USD	20,000,000	PepsiCo, Inc. 0% 19/01/2017	19,993,350	2.75
USD	30,000,000	US Treasury Bill 0% 02/02/2017	29,989,348	4.13
USD	30,000,000	US Treasury Bill 0% 23/02/2017	29,977,928	4.13
USD	5,000,000	US Treasury Inflation Indexed 0.125% 15/04/2017	5,332,798	0.74
その他の規制市場で取引される譲渡可能証券 および短期金融市場証券の合計			387,857,074	53.41
投資総額			711,116,540	97.92
その他の純資産			15,130,869	2.08
純資産総額			726,247,409	100.00

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2017年6月30日現在です。

【シュロージャー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	9,157,943,315円
II 負債総額	48,489,535円
III 純資産総額（I－II）	9,109,453,780円
IV 発行済口数	11,266,757,426口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8085円

【シュロージャー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	296,747,622円
II 負債総額	7,823,927円
III 純資産総額（I－II）	288,923,695円
IV 発行済口数	342,021,316口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8448円

（参考）

シュロージャー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	11,646,415,485円
II 負債総額	50,942,224円
III 純資産総額（I－II）	11,595,473,261円
IV 発行済口数	9,059,328,036口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2799円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成 29 年 6 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	39,200 株
	発行済株式総数	9,800 株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成 29 年 6 月末現在）

① 経営体制

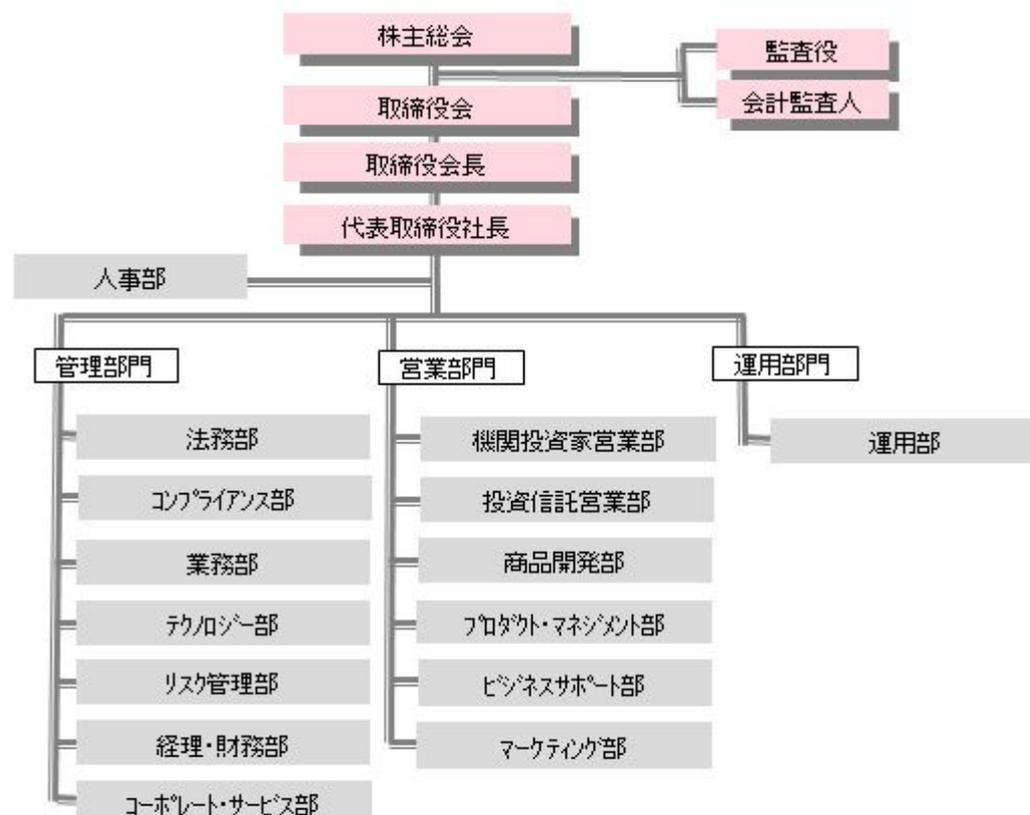
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



② 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクトマネジャーは月次で Schroder Investment Risk Exception Notification[SIREN]システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認、サインオフを行います。SIREN システムは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成 29 年 6 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額 (円)
追加型株式投資信託	58	730,766,017,820

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 26 期事業年度（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 3 月 15 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太 田 英 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの第 26 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 28 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 25 期 (平成 27 年 12 月 31 日)	第 26 期 (平成 28 年 12 月 31 日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	3,469,940	2,247,081
立替金	-	498
前払費用	74,114	57,386
貸付金	-	2,000,000
未収入金	261,752	365,739
未収委託者報酬	679,930	710,009
未収運用受託報酬	952,004	1,217,426
1年内受取予定の長期差入保証金	2,000	200
繰延税金資産	579,737	627,082
流動資産合計	6,019,478	7,225,424
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 28,813	30,705
器具備品(純額)	*1 57,323	80,233
有形固定資産合計	86,136	110,938
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	49,144	33,407
無形固定資産合計	52,844	37,107
投資その他の資産		
投資有価証券	6,475	5,872
長期差入保証金	244,179	239,464
その他投資	950	950
貸倒引当金	△ 950	△ 950
繰延税金資産	316,694	427,991
投資その他の資産合計	567,348	673,328
固定資産合計	706,329	821,374
資 産 合 計	6,725,808	8,046,799

(単位：千円)

	第 25 期 (平成 27 年 12 月 31 日)	第 26 期 (平成 28 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	44,097	50,819
未払金		
未払収益分配金	75	75
未払償還金	14,012	14,012
未払手数料	207,469	196,199
その他未払金	*2 2,186,021	1,895,483
未払費用	64,448	62,749
未払法人税等	719,335	323,451
未払消費税等	94,719	61,789
流動負債合計	3,330,178	2,604,580
固定負債		
長期未払金	263,227	599,548
長期未払費用	33,356	4,427
退職給付引当金	796,438	859,177
役員退職慰労引当金	31,052	37,066
資産除去債務	87,642	88,869
固定負債合計	1,211,717	1,589,090
負債合計	4,541,896	4,193,671
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,193,763	2,862,893
利益剰余金合計	1,193,763	2,862,893
株主資本合計	2,183,763	3,852,893
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	148	234
評価・換算差額等合計	148	234
純資産合計	2,183,911	3,853,128
負債純資産合計	6,725,808	8,046,799

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期		第26期	
	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日		自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	
営業収益				
委託者報酬	2,612,569		2,622,715	
運用受託報酬	4,368,399		4,310,848	
その他営業収益	2,819,369		3,540,406	
営業収益計	9,800,338		10,473,971	
営業費用				
支払手数料	913,688		882,417	
広告宣伝費	126,363		94,748	
公告費	780		780	
調査費				
調査費	153,656		195,993	
委託調査費	1,148,494		1,352,260	
図書費	2,908		2,454	
事務委託費	318,157		316,583	
営業雑経費				
通信費	28,523		27,662	
印刷費	8,173		10,574	
協会費	6,915		9,278	
諸会費	3,450		3,905	
営業費用計	2,711,112		2,896,659	
一般管理費				
給料				
役員報酬	426,838		439,537	
給料・手当	1,354,590		1,402,374	
賞与	1,194,038		1,207,233	
交際費	7,738		6,470	
旅費交通費	69,476		67,689	
租税公課	27,056		37,069	
不動産賃借料	245,143		247,157	
退職給付費用	109,057		116,557	
役員退職慰労引当金繰入	6,682		6,014	
法定福利費	159,150		175,541	
固定資産減価償却費	63,961		57,124	
諸経費	1,579,990		1,500,298	
一般管理費計	5,243,724		5,263,069	
営業利益(△営業損失)	1,845,501		2,314,242	
営業外収益				
受取利息	1,009		572	
受取配当金	439		26	
有価証券売却益	3,512		-	
為替差益	15,893		4,550	
雑益	1,738		31,754	
営業外収益計	22,593		36,904	
営業外費用				

有価証券売却損	-	137
雑損失	1,106	674
営業外費用計	1,106	812
経常利益 (△経常損失)	1,866,988	2,350,334
特別損失		
割増退職金等	*1 7,034	-
固定資産除却損	356	1,992
特別損失計	7,390	1,992
税引前当期純利益		
(△税引前当期純損失)	1,859,598	2,348,342
法人税、住民税及び事業税	912,004	837,854
法人税等調整額	△ 167,917	△ 158,643
法人税等合計	744,087	679,211
当期純利益 (△当期純損失)	1,115,511	1,669,130

(3) 【株主資本等変動計算書】

第25期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813
当期変動額						
剰余金の配当			△1,960,000	△1,960,000		△1,960,000
当期純利益			1,115,511	1,115,511		1,115,511
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△4,413	△4,413
当期変動額合計	-	-	△844,488	△844,488	△4,413	△848,901
当期末残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911

第26期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911
当期変動額						
剰余金の配当			-	-		-
当期純利益			1,669,130	1,669,130		1,669,130
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					85	85
当期変動額合計	-	-	1,669,130	1,669,130	85	1,669,216
当期末残高	490,000	500,000	2,862,893	3,852,893	234	3,853,128

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によりしております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によりしております。ただし、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によりしております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によりしております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によりしております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>

<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
-----------------------------------	--

会計方針の変更

<p>1. 建物附属設備に係る減価償却方法</p>	<p>法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を第 26 期事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>
---------------------------	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第 25 期 平成 27 年 12 月 31 日現在		第 26 期 平成 28 年 12 月 31 日現在	
*1	有形固定資産の減価償却累計額		
	建物附属設備	139,387 千円	144,495 千円
	器具備品	151,545 千円	165,532 千円
*2	関係会社項目		
	その他未払金	515,023 千円	229,880 千円
			240,530 千円

(損益計算書関係)

第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日
*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。	—

(株主資本等変動計算書関係)

第 25 期 (自平成 27 年 1 月 1 日至平成 27 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 25 期事業年度 期首株式数	第 25 期事業年度 増加株式数	第 25 期事業年度 減少株式数	第 25 期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合計	9,800 株	—	—	9,800 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 4 日 取締役会	普通株式	1,960,000	200,000	平成 27 年 6 月 30 日	平成 27 年 7 月 1 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第26期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第26期事業年度 期首株式数	第26期事業年度 増加株式数	第26期事業年度 減少株式数	第26期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第25期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	第26期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 7,963千円	1年内 1,493千円
1年超 1,990千円	1年超 —千円
合計 9,954千円	合計 1,493千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第25期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	第26期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価</p>

<p>し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p>外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金または関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>
---	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

第25期（平成27年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,469,940	3,469,940	—
(2) 未収入金	261,752	261,752	—
(3) 未収委託者報酬	679,930	679,930	—
(4) 未収運用受託報酬	952,004	952,004	—
資産計	5,363,627	5,363,627	—
(1) 未払手数料	207,469	207,469	—
(2) その他未払金	2,186,021	2,186,021	—
負債計	2,393,490	2,393,490	—

第26期（平成28年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,247,081	2,247,081	—
(2) 貸付金	2,000,000	2,000,000	—
(3) 未収入金	365,739	365,739	—
(4) 未収委託者報酬	710,009	710,009	—
(5) 未収運用受託報酬	1,217,426	1,217,426	—
資産計	6,540,256	6,540,256	—
(1) 未払手数料	196,199	196,199	—
(2) その他未払金	1,895,483	1,895,483	—
(3) 長期未払金	599,548	601,747	△2,198
負債計	2,691,231	2,693,430	△2,198

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第25期 平成27年12月31日現在	第26期 平成28年12月31日現在
資産	資産
(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 預金 同左
(2) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております
(3) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収入金 同左
	(4) 未収委託者報酬 同左

<p>(4) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>負債</p> <p>(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(5) 未収運用受託報酬 同左</p> <p>負債</p> <p>(1) 未払手数料 同左</p> <p>(2) その他未払金 同左</p> <p>(3) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。</p>
---	---

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
第25期(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	3,469,940	—
未収入金	261,752	—
未収委託者報酬	679,930	—
未収運用受託報酬	952,004	—
合計	5,363,627	—

第26期(平成28年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	2,247,081	—
貸付金	2,000,000	—
未収入金	365,739	—
未収委託者報酬	710,009	—
未収運用受託報酬	1,217,426	—
合計	6,540,256	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
第25期(平成27年12月31日現在)

該当事項はありません。

第26期(平成28年12月31日現在)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第25期(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,367	3,060	307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,107	3,266	△159
合計	6,475	6,326	148

第26期(平成28年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,937	3,568	369
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,934	2,070	△135
合計	5,872	5,638	234

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第25期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第26期(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(退職給付関係)

第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日																																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">710,422 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">109,057 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△23,041 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>796,438 千円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>—</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>796,438 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>796,438 千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>796,438 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>796,438 千円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 <div style="text-align: right;">109,057 千円</div></p>	期首における退職給付引当金	710,422 千円	退職給付費用	109,057 千円	退職給付の支払額	<u>△23,041 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>		—	非積立型制度の退職給付債務	<u>796,438 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>	退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">796,438 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">116,557 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△53,818 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>859,177 千円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>—</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>859,177 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>859,177 千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>859,177 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>859,177 千円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 <div style="text-align: right;">116,557 千円</div></p>	期首における退職給付引当金	796,438 千円	退職給付費用	116,557 千円	退職給付の支払額	<u>△53,818 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>859,177 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>		—	非積立型制度の退職給付債務	<u>859,177 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>859,177 千円</u>	退職給付引当金	<u>859,177 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>859,177 千円</u>
期首における退職給付引当金	710,422 千円																																												
退職給付費用	109,057 千円																																												
退職給付の支払額	<u>△23,041 千円</u>																																												
期末における退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>																																												
積立型制度の退職給付債務	—																																												
年金資産	<u>—</u>																																												
	—																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>796,438 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>																																												
退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>																																												
期首における退職給付引当金	796,438 千円																																												
退職給付費用	116,557 千円																																												
退職給付の支払額	<u>△53,818 千円</u>																																												
期末における退職給付引当金	<u>859,177 千円</u>																																												
積立型制度の退職給付債務	—																																												
年金資産	<u>—</u>																																												
	—																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>859,177 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>859,177 千円</u>																																												
退職給付引当金	<u>859,177 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>859,177 千円</u>																																												

(税効果会計関係)

第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日
<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <p>未払費用否認 857,947 退職給付引当金損金 算入限度超過額 257,568 役員退職慰労引当金否認 10,042 資産除去債務 24,011 その他 54,926</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,204,494 評価性引当額 △308,063</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 896,431</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 896,431</p>	<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <p>未払費用否認 729,305 退職給付引当金損金 算入限度超過額 263,492 役員退職慰労引当金否認 11,367 資産除去債務 24,279 その他 26,628</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 1,055,074 評価性引当額 -</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 1,055,074</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 1,055,074</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>法定実効税率 35.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 6.7% 評価性引当額 △3.4% 税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正 6.1% その他 △5.0%</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の 法人税等の負担率 40.0%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>法定実効税率 33.1% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 5.1% 評価性引当額 △13.1% 税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正 2.2% 過年度法人税等 2.3% 法人税額の特別控除額 △2.4% その他 1.8%</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の 法人税等の負担率 28.9%</p>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の 35.64%から、解消が見込まれる期間が平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までのものは 33.06%、平成 29 年 1 月 1 日以降のものについては 32.26%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は 113,879 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 3 月 29 日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成 28 年 11 月 18 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成 29 年 1 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.26%から、解消が見込まれる期間が平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までのものは 30.86%、平成 31 年 1 月 1 日以降のものについては 30.62%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は 52,815 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を 10 年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第 25 期		第 26 期	
	自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日		自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日	
期首残高		86,432 千円		87,642 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		－千円		－千円
その他増減額（△は減少）		1,210 千円		1,226 千円
期末残高		87,642 千円		88,869 千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

< 関連情報 >

第 25 期 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,612,569	4,368,399	1,873,934	945,435	9,800,338

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,760,510	2,039,828	9,800,338

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第 26 期 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,622,715	4,310,848	2,586,536	953,870	10,473,971

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,916,799	2,557,171	10,473,971

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第25期 (自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	0.5百万ユーロ	持株会社	被所有直接100%	当社への出資	剰余金の配当	1,960,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5百万ポンド	持株会社	被所有間接100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および従業員の賞与の負担金)(注1)	192,399	その他未払金	515,023

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社(注2)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注4)	113,510	未収運用受託報酬	5,358
							サービス提供業務報酬の受取(注5)	638,886	未収入金	86,701
							情報提供業務報酬の受取(注6)	191,039		
							役務提供業務の対価の受取(注6)	302,673		
							運用再委託報酬の支払(注4)	560,569	未払金(その他未払金)	210,292
							一般管理費(諸経費)の支払(注6)	302,616		
							一般管理費(出向者人件費の負担金)(注7)	223,484		

親会社の子会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガポ ールドル	投資運 用業	-	運用受託 契約の再 委任、業 務委託等	運用受託報酬の 受取(注4)	7,514	未収運用 受託 報酬	548
							サービス提供業 務報酬の受取 (注5)	238,777	未収 入金	46,826
							役務提供業務の 対価の受取(注 6)	88,499		
							運用再委託報酬 の支払 (注4)	12,189	未払金 (その 他未払 金)	62,438
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注6)	797,951		
兄弟 会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.8 百万 ユーロ	資産管 理業	-	運用受託 契約の再 委任等	運用受託報酬の 受取(注4)	1,693,619	未収運用 受託 報酬	172,717
							サービス提供業 務報酬の受取 (注5)	451,636	未収 入金	59,918
							役務提供業務の 対価の受取(注 6)	267,314		
							運用再委託報酬 の支払 (注4)	468,269	未払金 (その 他未払 金)	64,221

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注5) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注6) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。
- (注7) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第26期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5百万ポンド	持株会社	被所有 間接 100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および従業員の賞与の負担金(注1))	185,595	その他未払金 長期未払金	229,880 240,530

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社(注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6百万ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	受取利息	49	貸付金	2,000,000
							資金の貸付(注6)	2,000,000	未収入金	49
親会社の子会社(注3)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注7)	51,382	未収運用受託報酬	5,278
							サービス提供業務報酬の受取(注8)	454,812	未収入金	104,244
							情報提供業務報酬の受取(注9)	205,442		
							役務提供業務の対価の受取(注9)	289,764		
							運用再委託報酬の支払(注7)	678,268	未払金(その他未払金)	162,975
							一般管理費(諸経費)の支払(注9)	280,589		
							一般管理費(出向者人件費の負担金)(注10)	146,277		

兄弟会社 (注4)	シュロ ーダー・イ ンベスト メント・マ ネージメ ント・(シ ンガポ ール)・リ ミテッド	シンガ ポール	50.7 百万 シンガ ポール ドル	投資運 用業	-	運用受 託契約 の再委 任、業 務委託 等	運用受託報酬の 受取(注7)	6,009	未収運 用受託 報酬	955
							サービス提供業 務報酬の受取 (注8)	293,578	未収 入金	53,064
							役務提供業務の 対価の受取 (注9)	91,910		
							運用再委託報酬 の支払(注7)	8,183	未払金 (その 他未払 金)	100,434
							一般管理費(諸経 費)の支払 (注9)	762,719		
兄弟 会社 の子 会社 (注 5)	シュロ ーダー・イ ンベスト メント・マ ネージメ ント (ルクセ ンブル ク)・エ ス・エー	ルクセ ンブル ク	12.8 百万 ユーロ	資産管 理業	-	運用受 託契約 の再委 任等	運用受託報酬の 受取(注7)	1,394,780	未収運 用受託 報酬	117,120
							サービス提供業 務報酬の受取 (注8)	1,184,231	未収 入金	133,645
							役務提供業務の 対価の受取(注 9)	260,098		
							運用再委託報酬 の支払(注7)	515,281	未払金 (その 他未払 金)	63,385

- (注2) 当社の最終親会社であるシュロダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュロダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュロダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3) 当社の最終親会社であるシュロダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュロダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 当社の親会社であるシュロダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュロダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の兄弟会社であるシュロダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュロダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。
- (注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。
- (注7) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。
- (注10) シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュロダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュロダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日
1株当たり純資産額 222,848 円 13 銭	1株当たり純資産額 393,176 円 33 銭
1株当たり当期純利益 113,827 円 72 銭	1株当たり当期純利益 170,319 円 44 銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 1,115,511 千円 普通株式に係る当期純利益 1,115,511 千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 1,669,130 千円 普通株式に係る当期純利益 1,669,130 千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 9,800 株	普通株式の期中平均株式数 9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

シュローダー・インカムアセット・
アロケーション（毎月決算型）
Aコース（為替ヘッジなし）

約 款

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）
Aコース（為替ヘッジなし）
運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用方針は次のものとします。

1. 基本方針

この証券投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。

②マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券や海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を行います。

③実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの直接利用は行いません。

④投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 3 日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第 1 期、第 2 期は分配を行いません。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

②分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）
Aコース（為替ヘッジなし）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 100 万円を上限として受益者のために利殖の目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびシュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）の信託金と合わせて金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 6 月 5 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 100 万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条 1 項の追加口数に応じて、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 22 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」を

いい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める単位をもって取得申込に応じることができます。また、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しても同様とします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は 1 口につき 1 円に委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料(その減免を含む)の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ④ 前 2 項にかかわらず、委託者の指定する販売会社において、シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) B コース(為替ヘッジあり)の受益者が、当該信託の受益権の換金の手取額をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、ロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、第 1 項および第 4 項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、第 1 項および第 4 項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。また、シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) B コース(為替ヘッジあり)の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合において、委託者が当該信託の一部解約の実行の請求を取消したときには、委託会社の指定する販売会社は、当該取得申込の受付の中止、当該取得申込の取消またはその両方を行うものとします。
- ⑦ 第 2 項、第 4 項の規定にかかわらず、受益者が第 36 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座

に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項、第 4 項または第 7 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 23 条において同じ。）第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 20 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図および範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 24 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーまたは外国法人が発行する譲渡性預金証書は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 26 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 27 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、有価証券にかかる売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えない額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎月 4 日から翌月 3 日までとします。ただし第 1 計算期間については平成 25 年 6 月 4 日から平成 25 年 7 月 3 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第 33 条 信託財産に関する以下の費用（以下総称して「諸経費」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. 組入有価証券の売買委託手数料

2. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および受託者が立替えた立替金の利息

② 以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 監査費用

2. 法律顧問・税務顧問への報酬および費用

3. 目論見書の作成・印刷・交付費用

4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

5. 信託約款の作成・印刷・届出費用

6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用

7. 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

8. 投信振替制度に係る費用および手数料等

9. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

10. 格付の取得に要する費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ④前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑥第2項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④一部解約金（第39条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第39条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、収益分配金については、第 36 条第 1 項に規定する支払開始日もしくは第 36 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資を行う日までに、償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 39 条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、1 口単位または委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者の一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、ロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

- ③一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ④委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 10,000 分の 30 の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

- ⑥第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

- ⑦前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 25 億口を下回ることとなった場合また市場の大幅な変動などにより委託者が運用を続けることが困難であると判断した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情（前条第 8 項に規定する場合を含みます。）が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を

定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥第 2 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第47条 受託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年6月4日 (信託契約締結日)

委託者 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

シュローダー・インカムアセット・
アロケーション（毎月決算型）
Bコース（為替ヘッジあり）

約 款

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）
Bコース（為替ヘッジあり）
運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用方針は次のものとします。

1. 基本方針

この証券投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。

②マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券や海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を行います。

③実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの直接利用は行いません。

④投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 3 日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第 1 期、第 2 期は分配を行いません。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

②分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）
Bコース（為替ヘッジあり）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 100 万円を上限として受益者のために利殖の目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびシュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の信託金と合わせて金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 6 月 5 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 100 万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条 1 項の追加口数に応じて、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 22 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」を

いい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める単位をもって取得申込に応じることができます。また、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しても同様とします。

- ②前項の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は1口につき1円に委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③前項の手数料(その減免を含む)の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ④前2項にかかわらず、委託者の指定する販売会社において、シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジなし)の受益者が、当該信託の受益権の換金の手取額をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤第1項および第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、ロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、第1項および第4項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、第1項および第4項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。また、シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジなし)の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合において、委託者が当該信託の一部解約の実行の請求を取消したときには、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の受付の中止、当該取得申込の取消またはその両方を行うものとします。
- ⑦第2項、第4項の規定にかかわらず、受益者が第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座

に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項、第 4 項または第 7 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 23 条において同じ。）第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 20 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図および範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 24 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーまたは外国法人が発行する譲渡性預金証書は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 26 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 27 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、有価証券にかかる売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えない額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎月 4 日から翌月 3 日までとします。ただし第 1 計算期間については平成 25 年 6 月 4 日から平成 25 年 7 月 3 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第 33 条 信託財産に関する以下の費用（以下総称して「諸経費」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. 組入有価証券の売買委託手数料

2. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および受託者が立替えた立替金の利息

② 以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 監査費用

2. 法律顧問・税務顧問への報酬および費用

3. 目論見書の作成・印刷・交付費用

4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

5. 信託約款の作成・印刷・届出費用

6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用

7. 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

8. 投信振替制度に係る費用および手数料等

9. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

10. 格付の取得に要する費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ④前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑥第2項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④一部解約金（第39条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第39条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、収益分配金については、第 36 条第 1 項に規定する支払開始日もしくは第 36 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資を行う日までに、償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 39 条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、1 口単位または委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、ロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

- ③一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ④委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 10,000 分の 30 の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

- ⑥第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

- ⑦前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 25 億口を下回ることとなった場合また市場の大幅な変動などにより委託者が運用を続けることが困難であると判断した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情（前条第 8 項に規定する場合を含みます。）が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を

定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥第 2 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第47条 受託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年6月4日 (信託契約締結日)

委託者 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

Schroders

シュローダー・インベストメント・マネジメント